

令和7年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和7(2025)年6月
和歌山信愛大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準 1. 使命・目的	5
基準 2. 内部質保証	7
基準 3. 学生	13
基準 4. 教育課程	30
基準 5. 教員・職員	45
基準 6. 経営・管理と財務	54
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	66
基準 A. 地域連携・地域貢献	66
V. 特記事項	71
VI. 法令等の遵守状況一覧	73
VII. エビデンス集一覧	88
エビデンス集（データ編）一覧	88
エビデンス集（資料編）一覧	88

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

和歌山信愛大学の建学の精神は「キリスト教的価値観に基づく人格形成」と「地域と社会に貢献する人材の育成」である。そして、この精神の根幹は、和歌山信愛女学院の設立母体である「ショファイユの幼きイエズス修道会」の創立者レーヌ・アンティの言葉「一つの心、一つの魂」をモットーに、キリストの教えに従って、学生一人ひとりが生命と人格を尊重しその能力の全面的開花・発展を目指すことにある。そして、この建学の精神のもと、学生一人ひとりが自己形成と社会貢献を目指して一心に励む歩みを促すと共に、地域社会を支える学術の中心として、学術文化の進展と社会の発展に寄与することを目指して、平成31(2019)年4月、和歌山信愛大学は開学した。また、地域における教育・保育を支える人材育成の充実を求める地域社会からの要請に応え、和歌山信愛大学に教育学部子ども教育学科を設置した。

2. 使命・目的

和歌山信愛大学(以下、「本学」という。)学則第1条第1項において、「和歌山信愛大学は、教育基本法及び学校教育法の精神に則り、建学の精神に基づく豊かな人間性の涵養を目指すとともに、深く専門の学術を教授研究し、職業人としての高度な専門性で地域と社会の発展に寄与する、自立した人材を育成することを目的とする。」と定めている。また、第1条第2項において、「本学教育学部子ども教育学科は、建学の精神に基づく豊かな人間性を基盤とし、子ども一人ひとりに寄り添う支援力とコミュニケーション力、高い専門的知識・技能に裏付けられた創造的思考力とリーダーシップで、子どもと地域社会の未来を築く、教育者・保育者を養成することを目的とする。」と定めている。

3. 大学の個性・特色

本学は、和歌山信愛女学院の宗教的情操教育の基礎を受け継ぎ、信愛教育の基礎としての授業「信愛教育Ⅰ」「信愛教育Ⅱ」「いのちと倫理」「ボランティア実習」や宗教行事「クリスマスのおどい」「コースまっとう祈願ミサ」「卒業感謝ミサ」等を行い、授業での内容とともに宗教行事を通じて建学の精神である「キリスト教的価値観に基づく人格形成」と「地域と社会に貢献する人材の育成」の心への理解を深めている。さらに、本学教職員には、毎年「建学の精神を学ぶFD・SD研修会」を行って理解を深め、通常の授業や業務の中で建学の精神を実現できるように努めている。

教育の特色は、①少人数制授業による授業指導の面倒見の良さ、②地域との連携による体験的な学びと実践力の向上、③学生の関心に合わせた多様な免許・資格、④自主創造的・自発的な課外活動等である。

①少人数制授業による授業指導の面倒見の良さ

学生サポート体制として、担当教員制をとっており、全学生は、学生生活の全期間を担当教員よりサポートを受けることができる。3年次からは、卒業研究などの関連科目である「専門ゼミナール」の担当教員のサポートも加わる。日常的に、気軽に相談できる体制を充実することで、授業を含む様々な学生生活の悩みの解消に結びつけている。担当教員

は基本的には変更しないが、諸事情により変更が生じた場合でも、4年間を通じて学生の学修状況及び生活状況等を記録する学生ポートフォリオを通じ、4年間の記録が継承され、学生サポートに活用される。さらに、各教員がオフィスアワーを設け、学生とのコミュニケーションを深め、学習上の個別指導・サポート等を行っている。このように全学年を通して、家庭的できめ細かな指導がなされており、教員と学生の距離が近いのが本学の特色である。

②地域との連携による体験的な学びと実践力の向上

本学では、1年次より地域での体験的学びを実施し、実践力の向上を図っている。「地域連携フィールド学習」（1年通期選択）や「地域連携フィールドゼミナール」（2年通期必修）では、実際に現場に出向いて実物に触れ、実際に地域で働いている方々と交流する。「教職基礎実習」「幼稚園実習Ⅰ・Ⅱ」「小学校実習」「保育実習Ⅰ（保育所）」「保育実習Ⅰ（施設）」「保育実習Ⅱ」「保育実習Ⅲ」等の科目では、教育現場において段階的に実習に取り組む。そして、教育・保育現場で直面する課題や疑問に対し、大学での学修を活かして解決を図るとともに、確かな実践力が身につくよう、和歌山県・和歌山県教育委員会及び和歌山市・和歌山市教育委員会等との連携協定及び協力体制の下、実習を行っている。

③学生の関心に合わせた多様な免許・資格

本学では、学生の希望により、小学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状、保育士資格の免許・資格が4年間で取得できるよう、教育課程が編成されている。1・2年次は、小学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状、保育士資格に関連する基礎科目を共通に学び、3年次以降は、学生の希望により小幼コースと幼保コースに分かれ、専門性を高める。そして、4年進級時にGPAが3.0以上の基準を満たすことで、三つの免許・資格が取得できる教育課程となっている。

④自主創造的・自発的な課外活動等

開学後、学生は自ら自主創造的・自発的に各種サークルを立ち上げ、課外活動を開始した。現在、文化系・体育系のサークルは13団体が組織され活動している。地域ボランティアサークルの活躍も本学の特徴であり、県内各地に出向き、積極的に活動を展開している。また、大学が行う専門職・キャリアアップのための各種講座「教員採用試験対策講座」「公務員試験対策講座」「自己分析講座」「教員採用試験対策 夏期集中講座」「面接練習」にも積極的に参加し、学生自身のキャリアアップや進路決定等に役立てている。

Ⅱ. 沿革

1. 本学の沿革

昭和 21(1946)年 4月	桜映女学校創立（各種学校令による）
昭和 22(1947)年 3月	財団法人和歌山女子学園設置
昭和 22(1947)年 4月	和歌山女子専門学校英語科・経済科設置
昭和 22(1947)年 10月	和歌山市屋形町2丁目9番地に学舎を定める
昭和 23(1948)年 4月	和歌山女子専門学校附属中学校設置
昭和 24(1949)年 4月	和歌山女子高等学校設置
昭和 26(1951)年 2月	財団法人和歌山女子学園を学校法人和歌山女子短期大学に組織

和歌山信愛大学

変更

昭和 26(1951)年 3 月	和歌山女子短期大学に組織変更ならびに設置認可、経済科廃止
昭和 26(1951)年 11 月	幼きイエズス修道会に経営移管
昭和 28(1953)年 4 月	短期大学 家政科設置
昭和 28(1953)年 12 月	短期大学附属幼稚園設置認可
昭和 29(1954)年 4 月	短期大学 中学校教諭 2 級普通免許状 (家庭) 認可
昭和 30(1955)年 4 月	和歌山信愛女子短期大学に学名変更
昭和 31(1956)年 4 月	短期大学 保育科設置 幼稚園教諭 2 級普通免許状認可
昭和 39(1964)年 4 月	短期大学 保母養成校として厚生大臣より認可
昭和 43(1968)年 4 月	短期大学 保母養成施設の指定を受ける (厚生省)
昭和 44(1969)年 4 月	短期大学 家政科に家政専攻と食物栄養専攻の専攻課程を設置
昭和 44(1969)年 4 月	短期大学 栄養士養成施設の指定を受ける
昭和 51(1976)年 4 月	創立 30 周年記念セミナーハウス (信愛会館) 竣工
昭和 63(1988)年 6 月	短期大学 家政科家政専攻に秘書士資格認可
平成 2(1990)年 4 月	短期大学 家政科を生活文化学科に名称変更
平成 2(1990)年 10 月	短期大学を和歌山市相坂 702 番地 2 に移転
平成 3(1991)年 5 月	短期大学 家政科廃止
平成 6(1994)年 4 月	短期大学 英語学科開設
平成 8(1996)年 9 月	短期大学 生活文化学科生活文化専攻と英語学科に情報処理士資格取得認可
平成 8(1996)年 10 月	本学創立 50 周年記念式典挙行
平成 8(1996)年 12 月	和歌山市西紺屋町 2 丁目に地積 392.42 m ² 購入登記 (愛友会管理)
平成 9(1997)年 7 月	和歌山市屋形町 2 丁目 23 番地、和歌山市有地を購入 地積 6431.51 m ²
平成 10(1998)年 2 月	短期大学 英語学科を英語コミュニケーション学科に名称変更
平成 10(1998)年 7 月	中学校校舎 (3 号館) および駐輪場 (4 号館) 新改築落成
平成 15(2003)年 3 月	短期大学 英語コミュニケーション学科 廃止
平成 18(2006)年 4 月	短期大学 入学定員の変更 生活文化学科生活文化専攻 60 名 → 40 名 収容定員 80 名 保育科 100 名 → 120 名 収容定員 240 名
平成 21(2009)年 3 月	附属幼稚園保育棟園舎建替え新築
平成 21(2009)年 4 月	短期大学 入学定員の変更 保育科 120 名 → 100 名 収容定員 200 名
平成 21(2009)年 12 月	附属中学校・高等学校 和歌山市北細工町 24 番地、25 番地 1066.73 m ² 校地購入
平成 22(2010)年 3 月	短期大学 短期大学基準協会による平成 21 年度第三者評価において「適合」の評価
平成 22(2010)年 4 月	中学校・高等学校新築建替第 1 期工事着工
平成 23(2011)年 8 月	中学校・高等学校新築建替第 1 期工事完成 同第 2 期工事着工
平成 24(2012)年 7 月	寄附行為変更認可 (法人名称・設置校名称変更及び住所更正)

和歌山信愛大学

平成 24(2012)年 12 月	中学校・高等学校新築建替第 2 期工事完成
平成 25(2013)年 4 月	法人名称「学校法人和歌山信愛女学院」(変更) 住 所「和歌山市屋形町二丁目 2 3 番地」(更正) 設置校名称 和歌山信愛女子短期大学 (継続) 和歌山信愛高等学校 (変更) 和歌山信愛中学校 (変更) 和歌山信愛女子短期大学附属幼稚園 (継続)
平成 27(2015)年 4 月	短期大学 幼稚園教諭免許状・保育士資格取得特例制度開始に伴い、通信制 (特例コース) を開講
平成 29(2017)年 3 月	短期大学 短期大学基準協会による平成 28 年度認証評価において「適合」の評価
平成 30(2018)年 8 月	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科設置認可 (文部科学省 30 文科高第 420 号 平成 30 年 8 月 31 日付) 平成 31 年 4 月開学 入学定員 80 名 和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科設置に伴う寄附行為 変更認可(文部科学省 30 文科高第 423 号平成 30 年 8 月 31 日付)
平成 31(2019)年 4 月	和歌山信愛大学 教育学部 子ども教育学科 開学
令和 2(2020)年 4 月	和歌山信愛女子短期大学附属幼稚園を「和歌山信愛幼稚園」に 名称変更
令和 4(2022)年 2 月	和歌山信愛高等学校通信制課程普通科設置認可 (和歌山県知事 和歌山県指令文学 第 06110002 号 令和 4 年 2 月 25 日付) 和歌山信愛高等学校通信制課程普通科設置に伴う寄附行為変更 認可 (文部科学省 3 受文科高第 842 号 令和 4 年 2 月 28 日付)
令和 4(2022)年 4 月	和歌山信愛高等学校 通信制普通科 開学 入学定員 40 名
令和 4(2022)年 4 月	短期大学 入学定員の変更 保育科 100 名 → 80 名 収容定員 160 名
令和 6(2024)年 3 月	短期大学 大学・短期大学基準協会による令和 5 年度認証評価に おいて「適格」の評価
令和 6(2024)年 4 月	短期大学 生活文化学科生活文化専攻・食物栄養専攻募集停止 生活文化学科ビジネス実践コース、食物栄養コースを開設
令和 7(2025)年 4 月	短期大学 令和 8 (2026) 年度以降の学生募集を停止

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

①学内外への周知

②中期的な計画への反映

③三つのポリシーへの反映

④教育研究組織の構成との整合性

⑤変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①学内外への周知

建学の精神を踏まえ、「学校法人和歌山信愛女学院寄附行為」第 3 条において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、カトリック精神に基づき、誠実敬虔にして社会の福祉に貢献する、有能な人物を養成するために、私立学校を設置することを目的とする。」と、使命・目的を定めている。また和歌山信愛大学（以下、「本学」という。）は、平成 31（2019）年 4 月、教育学部子ども教育学科の 1 学部 1 学科のみで開学した単科大学であり、その使命・目的について学則第 1 条第 1 項に「本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に則り、建学の精神に基づく豊かな人間性の涵養を目指すとともに、深く専門の学術を教授研究し、職業人としての高度な専門性で地域と社会の発展に寄与する、自立した人材を育成することを目的とする。」と定めている。さらに、学部・学科の教育目的について、本学学則第 1 条 2 項に、「本学教育学部子ども教育学科は、建学の精神に基づく豊かな人間性を基盤とし、子ども一人ひとりに寄り添う支援力とコミュニケーション力、高い専門的知識・技能に裏付けられた創造的思考力とリーダーシップで、子どもと地域社会の未来を築く、教育者・保育者を養成することを目的とする。」と定めている。【資料 1-1-a】【資料 1-1-b】

本学の使命・目的は、本学学則、本学ホームページ、履修のてびき、学生便覧、学生募集要項等に簡潔に文章化し学内外へ周知している。【資料 1-1-1】【資料 1-1-b】【資料 1-1-c】【資料 1-1-d】【資料 1-1-e】

②中期的な計画への反映

現在の中期計画は、令和 7(2025)年度以降の本学の使命・目的及び教育目的を反映している。また、常に点検・評価し、現代及び今後の社会情勢に適応させるべく、適宜修正を加えるよう努めている。本学では使命・目的及び教育研究上の目的は、運営会議にて検討している。【資料 1-1-2】【資料 1-1-f】

令和 7（2025）年 3 月 27 日に行われた理事会において本中期計画を計画した。特に今回の中期計画では、併設短期大学の募集停止（令和 8（2026）年度入学生より）による保育人材の地域への供給に関して、以降本学が唯一の高等教育機関となること等を計画に盛

り込んだ。

③三つのポリシーへの反映

建学の精神を基に策定された本学の使命・目的の達成に向けて、本学教育学部・子ども教育学科の三つのポリシーを策定している。また、三つのポリシーを、本学ホームページ及び履修のてびき、学生便覧に掲載している。【資料 1-1-c】【資料 1-1-d】【資料 1-1-g】

④教育研究組織の構成との整合性

本学の個性・特色は、建学の精神の下、豊かな人間性の涵養を目指すとともに、深く専門の学術を教授研究し、職業人としての高度な専門性で地域と社会の発展に寄与する、自立した人材を育成することである。そして特に、建学の精神に基づく豊かな人間性を基盤として、子ども一人ひとりに寄り添う支援力とコミュニケーション力、高い専門的知識・技能に裏付けられた創造的思考力とリーダーシップで、子どもと地域社会の未来を築く、教育者・保育者を養成することである。この個性・特色等を学則第 1 条に定めるとともに、本学ホームページ、履修のてびき、学生募集要項等に明示している。【資料 1-1-b】【資料 1-1-c】【資料 1-1-e】

⑤変化への対応

和歌山信愛大学は、その使命・目的及び教育目的の内容が、学生だけでなく、本大学を取り巻く地域のステークホルダーの方々にも理解いただけるように、明確に文章化され、個性・特色として明示されているかどうか常に点検・評価している。建学の精神として「キリスト教的価値観に基づく人格形成」と「地域と社会に貢献する人材の育成」を掲げ、その具現化を常に進めている。本学は「ショファイユの幼きイエズス修道会」が設立母体となっており、その修道女が理事長・学長を務めている。授業内外及び行事等において、キリスト教的価値観に基づく人格形成がいかに現在の学生たちの成長に必要なエッセンスであるかを、直接学生と触れ合い話し合うことにより学生一人ひとりへの涵養を図っている。また、本学は平成 30 (2018) 年 8 月に設置認可を受け、平成 31 年 (2019) 年 4 月に開学した。大学構想・計画段階より、本学の位置する和歌山県及び和歌山市においては、若者の県外流出、特に大学進学時においては一方通行の県外流出となっていることが大きな課題であった。これに対し、本法人としてどのように貢献できるかを理事会等で議論した結果、本法人のもつ強みである教育者・保育者養成、及び豊かな人間性を備え地域社会で貢献する人材を継続的に供給する高等教育機関が必要であると判断し、和歌山県及び和歌山市等と連携協定を締結し、開学に至った。そして、本学「中期計画」にも取り上げている通り、現在まで、地域の特性等を考慮し、社会の変化に対応できるよう、本学の使命・目的及び教育目的の具現化に向け取り組みを進めている。また、令和 4 (2022) 年度に完成年度を迎え、これまで令和 4 (2022) 年度に 1 期生 82 人、令和 5 (2023) 年度に 2 期生 76 人、令和 6 (2024) 年度に 2 期生 1 人と 3 期生 65 人が卒業し、地域社会で活躍している。その多くが地域に就職を果たすとともに、卒業後も学園祭やホームカミングデー等の学校行事に積極的に参加・協力するとともに、卒業後アンケートに協力するなど、大学との交流を継続・深化させている。【資料 1-1-f】【資料 1-1-h】

【基準1の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

学生は、本学が掲げる「使命・目的」を理解して入学している。本学で取得出来る免許・資格である「小学校教諭一種免許状」「幼稚園教諭一種免許状」「保育士資格」を多くの学生は取得し卒業している。また取得した免許・資格を使った職業に従事する者も非常に多く、本学の4年間を通じた教育課程、正課内外のキャリア教育等の取組みの成果が出ている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

小学校教諭、幼稚園教諭、保育士と幼児教育分野への学生の一般的な就職意向動向は、保育士不足、小学校教員不足等の結果より就業希望者減退の方向を示している。本学は、地域の幼児教育分野への人材供給の機関としてその課題解決に、職業的魅力発信の場としても取り組んでいく。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

今後も、建学の精神を踏まえ策定された使命、目的及び教育目的を忠実に実現するとともに、地域社会の要請に対応した改革を迅速に進めていく。そのために、学長のリーダーシップの下、地域の18歳人口の動向や進学動向等を含めた変化や、前年度のIR情報、地域ステークホルダー等から示される諸課題を確認しながら、地域との連携を強化しつつ、地域に根ざした高等教育機関として発展し続ける。

【エビデンス集（資料編）】

【1-1-1】本学ホームページ「建学の精神・教育理念」

(https://www.wsu.ac.jp/about/spilit_and_philosophy/)

【1-1-2】運営会議規程 ※【資料 F-10】と同じ

【1-1-a】学校法人和歌山信愛女学院 寄附行為 ※【資料 F-1】と同じ

【1-1-b】和歌山信愛大学 学則 ※【資料 F-3】と同じ

【1-1-c】履修のてびき ※【資料 F-13】と同じ

【1-1-d】学生便覧 ※【資料 F-5】と同じ

【1-1-e】和歌山信愛大学 学生募集要項 ※【資料 F-4】と同じ

【1-1-f】和歌山信愛女学院 中期計画 ※【資料 F-9】と同じ

【1-1-g】和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科の三つのポリシー ※【資料 F-14】と同じ

【1-1-h】ホームカミングデーアンケート

基準2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学の自己点検評価については、学則第 2 条（自己点検及び評価等）に定められている。令和 5（2023）年 4 月、「和歌山信愛大学内部質保証の方針」を定め、学長の責任の下、全学における内部質保証の確立に責任を負う組織である自己点検評価委員会が中心となって内部質保証を推進している。同じく令和 5（2023）年度に、三つのポリシーに基づいて、学生の学修成果と大学の教育成果を機関レベル（大学全体）、教育課程レベル（学部・学科）、授業科目レベルで評価し、本学の教育の適切性を検証して教育改善を目指すため、「和歌山信愛大学アセスメントプラン」を策定し、点検・評価を行うこととしている。【資料 2-1-1】

【資料 2-1-2】【資料 2-1-3】【資料 2-1-a】【資料 2-1-b】

年度末に全ての教職員が参加し、委員会・センターの活動について振り返る機会を設けるとともに、自己点検・評価報告書を作成し、本学ウェブサイトで公開している。令和 7（2025）年 3 月 3 日の自己点検報告書会議では、外部評価員の先生方に参加いただき、評価・意見を頂いた。【資料 2-1-c】【資料 2-1-d】

教学面については、GPA 及び資格取得状況、進路状況に加え、入試委員会が実施する「新入生アンケート」、教学センターが実施する「学生による授業評価アンケート」「学生生活調査」「卒業生学生生活調査」、キャリアセンターが実施する 2 年生と 4 年生を対象とした教員採用試験模擬試験等により把握し、グループウェアを通じて共有している。【資料 2-1-e】【資料 2-1-f】【資料 2-1-g】【資料 2-1-h】【資料 2-1-i】【資料 2-1-j】

以上より、本学の内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立はできていると判断している。

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価については、まず、委員会・センター等の各部門において課題の把握や改善計画の立案・推進を行い、その結果を大学自己点検評価委員会に報告する。次に、大学自己点検評価委員会において、全学的な観点から委員会・センターの報告を点検・評価し、その結果を反映した自己点検評価書を作成して運営会議に報告する。これに基づき、運営会議は、本学における内部質保証の推進に責任を負う組織として大学の諸活動を検証し、改善が必要な事項については、各部門に改善を求める体制となっている。また、自己点検・評価の結果を全教職員で共有すると共に、本

学ホームページ上で公表している。また、三つのポリシーに基づいて、学生の学修成果と大学の教育成果を機関レベル（大学全体）、教育課程レベル（学部・学科）、授業科目レベルで評価し、本学の教育の適切性を検証して教育改善を目指すため、和歌山信愛大学アセスメントプランに基づき、点検・評価を行っている。【資料 2-2-1】【資料 2-2-2】【資料 2-2-3】【資料 2-2-4】【資料 2-2-5】

②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

教学関係の IR は、新入生アンケート、学生による授業評価アンケート、全学生を対象とした学生生活調査、卒業生学生生活調査、2 年生と 4 年生を対象とした教員採用試験模擬試験等の結果、入試区分と GPA、免許資格取得状況、就職先等に基づく分析を行っている。また、これらの教学関連データ及び大学の基礎データについては、「教育の質に係る客観的指標等の公表について」「教育条件及び教育内容、学生の状況」「教育研究上の基礎的な情報」「修学上の情報」としてホームページ上でも公開を行い教職員間及び本学のステークホルダーと基本的な情報の共有ができています。原則として全科目を対象に行う「学生による授業評価アンケート」については、その結果に基づき、各教員が自身の担当する授業科目の自己評価や改善計画をまとめ、アンケート結果と共に本学ホームページで公表している。【資料 2-2-4】【資料 2-2-a】【資料 2-2-b】【資料 2-2-c】【資料 2-2-d】【資料 2-2-e】【資料 2-2-f】

2-3. 内部質保証の機能性

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

本学では、学生委員会が主体となり、学生代表である執行部が中心となって全学生を対象とした学生総会を開催し、学生の意見・要望等を取りまとめ、運営会議にて大学側に伝えている。学生総会には、学生委員長及び学生委員会の教職員、学生代表である執行部の学生が出席するとともに、オンライン配信を併用して全学生が参加可能な形態で実施している。学生の意見・要望に対する運営会議の審議結果等については、学生総会や学生ポータル、掲示板等で全学生に周知される。【資料 2-3-2】

学生の学修支援についての満足度を把握するため、アンケート調査を実施して学生の要望をくみ上げ、結果を全教職員で共有するとともに、運営会議・教授会にて審議し充実・改善に取り組んでいる。特に、学修支援に関する学生の意見等をくみ上げるため、入試委員会が実施する「新入生アンケート」、教学センターが実施する「学生による授業評価アンケート」「学生生活調査」「卒業生学生生活調査」、キャリアセンターが実施する 2 年生と 4

年生を対象とした教員採用試験模擬試験等により学生の意見・要望を把握し、改善のための資料として活用している。また、これらの調査結果を本学ホームページで公表している。

【資料 2-3-a】【資料 2-3-b】【資料 2-3-c】【資料 2-3-d】【資料 2-3-e】

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

本学では、自己点検評価委員会と連携した外部評価委員会により、学外関係者の意見・要望等を聞き、その分析結果を教育研究や大学運営の改善・向上に結びつけている。令和 6（2024）年度の自己点検報告書に基づいて、本学の教育・研究・地域貢献・学生支援活動等に関する意見・要望等を聞き、その結果を学内グループウェアで全教職員に共有して改善に取り組んだ。また、令和 7（2025）年 3 月に実施した全教職員参加の FD・SD 研修会に出席いただき、質疑を通して学外関係者の意見・要望に対する理解を深めた。【資料 2-3-1】【資料 2-3-3】【資料 2-3-f】【資料 2-3-g】【資料 2-3-h】

併設短大の令和 8（2026）年度以降の学生募集停止に伴い、和歌山県内の保育士・幼稚園教諭不足は深刻さを増すことが予想される。そこで、和歌山県及び和歌山市、県内の幼保現場等のステークホルダーとの連携のもと、令和 7（2025）年 4 月に「和歌山保育人材確保対策検討会」を立ち上げ、地域を支える幼保人材育成の充実に向け、学外関係者の意見・要望を踏まえながら、本学幼保コースの充実に向けた取り組みを開始した。【資料 2-3-i】

③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

学長の責任の下、全学における内部質保証の確立に責任を負う組織である自己点検評価委員会が中心となって教学マネジメントの構築に努め、内部質保証を推進している。特に、三つのポリシーに基づいて、学生の学修成果と大学の教育成果を機関レベル（大学全体）、教育課程レベル（学部・学科）、授業科目レベルで評価し、本学の教育の適切性を検証して教育改善を目指すため、和歌山信愛大学アセスメントプランに基づき、点検・評価を行っている。【資料 2-3-j】

自己点検評価委員会を中心に策定する自己点検・評価報告書及び設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた中期計画を全教職員で共有し、大学全体及び各部門の内部質保証に活用している。また、前年度末に事業計画を策定し、年度末には事業計画を踏まえた事業報告を策定している。この取り組みを通して、大学全体および各部門の PDCA サイクルを確立するとともに、機能性を確保している。【資料 2-3-l】【資料 2-3-4】【資料 2-3-5】【資料 2-3-k】【資料 2-3-m】【資料 2-3-n】

【基準 2 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では教職協働を重視し、毎年 4 月 1 日に実施する大学全体会議において、本学の使命・目的及び事業計画、内部質保証の組織体制等を全教職員で共有している。そして、教職員の積極的な提案を大切にしながら、学長のリーダーシップの下、運営会議、教授会、各種委員会による PDCA 体制によって、大学全体で教育・研究・地域貢献に取り組んでい

る。その結果、令和 6（2024）年度卒業生の小学校教員就職率が全国 6 位（43.06%、朝日新聞出版調べ）となる等、開学以来、高い資格取得率と採用試験合格率、就職率を達成している。この結果は、3 ポリシーに基づいた教育課程のもと、本学の学生が、本学の学位に期待される能力を十分に身につけていることの証左であると判断している。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

併設短大の令和 8（2026）年度以降の学生募集停止に伴い、和歌山県内において保育士及び幼稚園教諭を養成する高等教育機関は本学のみとなった。将来にわたって持続的に優秀な幼保人材を養成することが本学の大きな責務であり、幼保コースの充実が喫緊の課題であると捉えている。

令和 6（2024）年度の外部評価において、多様な学生に対する学生支援の充実、特にカウンセリングの充実に向けて授業内でカウンセラーを紹介するなど、カウンセリングの利用や担当教員制度が学生にとってより身近なものになるよう環境整備に取り組むとよい、との助言を頂いた。これを令和 7（2025）年度の事業計画に反映するとともに、全ての教職員で共有して学生支援の充実に取り組む。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

内部質保証推進のための全学的な方針を明示し、組織体制を整備するとともに責任体制を確立して自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。自己点検・評価の結果を教育の改善・向上に反映できる仕組みも確立し、自己点検・評価報告書及び設置計画履行状況等調査の検証結果に基づき、学長が改善を求め、各部門が改善に向けて計画を策定し取り組む PDCA サイクルも確立している。

以上のことから、基準 2「内部質保証」の基準を満たしていると判断する。

自己点検・評価報告書及び設置計画履行状況等調査の検証結果を踏まえた PDCA サイクルにより、自己点検・評価の結果を教育の改善・向上に反映できる仕組みが確立している。今後は、外部ステークホルダー等による検証を行い、教育研究活動及び大学運営の改善・向上に努める。

【エビデンス集（資料編）】

【2-1-1】和歌山信愛大学内部質保証の方針

【2-1-2】和歌山信愛大学内部質保証のための組織図

【2-1-3】自己点検評価委員会規程 ※【資料 F-10】と同じ

【2-1-a】和歌山信愛大学 学則 ※【資料 F-3】と同じ

【2-1-b】和歌山信愛大学アセスメントプラン

【2-1-c】FD・SD 研修会 年度計画

【2-1-d】本学ホームページ「情報公開・和歌山信愛大学自己点検・評価報告書」

【2-1-e】新入生アンケート

【2-1-f】本学ホームページ「情報公開・学生による授業評価アンケート」

【2-1-g】学生生活調査

- 【2-1-h】 本学ホームページ「情報公開・卒業生学生生活調査」
- 【2-1-i】 学生状況管理表
- 【2-1-j】 教学関連データ及び大学の基礎データ
- 【2-2-1】 自己点検評価委員会規程 ※【資料 F-10】と同じ
- 【2-2-2】 和歌山信愛大学内部質保証の方針 ※【2-1-1】と同じ
- 【2-2-3】 和歌山信愛大学アセスメントプラン ※【2-1-b】と同じ
- 【2-2-4】 本学ホームページ「情報公開・和歌山信愛大学自己点検・評価報告書」 ※【2-1-d】と同じ
- 【2-2-5】 自己点検評価委員会議事録
- 【2-2-a】 新入生アンケート ※【2-1-e】と同じ
- 【2-2-b】 本学ホームページ「情報公開・学生による授業評価アンケート」 ※【2-1-f】と同じ
- 【2-2-c】 学生生活調査 ※【2-1-g】と同じ
- 【2-2-d】 本学ホームページ「情報公開・卒業生学生生活調査」 ※【2-1-h】と同じ
- 【2-2-e】 学生状況管理表 ※【2-1-i】と同じ
- 【2-2-f】 教学関連データ及び大学の基礎データ ※【2-1-j】と同じ
- 【2-3-1】 和歌山信愛大学内部質保証のための組織図
- 【2-3-2】 学生総会資料
- 【2-3-3】 外部評価委員会規程 ※【資料 F-10】と同じ
- 【2-3-4】 運営会議議事録
- 【2-3-5】 本学ホームページ「情報公開・和歌山信愛大学自己点検・評価報告書」 ※【2-1-d】と同じ
- 【2-3-a】 新入生アンケート ※【2-1-e】と同じ
- 【2-3-b】 本学ホームページ「情報公開・学生による授業評価アンケート」 ※【2-1-f】と同じ
- 【2-3-c】 学生生活調査 ※【2-1-g】と同じ
- 【2-3-d】 本学ホームページ「情報公開・卒業生学生生活調査」 ※【2-1-h】と同じ
- 【2-3-e】 学生状況管理表 ※【2-1-i】と同じ
- 【2-3-f】 自己点検評価委員会規程 ※【資料 F-10】と同じ
- 【2-3-g】 和歌山信愛大学内部質保証の方針 ※【2-1-1】と同じ
- 【2-3-h】 外部評価報告書
- 【2-3-i】 「和歌山県保育人材確保対策検討会」資料
- 【2-3-j】 和歌山信愛大学アセスメントプラン ※【2-1-4】と同じ
- 【2-3-k】 学校法人和歌山信愛女学院 中期計画 ※【資料 F-9】と同じ
- 【2-3-l】 和歌山信愛女学院 事業計画 ※【資料 F-7】と同じ
- 【2-3-m】 和歌山信愛大学【認可】設置に係る設置履行状況報告書（令和4年度） ※【資料 F-15】と同じ
- 【2-3-n】 和歌山信愛女学院 事業報告書 ※【資料 F-8】と同じ

基準 3. 学生

3-1. 学生の受入れ

①アドミッション・ポリシーの策定と周知

②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①アドミッション・ポリシーの策定と周知

本学は、建学の精神、教育目的に則り、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を策定している。毎年度発行する学生募集要項、総合型選抜ガイド、履修のてびき、学生便覧等の各種印刷物ならびに大学ホームページに掲載し周知を図っている。本学への進学を希望する、もしくは関心を持つ受験生及び保護者、高校の進路指導担当者に対し、学生募集要項及び総合型選抜ガイドに加え、本学のアドミッション・ポリシーを写真等で分かりやすく表現した大学案内を活用し、説明会や相談会、オープンキャンパス等において詳しく説明している。また入学後は、履修ガイダンス等において、履修のてびき・学生便覧を用いて説明し理解を図っている。本学アドミッション・ポリシーの策定は、運営会議にて行っている。【資料 3-1-1】【資料 3-1-2】【資料 3-1-a】【資料 3-1-b】【資料 3-1-c】【資料 3-1-d】

②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では、総合型選抜、学校推薦型選抜（指定校）、学校推薦型選抜（公募）、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜、社会人特別選抜を実施し、入学者選抜を行っている。入学試験の実施にあたっては、入試委員会を設置し、試験日程、試験科目、試験方法を含む学生募集要項を作成した上で、学生募集から入学手続きまで適切に運営している。入学者選抜の実施に当たり、総合型選抜では、総合型選抜ガイドにアドミッション・ポリシーを出願資格として明示し、課題、小論文、面接、プレゼンテーションによって入学者の選抜を行っている。学校推薦型選抜（指定校）、学校推薦型選抜（公募）、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜、社会人特別選抜では、アドミッション・ポリシーに沿って面接を実施し、入学者の選抜を行っている。また、学校推薦型選抜（公募）、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜、社会人特別選抜における科目試験については、大学が作成する試験問題（大学入学共通テスト利用選抜を除く）によって、大学での学修に必要な学力（知識・技能、思考力等）を有しているかを判断材料とし、アドミッション・ポリシーに沿って、公正かつ妥当な選抜になるよう工夫している。【資料 3-1-2】【資料 3-1-a】【資料 3-1-b】

学校推薦型選抜（公募）、一般選抜、社会人特別選抜の試験問題の作成は、入試問題作成部会が担当し、問題作成方針の確認と運用に責任を持ってあたっている。入試問題作成部会は、学長から任命を受けた委員からなり、アドミッション・ポリシーに基づき、入試科目である国語・英語・数学・小論文の各科目の入試問題の作成にあたっている。入試問題作成にあたっては、複数名の委員でチームを組織するとともに、年間を通した責任者及び

入試区分・実施日程ごとの出題責任者を定め、年間を通じた責任者を中心に点検・協議・検討を行い、公平性・透明性の確保と出題ミスの防止に努めている。【資料 3-1-3】【資料 3-1-e】

合否判定については、全ての選抜において、教授会（入学選考判定会議）で審議し、学長が決定する。判定の際には、本学専任の教授、准教授、講師、助教、入試委員長、入試委員と複数名で行い、アドミッション・ポリシーとの整合性を図るとともに、公平かつ妥当な入学者選抜を確保している。倍率についても、1.0～1.3 倍を維持しており、適正に実施できている。入学者については、入学後の学業成績を追跡調査し、選抜方法ごとに分析を行い、入試選抜がアドミッション・ポリシーに沿って実施されているかを、入試委員会並びに運営会議、教授会で検討し、入試制度の妥当性を検証している。【資料 3-1-f】【資料 3-1-g】【資料 3-1-h】

③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学教育学部子ども教育学科の入学状況は、定員 80 人に対し、令和 3（2021）年度 68 人、令和 4（2022）年度 68 人、令和 5（2023）年度 68 人、令和 6（2024）年度 72 人、令和 7（2025）年度 65 人が入学しており、令和 3（2021）年度以降の入試において定員充足率 100%を満たしていない。定員未充足の原因として、【図表 3-1-1】に示す通り、和歌山県の 18 歳人口が、本学開学時（平成 31（2019）年度）の 9,470 人から、令和 7（2025）年度には 7,941 人に 1,529 人減少（マイナス 16%）したことが挙げられる。【図表 3-1-1】

【図表 3-1-1】 本学の入試結果と和歌山県 18 歳人口の推移

学部・学科（定員）	年度	志願	合格	入学	県 18 歳人口※
教育学部 子ども教育学科 (80)	2025	89	85	65	7,941
	2024	107	99	72	7,912
	2023	99	86	68	8,128
	2022	101	90	68	8,607
	2021	134	107	68	8,809
	2020	157	118	82	9,283
	2019	128	97	83	9,470

※ 和歌山県の 18 歳人口は リクルート進学総研より。なお、18 歳とはその年の 3 月に卒業を迎える高校 3 年生を指す。

さらに、令和 5（2023）年度の入試までは卒業生が出ていない中、新設校である本学への評価が定まらなかったことも挙げられる。また、より深刻な原因として、教員や保育士の志望者減少、とりわけ幼稚園教諭、保育士の志望者の減少が挙げられる。本学の小幼コースの定員は 35 人、幼保コースの定員は 45 人であるのに対し、入学時に実施している新入生アンケート及び 3 年次に行うコース選択時の進路調査では、幼保系を志望する人数は少ない。具体的には、令和 3（2021）～令和 7（2025）年度新入生アンケートの結果では、

小幼コース希望者は、令和3(2021)年度43人、令和4(2022)年度32人、令和5(2023)年度35人、令和6(2024)年度43人、令和7(2025)年度36人となっており、令和4年度以外は小幼コースの定員である35人を満たしている。しかし、幼保コース志望者は、令和3(2021)年度16人、令和4(2022)年度23人、令和5(2023)年度20人、令和6(2024)年度13人、令和7(2025)年度20人と、いずれの年度も幼保コースの定員である45人を下回っている。こうした傾向は、2年次のコース選択の際にも見られる。これらのことから、本学の定員未充足の原因は、和歌山県における18歳人口の減少に加え、幼保コース志望者の減少と分析している。したがって、入学者確保のためには、和歌山県の18歳人口減少を見据えた入試・募集改革、幼保志望者の入学者増に向けた取り組みの充実が重要である。【資料3-1-i】【資料3-1-j】【資料3-1-k】【資料3-1-l】

和歌山県の18歳人口減少を見据えた入試・募集戦略を策定し、学生確保に向けた活動を推進している。極めて良好な就職状況とその指導体制等をアピールするため、本学ホームページやパンフレット等を整備して大学見学会・説明会・オープンキャンパスなどで活用する。また、教育職や保育職の魅力伝えるリーフレットや、教育に関する学びを活かして一般企業・公務員への就職を目指す生徒に本学のキャリアサポート体制を伝えるリーフレット等を作成し、募集活動に活かしている。【資料3-1-m】【資料3-1-n】

また、幼保系志望者の増加対策は喫緊の課題であるため、令和5(2023)年度入試から「指定校・幼保福祉枠」を設けた。その結果、令和5(2023)年度「指定校・幼保福祉枠」の選抜による入学者数は3人、令和6(2024)年度は4人、令和7(2025)年度は5人となっており着実な成果が得られた。【資料3-1-f】

3-2. 学修支援

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 3-2の自己判定

「基準項目3-2を満たしている。」

(2) 3-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学では、学生の支援に関する方針を立てている。本方針に基づき教職員体制を整備している。実務的には、平成31(2019)年4月の開学時より立ち上げられた教学センターの活動内容は、教職協働による学生への学修支援の推進及び継続的な改善支援、教育内容の充実及び改善・変更支援等である。教学センターは、学長が指名した教職員で構成されており、各種委員会及びセンターと連携して業務に当たっている。教学センターでの検討事項は、毎月開催される運営会議及び教授会で審議・報告されるとともに、学内グループウェアにて全教職員で共有している。また、年度計画作成にあたっては、教務・キャリア・入試・学内行事等の計画を行事計画として取りまとめ、教職員用・学生用に分けて配布・送信し、教職員・学生は同じ計画情報を共有し年度スケジュールを進めている。【資料3-2-1】

【資料3-2-2】【資料3-2-a】【資料3-2-b】【資料3-2-c】

教学センターには、教務関係、入試関係、キャリア関係の事務業務を集約し、適宜事務

職員を配置している。そして、全学的な教育内容・方法の変更・改善支援、教育効果の評価を行う授業評価アンケートの実施支援、教職員の教育力向上支援、履修指導を含む学生への学修支援や時間割・年度行事計画の企画立案、大学教育に関する情報収集、教学データの収集と分析、ラーニングコモンズ及び大学施設の管理・運営等を行っている。また、本学では、運営会議に事務長が参画するとともに、各種委員会・センターの活動を教職協働による大学全体の活動とするとともに、教職協働による幅広い学修支援活動を展開するため、全ての委員会・センターに教員と事務職員を適宜配置し、教職員が一体となって活動が行われている。【資料 3-2-7】【資料 3-2-a】

各委員会は、原則として毎月委員会を開催し、委員会活動についての企画・検討等を行っている。大学全体での検討・周知等が必要な場合は、運営会議に議題もしくは報告として提案している。さらに、運営会議にて諮られた内容であり且つ重要事項である場合は、学長は教授会を開催し、教員に諮問し、意見の確認を行い学長が決定を行っている。また、同会議において決定事項の周知を行い、会議終了後は議事録を全教職員に公開し周知している。【資料 3-2-d】

本学における主な学修支援体制は以下の通りである。

①入学前課題・入学前ガイダンス

入学後の学修が円滑に開始できるよう、入学予定者に対して国語、英語の入学前課題を課している。また、入学予定者を入学前に大学に呼び、グループワークなどの入学前ガイダンスを実施している。【資料 3-2-e】【資料 3-2-f】

②新入生ガイダンス

新入生ガイダンスを2日間実施し、学生便覧に沿って学生生活を送るための事項について解説するとともに、履修のてびき・シラバス・時間割・行事計画等を用いて、履修登録を含む授業履修全般について説明している。【資料 3-2-g】

③期末ガイダンス・年度末ガイダンス（履修指導及び履修相談）

各期末試験最終日及び年度末にガイダンスを実施している。特に年度末のガイダンスは、進級後の履修についてのガイダンスを1年・2年・3年の学生に対して実施している。【資料 3-2-h】

④担当教員制による GPA 等に基づいた学修支援

本学では、学生の学修支援・サポート体制として担当教員制をとっている。4月に行う新入生ガイダンス等で担当教員制について説明するとともに、学生ポータルを通じて担当教員を周知する。これを受けて学生は、自身の担当教員の研究室訪問を行ってサポートが開始される。担当教員は、主に1・2年の学生に対し、円滑な学び及び学生生活についての助言と支援、教育活動に関する助言と支援、学生の進路選択に関する相談への助言と支援、その他学生からの相談についての助言と支援等を行っている。担当教員は原則として4年間継続して支援を行うが、加えて、3年次より始まる卒業研究・専門ゼミナールの担当教員が引き継いで支援を行う。学生は入学当初からの担当教員と卒業研究・専門ゼミナールの担当教員の双方から支援を受けることが可能となっている。さらに、学生の修学を効果

的に行うために、担当教員が担当学生の様々な悩みに対してアドバイスをを行うとともに、GPA 等に基づいた助言・指導を行っている。【資料 3-2-i】【資料 3-2-j】【資料 3-2-k】

⑤教職履修カルテに基づいた学修支援

本学は教育学部子ども教育学科の1学部1学科の単科大学であり、全学生は、自ら学修成果を確認するために、学生ポータルサイト上で教職履修カルテ(以下、「カルテ」という。)を整備している。これにより、学生は、本学ディプロマ・ポリシーをはじめ、教職・保育職に求められる資質・能力を身に付けられるように、学修内容の自己評価・振り返りを蓄積し、4年間を通じて1つのカルテを作成する。前・後期の成績発表後、学生自身による自己評価・振り返りを行った後、担当教員は、ディプロマ・ポリシー及びカルテの記載内容に基づいて助言・指導・コメントを行う。学生・教員がカルテに記載した内容は、学生自身及び全教員が確認することができ、学生に対する多角的な指導・支援が可能となっている。さらに、カルテを活用して、各学年の前期・後期成績発表後には、1・2年生は担当教員、3・4年生は専門ゼミナールの担当教員が学生と面談を行い、学修支援を行う。なお、カルテの活用・操作方法を詳しく説明するため、学生に対しては1年次前期終了時にガイダンスを実施し、教員に対してはマニュアルを配布し、適宜説明会を実施している。【資料 3-2-l】【資料 3-2-m】

学修環境の整備に当たっては、平成31年4月の開学時より学生の主体的な学修を促す空間づくりを意識して取り組んでいる。学内の校舎(1号館、2号館、3号館)内では、全ての教室に無線LANを整備し、授業だけでなく学生の自学自習等の利用に向けて開放している。また、多目的コンピューター室はもちろん、全ての講義室・演習室等にパソコン、書画カメラ、電子黒板機能付プロジェクター等の情報機器を整備し、学生が自由に使用できる環境を整備している。また、多様な授業形態に対応できるよう配慮し、講義室及び演習室(講義室1~5、中講義室1・2、模擬教室、LANDs1・2、心理学演習室)には、床に固定される机・椅子は配置していない。特に、LANDs1・2及び心理学演習室については、グループワークやディスカッション、プレゼンテーション等、学生の主体的・対話的で深い学びを促すアクティブ・ラーニングを行うために、可動式の机・イスを配置している。さらに、快適な環境が積極的な学びに結びつくとの考え方から、1号館1階に位置する図書館に隣接するよう学生ラウンジを整備し、飲料の自動販売機を置いて飲食を可能としている。【資料 3-2-n】

本学では、教職協働の観点から、可能な限りFD・SD活動を教職員が一体となって実施している。令和6(2024)年度は、4月の教授会にて年間の研修計画が提案・承認・周知され、5回の研修会を教職員協働で実施した。研修のテーマは、①「建学の精神と信愛教育」、②「教育研究についての研修」、③「人権に関する研修会」、④「授業改善に向けた取組」、⑤「令和6(2024)年度大学活動のまとめ」である。特に、②「教育研究についての研修」では、毎年研究者の研究倫理についての研修及び日本学術振興会の科学研究費補助金獲得のためのポイント等を中心に研修を行い、外部競争的補助金の申請を支援している。

【資料 3-2-o】【資料 3-2-p】【資料 3-2-q】

②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

本学では、併設等を含めた大学院を持っておらず、TAの制度を設けていない。学生への学修支援を充実するために、「ボランティア実習」「教職基礎実習」「インターンシップ」「幼稚園実習Ⅰ・Ⅱ」「小学校実習」「保育実習Ⅰ（保育所）」「保育実習Ⅰ（施設）」「保育実習Ⅱ・Ⅲ」等の実習科目に関しては、複数教員担当による充実を行っている。特に実習中の巡回が必要な科目については、実習担当者会議の構成教員が分担し授業・学修支援を行っている。全学年に配当されているゼミナール科目についても、複数教員により担当し相互支援が行われている。また、非常勤講師が担当する授業科目については、教学センター職員が授業支援にあたり、学生の学修支援の充実をはかっている。【資料 3-2-r】

専任教員は、最低週 2 時間（1 時間を 2 回）のオフィスアワーを設けることを義務付け、この情報を学生ポータルで周知し、学修等に関する質問・相談・支援等を行っている。また、オフィスアワー以外の時間帯でも、可能な限り対応している。非常勤講師はオフィスアワーを設置することが困難なため、授業の前後で質問等への対応を行っている。【資料 3-2-3】

障がいのある学生など、合理的配慮の必要な学生については、教学センターと医務室、担当教員が窓口となり、学生委員会を中心に教職員が連携して対応にあたっている。学生の相談や合理的配慮への要望を受けた窓口・教職員は、学生委員会に伝達し、合理的配慮等についての検討を行った後、運営会議・教授会で審議し、学修支援を行う。入学前支援については、オープンキャンパスや入試相談会において個別相談を実施し、合理的配慮が必要と考えられる場合には、運営会議・教授会で審議する。【資料 3-2-4】【資料 3-2-5】【資料 3-2-6】【資料 3-2-n】【資料 3-2-s】

中途退学・休学及び留年への対応については、教学センターと担当教員もしくは専門ゼミナールの担当教員が連携をとって対応にあたっている。特に、中途退学防止及び学生の修学支援の一環として、「学内グループウェア」を活用し、全教職員で迅速に学生の欠席状況を共有し、欠席しがちな学生に対して適切に助言・指導を行える体制となっている。また、全ての教員は、各授業の欠席状況を「学生ポータル」で把握している。欠席が 3 回以上の授業科目が発生した場合は、教学センターより直接該当学生に対し、欠席回数 5 回目（14 週授業の場合）には定期試験の受験資格を失うこと等の助言を行っている。本人の進路希望の変更等が生じた場合は、保護者を交えて相談を行う場合もあるため、休学・退学等の対応は、担当教員・教学センターからの報告等に基づき、運営会議・教授会で報告・審議して行っている。家計急変等の事象が発生した学生については、学生ポータルを通じて、学生支援機構等からの支援内容等を速やかに周知するとともに、教学センターにて個別相談を行っている。また、授業料等の延納・分納等についても、学生便覧に掲載して制度の周知を行い、希望者には事務室が窓口となって対応している。【資料 3-2-7】【資料 3-2-8】【資料 3-2-9】【資料 3-2-10】【資料 3-2-n】【資料 3-2-t】【資料 3-2-u】

ハラスメント防止に向け、毎年度初めに全教職員が出席して行われる全体会議において、「和歌山信愛大学ハラスメント防止規程」「アカデミック・ハラスメントの防止について（和歌山信愛大学）」「和歌山信愛大学アカデミック・ハラスメント相談・申立報告フロー」等を使用して研修を行い、防止を徹底している。また、学生に対しては、本学ホームページ及び学生便覧に「ハラスメントのないキャンパスに」として、ハラスメントの種類やハ

ラスメントを受けた場合及び見聞きした場合の対応、学内相談窓口、学外相談窓口等を掲載して制度の周知を行い、対応している。【資料 3-2-v】【資料 3-2-w】【資料 3-2-x】【資料 3-2-y】

3-3. キャリア支援

①教育課程におけるキャリア教育の実施

②キャリア支援体制の整備

(1) 3-3 の自己判定

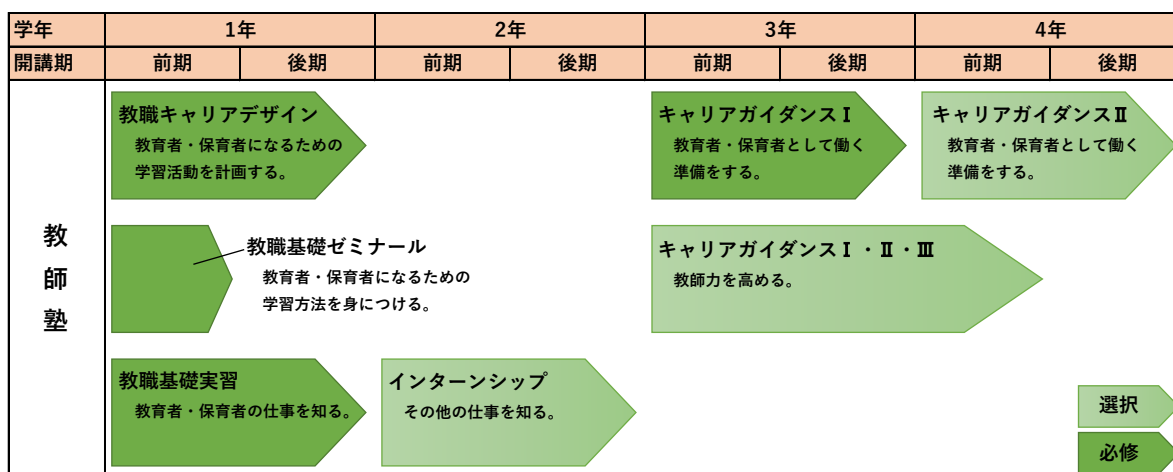
「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①教育課程におけるキャリア教育の実施

本学では、学生の支援に関する方針を立てている。本方針に基づきキャリア教育の実施を行っている。実務的には、キャリア支援に関する教育課程上の取り組みとして、本学では教養科目に「教育者の教養」と「教師塾」等の科目群を置いている。「教育者の教養」科目群では、教育者に必要な多様性への理解と複眼的思考を可能とする広い視野の形成を目指して、人文系分野 2 科目、社会科学系分野 4 科目、自然科学系分野 3 科目、健康科学系分野 1 科目の計 10 科目 20 単位を配置している。また、「教師塾（キャリア教育）」科目群では、地域社会において自らが果たすべき立場や役割を踏まえ、多様な生き方に関する様々な情報を適切に取捨選択・活用しながら、自ら主体的に判断してキャリアを形成していくため、「教職キャリアデザイン」「教職基礎ゼミナール」「教職基礎実習」「キャリアガイダンスⅠ・Ⅱ」「教師への道Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「インターンシップ」等を配置している。【図表 3-3-1】に示すように、1 年次通年で開講する「教職基礎ゼミナール」では、教育・保育に関する基礎固めに始まり、現代の教育・保育を取り巻く諸課題を取り上げ、理解を深める。「教職キャリアデザイン」「キャリアガイダンスⅠ・Ⅱ」では、和歌山県及び和歌山市教育委員会等と連携し、県内の小学校・幼稚園の現職教員等を積極的に講師に招き、教育・保育現場の現状と課題について学び考える機会とする。また、教学センター及びキャリアセンター（進路就職委員会）が中心となって、教育現場でのボランティア、免許・資格取得対策、就職活動・採用試験対策、就職後のキャリアアップまで、全学的キャリア教育を推進する。これにより、学生の職業観・勤労観を育成し、自己の個性を理解した上で主体的に進路を選択する能力・態度を育てるカリキュラムとなっている。【資料 3-3-1】【資料 3-3-2】【資料 3-3-3】【資料 3-3-4】【資料 3-3-a】

【図表 3-3-1】 教師塾（キャリア教育）の概要



免許・資格関係以外の学外実習として、「ボランティア実習」、「インターンシップ」、「地域連携フィールド学習」、「地域連携フィールドゼミナール」等がある。「ボランティア実習」では、和歌山県及び和歌山市等の自治体と包括協定を結び、教育・福祉のイベント、施設等でボランティア活動を行っている。「インターンシップ」では、和歌山県との包括協定を基に、和歌山県からの事業委託先である「わかやま就職支援センター『はたらこわかやま』」が実施するインターンシップ制度等を活用し、研修先を確保して実施している。「地域連携フィールド学習」では、和歌山県日高川町等との連携の下、中津村を中心に研修を行う。「地域連携フィールドゼミナール」では、本学に隣接する「ぶらくり丁」商店街や、過疎に悩む湯浅町等と連携して、地域課題を学ぶフィールド学習を展開している。これらの活動実績等については、「きょう育の和センター報告書」として本学ホームページにて公表している。【資料 3-3-2】【資料 3-3-b】【資料 3-3-c】【資料 3-3-d】【資料 3-3-e】

キャリアセンターでは、学生の就職・進学に関する相談・助言を行う組織として、キャリアセンター（進路就職委員会）を置いている。キャリアセンターでは、「就職の手引き」を使用して実施する就職ガイダンスに加え、学生個々の進路に応じて筆記試験及び面接試験対策を軸としたキャリア対策講座を計画的に開講している。また、本学専用の就職支援システムを活用して、各種試験やボランティア、インターンシップの情報発信を行い、学生の積極的な参加を促している。また、進路希望調査と面談を実施し、適宜相談に応じて助言を行うとともに、就職支援システムから個別に連絡を行い、相談内容に応じて志望進路に関わる情報を提供するなど支援体制を整備し、適切に運営している。以上、教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援により、令和 6（2024）年度卒業生 66 名は、各自の希望により 1 個以上の免許・資格を取得した。具体的な免許資格取得者数は、小学校教諭一種免許状 49 人（74%）、幼稚園教諭一種免許状 62 人（94%）、保育士資格 30 人（45%）、3 つの免許・資格 13 人（20%）となっている。また、令和 6（2024）年度の卒業生 66 人の内、就職希望者 66 人全員が就職し、就職率は 100%と極めて良好な結果となった。内訳は、小学校教諭・講師の職業に従事した者 31 人（47%内公立正規職員 13 人）、幼稚園教諭の職業に従事した者 5 人（8%内公立正規職員 1 人）、福祉（保育含む）関係の職業に従事した者 16 人（24%内公立正規職員 6 人）、他の公務員（行政職等）2 人（3%）、

一般企業 12 人 (18%) などである。【資料 3-3-5】【資料 3-3-6】【資料 3-3-f】【資料 3-3-g】
【資料 3-3-h】【資料 3-3-i】

②キャリア支援体制の整備

本学では、4年間の在籍期間を通じてカリキュラムとしてのキャリア教育と正課授業外でのキャリア教育活動の両面から学生にサポートを行っている。事務組織のキャリアセンターとキャリア関係教員とは綿密な連携を行い授業内外のキャリア教育をサポートしている。

本学を志願して入学してきた学生は、小学校教諭一種免許、幼稚園教諭一種免許、保育士資格のいずれか、もしくは複数の免許資格の取得を希望して入学する。学生は、1年、2年、3年次に配当されている施設実習・幼稚園実習・小学校実習、保育実習を通じて取得免許資格と職業希望に対する考えを深め、必要な免許資格取得にむけてカリキュラムを選択する。キャリアセンター以外の教務系職員も学生からの希望免許資格の確認を随時行い、受講科目選択のアドバイスを行っている。

3-4. 学生サービス

①学生生活の安定のための支援

(1) 3-4 の自己判定

「基準項目 3-4 を満たしている。」

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①学生生活の安定のための支援

本学では、学生の支援に関する方針を立てている。本方針に基づき学生生活支援の実施を行っている。学生生活の支援及び厚生補導のための組織として、学生委員会を設置している。学生の多様なニーズを支援するために、原則として毎月 1 回の委員会に加え、必要時には臨時学生委員会を開催している。学生委員会は「学生委員会規程」に基づき、学長が指名する学生委員長、及び 5 名の教員と 5 名の職員の計 11 名で構成されている。また、学生サービスや厚生補導に関して、教学センター、医務室、事務室が連携して学生生活の安定のための相談窓口となり、学生委員会とともに一体となって学生支援を行っている。さらに、教学センターには、日本学生支援機構奨学金及び高等教育の修学支援制度利用の学生窓口を設け、学生委員会以外の職員が協力して学生の相談支援にあたっている。【資料 3-4-1】【資料 3-4-2】【資料 3-4-a】【資料 3-4-b】【資料 3-4-c】

学生の心身に関する健康相談及び心的支援を行うため、医務室を設置している。医務室には専任の看護師が常駐して学生の相談支援にあたり、万一、専任看護師が不在の場合には非常勤看護師を置くなど、常時、学生支援が可能な体制となっている。毎年度初めには、全学生を対象に定期健康診断を行っており、その中で学生は内科医の診察を受けている。加えて、個別に保健指導を行い、必要時には医療機関の受診を促している。定期健康診断が受けられない学生については、個人での受診を促し、受診漏れを防いでいる。健康診断の結果に関しては、新入生については文書で連絡し、他の学年については学生ポータルで連絡している。また、内科健診時の健康調査票の記載内容をもとに、身体的及び心的配慮・支援の必要性が高いと考えられる学生を把握し、医務室と学生委員会が連携し

て対応している。流行が危惧される感染症や熱中症等については、啓発ポスターを掲示するとともに、学生ポータルで注意喚起している。【資料 3-4-c】【資料 3-4-d】【資料 3-4-e】
【資料 3-4-f】

学生の心的支援については、教学センターと医務室、学生委員会、非常勤のカウンセラー（臨床心理士・公認心理師）が連携して学生相談を行っている。医務室の看護師が悩みを傾聴する中で、必要時にはカウンセリングにつなげるように働きかけており、希望する学生は、毎週 1 回、カウンセラーによるカウンセリングを受けることができる。新入生のオリエンテーション時に「医務室からのお知らせ」を配布し、本学におけるカウンセリングについて周知するとともに、本学のカウンセラーを紹介し、医務室にて気軽に予約できること等を説明している。カウンセリングの予約や取りまとめは医務室が担当しており、非常勤の臨床心理士・公認心理師との連携の下、専門の医療機関につなげることもある。学生が教員に相談しやすい環境づくりに向けて、入学時に学生一人ひとりに担当教員が割り当てられるとともに、オフィスアワーが設けられ、学生が気軽に教職員に相談できる体制が整えられている。その他、学生の心身の健康保持に関して必要な事項については、医務室掲示板で啓発している。【資料 3-4-g】【資料 3-4-h】【資料 3-4-i】【資料 3-4-j】

本学における学生の課外活動は、7 つの運動サークルと 5 つの文化サークルが中心となって活動しており、約 50% の学生がサークルに所属している。この中には、不登校児童生徒の学びの場・居場所等の支援を行う教育支援センターでのボランティアなど、地域社会のニーズに込んでいるサークルも含まれている。サークル活動の支援は学生委員会が中心となって行っており、学生便覧等を使用した新入生オリエンテーション等での課外活動紹介、活動環境の整備、活動補助金の支給、サークル保険加入の手続き等について支援を行っている。令和 2（2020）年度、令和 3（2021）年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、サークル活動が大幅に制限され十分な活動ができなかったが、新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に移行した後は、各サークルが活発に活動を行っている。また、本学の建学の精神を基盤とした学生の自治によって、学生生活の充実を図り、知的・社会的・芸術的・体育的な活動の発展、豊かな人間性の育成と学生間の交流を実現することを目的とする学友会があり、学籍を有する全ての学生が加入している。学友会は学生の課外全般に必要な資金支援を行っている。【資料 3-4-2】【資料 3-4-3】【資料 3-4-c】【資料 3-4-k】【資料 3-4-l】【資料 3-4-m】【資料 3-4-n】【資料 3-4-r】【資料 3-4-s】

学生に対する経済的な支援を行うための奨学金制度として、本学独自の奨学金、日本学生支援機構の奨学金、地方公共団体等の奨学金がある。また、経済的な事情や家計急変等により、学生が定められた期日までに授業料納入が困難な場合は、「和歌山信愛大学学費規程」に基づき、学費等の延納・分納の対応をしている。奨学金については教学センターが相談窓口となり、授業料等の減免・延納・分納については事務室が相談窓口となっている。奨学金及び授業料等の減免・延納・分納等については、本学ホームページ及び学生便覧に掲載するとともに、新入生オリエンテーションで周知している。また、募集については、学生ポータル及び 1 号館 1 階の掲示板にて、適時周知を行っている。本学独自の奨学金について、給付型の「入学試験成績優秀者奨学金」「遠隔地学生奨学金」を設けている。「入学試験成績優秀者奨学金」は入学年度のみ給付され、「遠隔地学生奨学金」は 1 年次から 4 年次まで毎年給付される。成績優秀者を奨励する「遠隔地学生奨学金」は、進級時に成績

等の審査を行い、要件を満たさない場合は奨学生としての資格を失う。本学独自の奨学金については、学生募集要項にも記載することで、受験生への周知を行っている。日本学生支援機構の奨学金について、「貸与奨学金」および「給付奨学金」を取り扱っている。また、本学は令和2（2020）年度より開始となった「高等教育の修学支援新制度」の対象校であり、日本学生支援機構の「給付奨学金」と国が実施する「授業料等減免」を実施している。なお、「高等教育の修学支援新制度」の対象であることは文部科学省ホームページにも掲載されており、公開を求められる情報は大学ホームページにて適切に公開している。地方公共団体や各種団体等の奨学金について、和歌山県社会福祉協議会「保育士修学資金貸付」や日本財団等が実施する奨学金制度がある。【資料 3-4-4】【資料 3-4-b】【資料 3-4-o】【資料 3-4-p】【資料 3-4-q】

3-5. 学修環境の整備

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

②図書館の有効活用

③施設・設備の安全性・利便性

(1) 3-5 の自己判定

「基準項目 3-5 を満たしている。」

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

本学キャンパスは和歌山市の中心部にあり、和歌山城、和歌山県庁、和歌山市役所、ぶらくり丁商店街の近隣に立地している。和歌山市内の主要駅である和歌山駅（西日本旅客鉄道株式会社）、大手私鉄の和歌山市駅（南海電気鉄道株式会社）を結ぶバス路線の中間に位置しており、どちらの駅も徒歩圏内である。和歌山県北部に位置する和歌山市は、県庁所在地として南は御坊市、東は橋本市、北（大阪府）は大阪市より電車での通学・通勤が可能な交通環境である。大学周辺には和歌山城、和歌山県立博物館、和歌山県立近代美術館、和歌山市民図書館等があり、敷地南側には和歌山市本町公園が隣接するなど文化的環境が整っている。学生の多くが和歌山市内及び県内出身であり、自転車や原動機付自転車等での通学者が多い。これに対応するため、校内に駐輪場を整備し、多くの学生が利用している。令和7（2025）年5月1日現在の在籍学生数267人であり多くが和歌山県内高校出身の学生である。令和7（2025）年度入学者65人（内県内高校出身者61人）、令和6（2024）年度入学者72人（内県内高校出身者70人）、令和5（2023）年度入学者68人（内県内高校出身者68人）、令和4（2022）年度入学者68人（内県内高校出身者65人）となっており、県内高校出身者が多数を占めている。【資料 3-5-2】【資料 3-5-a】【資料 3-5-b】【資料 3-5-c】

校地・校舎については、大学設置申請時に和歌山市と締結した連携協定等に基づいて校舎は譲渡を受け整備を行った。校地に関しては、全土地（面積10,201㎡）を和歌山市から借用している。建物については、校舎として1号館・2号館（旧和歌山市立本町小学校校舎）、3号館（旧和歌山市立本町幼稚園園舎）の建物を和歌山市から譲与を受け、開学前に

リノベーション工事を実施し、本学校舎として利用している。校舎内には、事務室、図書館、学長室、図工室、多目的コンピューター室、模擬教室、家庭科室、ML 教室、教学センター室、理科室、心理学演習室、音楽室、保育実習室、中講義室 1・2、講義室 1～5、LANDs1・2、学生ラウンジ 1・2、自習室を配置し、学生の学修に必要な教室を配置している。屋内運動場としての体育館も連携協定等により譲与を受け、本学体育館として整備し、利用している。屋外運動場としてのグラウンドについても借地契約内の用地として利用している。建物、グラウンド等は、同一の敷地内にすべて隣接して配置されている。また、開学前のリノベーション工事实施以降も、体育館床工事、2 号館屋上・体育館屋根の防水工事等を実施するなど、必要なメンテナンスを継続的に実施して適切に管理・運営を行っている。本学所有の建物、受水槽及び消防設備等についても、法令等に基づいて必要な点検を毎年実施し、点検結果に基づいて適切に補修等を実施している。

施設・設備の管理に関する規則については、和歌山信愛女学院固定資産及び物品管理規程があり、毎年度末に棚卸作業を実施し、会計監査人より実査を受けている。施設・設備の実際的な管理については、用務員が常駐しており、校内の建物・敷地内の清掃を毎日実施しており、気づきのある異常には随時報告を受け、業者修理等を実施している。【資料 3-5-1】【資料 3-5-2】【資料 3-5-d】【資料 3-5-e】【資料 3-5-f】

本学は教育学部子ども教育学科 1 学部 1 学科の単科大学であり、1 学年の入学定員は 80 人である。学科における授業体制は、1・2 年次は基本的に 2 クラス単位（1 クラス 49 人以下）である。また、2 年次前期終了時点で学生の希望に基づくコース分けを行い、3・4 年次は小幼コースと幼保コースの 2 クラスに分かれて授業を行っている。履修規程第 3 条（コース）には、1 コースが 45 人以下になるよう必要に応じて成績に基づく割り振りを実施することが規定されているが、現時点において履修規程第 3 条に該当する学生はおらず、コース分けは円滑に行われている。令和 6（2024）年度の 2 年次学生 65 人についても、小幼コース希望学生数 40 人、幼保コース希望学生数 25 人の全学生が希望通りコースを決定している。なお、希望するコースに叶わない学生がいた場合は、教学センターと担当教員の連携の下、コース決定後も希望する免許・資格取得の可能性のあることを説明する等、丁寧なアフターケアを行う体制となっている。原則として授業は時間割に沿ってクラス単位で授業を行っており、一部の選択科目やグループに分かれてプロジェクト型の学修を行う共通基礎科目等については学年全体で授業を行うこともある。教員は、同内容の授業をクラスごとに行い、少人数授業により教育効果を高めている。また、使用する講義室及び受講学生数を考慮して教育効果を十分に上げられるよう時間割を作成する等、適切な管理運営を実施している。【資料 3-5-2】【資料 3-5-g】【資料 3-5-h】【資料 3-5-i】

本学 1 号館には、最大 100 人が利用でき、パーティションで仕切ることができる中講義室に加え、56 人が利用できる多目的コンピューター室、模擬教室、家庭科教室、図工室を配置している。模擬教室については、教育実習現場に近い環境で実習準備が行われるよう、和歌山市立小学校の現状に合わせて黒板等の環境を整備している。2 号館には、5 室の講義室に加え、心理学演習室、理科室、電子ピアノを 28 台備えるミュージック・ラボラトリーを整備している。3 号館には保育実習室と音楽室に加え、自習室や学生ラウンジなど、

学生が自由に利用できる空間を集約して整備している。また、心の平安を求める学生のためにチャペルを配置している。さらに、学生の主体的学びを促すため、飲食可能な学生ラウンジを図書館に隣接して配置するとともに、情報機器や視聴覚機器を備えたラーニングコモンズ「LANDs」を、2号館及び3号館に配置している。さらに、学内は高速LAN及び無線LAN環境、インターネット接続環境が整備され、学生は自由に活用できる。【資料 3-5-2】【資料 3-5-e】【資料 3-5-f】

②図書館の有効活用

図書館の総面積は152.55㎡で、閲覧座席数40席（AV・PCブース6席、ブラウジング14席を含む）、収納可能冊数は約10,000冊となっている。また、閲覧座席とは別に、図書館内にある学生自習室に12席、図書館に併設する学生ラウンジに30席を確保している。開学7年目となる現在の蔵書数は9,514冊（令和7（2025）年5月1日現在）、このうち外国書は722冊、電子図書は820冊である。本学は1学部1学科の小規模大学であり、図書館も小規模であることから、幅広い分野の図書を網羅的に置くことはせず、教育学部子ども教育学科の学びに資する書籍を中心に、電子図書も取り入れながら蔵書整備を進めている。全蔵書数の7割程度が、初等教育関係の専門図書、幼児教育専門図書、保育関係専門図書であり、小学校国語科教科書に掲載されている図書、幼保での指導における読み聞かせ等で広く使われている絵本等を置くなど、学生の進路を見据えた学びの質の向上と、教育・研究ニーズへの対応といった観点を重視してきた。また最近では、教育関係図書の整備に一定の目処が立ってきたことから、幅広い視野と教養をもった学生の育成といったリベラルアーツを視野に入れた観点へと広がりをもたせ、地域関連図書や教養書といった書籍整備にも力を入れている。一方、小規模な図書館としての物理的な弱点を補うため、60,000冊以上の蔵書を有する既設短期大学図書館との連携を強化し、毎日、大学と短期大学間での図書配達便を運行してきた。また、必要に応じて公立図書館と連携し、学生ニーズの高い図書の長期借入れを行うなどにより、大学図書館として十分な学術情報資料を確保し、学生ニーズや研究に応えられる蔵書環境を整えてきたところである。蔵書管理については、開学当初から和歌山地域図書館協議会に加盟するとともに図書館システムLibMaxを導入し、WebOPACにより、内外から蔵書検索が行える環境としてきた。現時点では開架式書架での図書の把握が十分行える状況にあるため、その多くは閲覧による利用が中心となっている。また、図書館備え付けPC4台、貸し出しPC9台はすべて学内LANに接続し、備え付け印刷機へのアクセスをフリーにして、学習に資する資料等については、学生が枚数等に制限なく印刷できるようにしている。この環境により、授業時の発表資料作成等のために図書館を利用する機会が多くなり、結果として図書館での自学自習やグループワーク、文献複写等、図書館の様々な機能等の活用機会へとつながっている。令和6（2024）年度の年間開館日は283日、開館時間は平日9時～19時、土曜日は9時～14時として、図書館を十分に利用できる環境を整備している。さらに、近年大学図書館が、ラーニングコモンズとしての役割が求められる中、より自発的な学習を支援する場として機能させている。特に教員採用試験前は、連日閉館時の19時まで、多くの学生が図書館の書籍等を活用しながら学習する姿が見られた。その結果、年間のべ入館者数は23,600人（令和6（2024）年度）となり、開館以来、増加傾向が続いている。また、小学校教員や幼稚

園教諭、保育士として読書指導を行うことのできる資質の育成に対し、図書館職員等による支援が期待されているといった認識をもち、学生の力を得ながら、随時テーマを決めて、書籍展示や読書案内等を行ってきた。特に令和 5（2023）年度からは、学生主体によるブックハンティングを行い、学生が選定した書籍の展示等を行ってきた。こうした取り組みにより、学生に対する読書指導はもとより、児童等への読書指導ができる資質の育成にもつなげたい。【資料 3-5-1】【資料 3-5-2】【資料 3-5-3】【資料 3-5-4】【資料 3-5-5】【資料 3-5-e】【資料 3-5-f】【資料 3-5-j】【資料 3-5-k】

③施設・設備の安全性・利便性

小学校校舎として利用していた建物を和歌山市より譲与を受け、リノベーション工事を実施した。その際、バリアフリーを考慮し、1号館、2号館、3号館、体育館をスムーズに移動できるよう、主要校舎等の入口スロープ等を施工している。車椅子移動の際は、本学正門、もしくは駐車場（専用スペースあり）より1号館、2号館、3号館、体育館、グラウンドに移動することができ、教室入口の段差は無い。また、利用者の便益を考慮して、多目的トイレを1号館1階に設置している。在学者が心停止に陥る事案が生じた場合に備えるため、迅速に救命措置が実施できるよう AED（自動体外式除細動器）を2号館1階及び体育館に設置している。また、全ての教室には、空調設備、プロジェクター、パソコン、周辺機器を整備し授業内外で ICT 活用が進むよう整備している。なお本学と和歌山市は、災害時における協定を締結しており、災害時には避難所として本学の体育館等を提供する。また、キャンパス内の倉庫の一部は、和歌山市防災倉庫として利用されており、災害時には防災資材を迅速に展開する協力体制を整えるなど、地域防災の一翼を担っている。

リノベーション工事の際、譲与対象の全ての建物のアスベスト調査を実施し、対策が必要な個所にはすべて対策工事を実施した。また、体育館吊り天井は、譲与を受ける前に撤去されていた。体育館の床面のささくれ事故対策として、表面研磨工事を実施し安全性を高めた。施行以降の利用管理では水拭きを行わず安全性を保つ管理を続けている。建物の耐震化工事についても和歌山市より譲与を受ける前に必要な耐震化工事実施済みであり、耐震化を示す内容としてホームページにて公表している。【資料 3-5-2】【資料 3-5-6】【資料 3-5-m】【資料 3-5-n】

【基準 3 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では平成 31（2019）年 4 月に開学し、令和 5（2023）年 3 月に 82 人、令和 6（2024）年 3 月に 76 人、令和 7（2025）年 3 月に 66 人が卒業した。各年の卒業生の中で小学校教諭免許、幼稚園教諭免許、保育士資格の取得者数は、令和 5（2023）年 3 月卒業生は、それぞれ 63 人、79 人、38 人である。大学で取得した免許・資格を使って該当の職業に従事したものは 63 人となり、その就業率は $63 \div 82 = 77\%$ となる。また、令和 6（2024）年 3 月卒業生は、それぞれ 45 人、76 人、35 人である。大学で取得した免許・資格を使って該当の職業に従事したものは、58 人となり、その就業率は $58 \div 76 = 77\%$ となる。また、令和 7（2025）年 3 月卒業生は、それぞれ 49 人、62 人、30 人。大学で取得した免許・資格

を使って該当の職業に従事したものは、52人となり、その就業率は $52 \div 66 = 79\%$ となる。本数値からも各免許・資格の教職課程を持つ学部・学校としての成果が出ていると判断できる。

今後も維持するためには、4年間の学びとして正課授業においては、1年次「教職基礎ゼミナール」2年次「地域連携フィールドゼミナール」3・4年次「専門ゼミナール」等を通じて地域の人材としての教育・保育者像を学生に継続的に育ませる必要があると考えている。正課外においては、学生の主体的な教育ボランティア、サークル等の活動を支援し、各自治体の実施する採用試験等に繋げていく仕組みが重要であると考えている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学では、2年次「幼稚園実習Ⅰ」2・3年次「保育実習Ⅰ（施設）」3年次「小学校実習」「幼稚園実習Ⅱ」「保育実習Ⅰ（保育所）」「保育実習Ⅱ（保育所）」4年次「保育実習Ⅲ」と各免許・資格の主となる実習が2・3年次に配置されている。各実習では学生及び大学は外部の実習先から評価をうけ、将来のキャリア形成に必要な各自の課題認識に役立てられている。また、大学も次の指導に役立てている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

本学の校地、校舎等は、和歌山市から譲渡を受けた旧本町小学校校舎及び体育館及び旧本町幼稚園園舎をリノベーションした建物を使用している。新たに建築した校舎等はなく、譲与を受けた校舎等はすべて耐震化工事済みである。体育館も吊り天井を撤去するなど、耐震化工事済みによって譲与を受けた。加えて、譲渡時にはアスベストについても専門家による存在調査を和歌山市職員立会いのもとで実施し、リノベーション工事内で対策工事を行った。現時点においては、教育目的達成のための学習環境は適切に管理されているが、今後、建築基準法上増床等現建物への増設等、現状変更を伴う工事はできないことを考慮しつつ、講義室、実習施設、図書館等の学修環境のさらなる充実及び有効活用を推進する。特に、学生の利用度が高い学内LAN、図書館、学生ラウンジ、自習室等の利便性向上に取り組む。

教学センターを中心に、クラス分け及びコース分けは円滑に行われている。また、学生の履修状況及び使用講義室等を踏まえた時間割作成等によって、授業を行う学生数は教育効果を十分に上げられる人数となっている。この適切な管理を継続して実施する。

【エビデンス集（資料編）】

【3-1-1】和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科の三つのポリシー ※【資料 F-14】と同じ

(<https://www.wsu.ac.jp/about/policy/>)

【3-1-2】運営会議規程 ※【資料 F-10】と同じ

【3-1-3】入試委員会規程 ※【資料 F-10】と同じ

【3-1-a】和歌山信愛大学 学生募集要項 ※【資料 F-4】と同じ

【3-1-b】和歌山信愛大学 総合型選抜ガイド

【3-1-c】履修のてびき ※【資料 F-13】と同じ

- 【3-1-d】 学生便覧 ※【資料 F-5】と同じ
- 【3-1-e】 入試問題作成部会規程 ※【資料 F-10】と同じ
- 【3-1-f】 和歌山信愛大学議事録「令和6年度入学選考判定会議」
- 【3-1-g】 和歌山信愛大学議事録「入試委員会、運営会議、教授会」
- 【3-1-h】 教学関連データ及び大学の基礎データ ※【2-1-j】と同じ
- 【3-1-i】 和歌山信愛女学院 事業報告書 ※【資料 F-8】と同じ
- 【3-1-j】 学部、学科別在籍者数（過去5年間） ※【表 3-1】と同じ
- 【3-1-k】 新入生アンケート ※【2-1-d】と同じ
- 【3-1-l】 令和6年9月9日教授会議事録
- 【3-1-m】 和歌山信愛女学院 事業計画 ※【資料 F-7】と同じ
- 【3-1-n】 本学ホームページ「就職状況、就職サポート等」

- 【3-2-1】 学生の支援に関する方針
- 【3-2-2】 和歌山信愛大学組織規程 ※【資料 F-10】と同じ
- 【3-2-3】 オフィスアワー
- 【3-2-4】 障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領
- 【3-2-5】 障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領における留意事項
- 【3-2-6】 令和7年4月14日教授会議事録
- 【3-2-7】 和歌山信愛大学 運営会議規程 ※【資料 F-10】と同じ
- 【3-2-8】 和歌山信愛大学 教授会規程 ※【資料 F-10】と同じ
- 【3-2-9】 退学・休学調書様式
- 【3-2-10】 休学・退学一覧
- 【3-2-a】 和歌山信愛大学役職・委員会
- 【3-2-b】 和歌山信愛大学議事録「運営会議、教授会」
- 【3-2-c】 行事計画
- 【3-2-d】 令和6年12月9日教授会議事録
- 【3-2-e】 入学前課題
- 【3-2-f】 入学前ガイダンス
- 【3-2-g】 新入生ガイダンス
- 【3-2-h】 期末ガイダンス・年度末ガイダンス
- 【3-2-i】 担当教員一覧
- 【3-2-j】 専門ゼミナール・卒業研究担当教員一覧
- 【3-2-k】 GPAに基づく助言・指導資料
- 【3-2-l】 教職履修カルテガイダンス資料
- 【3-2-m】 教職履修カルテマニュアル(教員用)
- 【3-2-n】 学生便覧 ※【資料 F-5】と同じ
- 【3-2-o】 FD委員会規程 ※【資料 F-10】と同じ
- 【3-2-p】 SD委員会規程 ※【資料 F-10】と同じ
- 【3-2-q】 FD・SD研修会 年度計画 ※【2-1-c】と同じ
- 【3-2-r】 シラバス ※【資料 F-13】と同じ

- 【3-2-s】 学生委員会規程 ※【資料 F-10】と同じ
- 【3-2-t】 学内グループウェア「学生の情報共有について」
- 【3-2-u】 学生ポータル「出席簿」
- 【3-2-v】 和歌山信愛大学ハラスメント防止規程 ※【資料 F-10】と同じ
- 【3-2-w】 アカデミック・ハラスメントの防止について
- 【3-2-x】 和歌山信愛大学アカデミック・ハラスメント相談・申立報告フロー
- 【3-2-y】 本学ホームページ「ハラスメント防止の取り組み」

- 【3-3-1】 学生の支援に関する方針 ※【3-2-1】と同じ
- 【3-3-2】 履修のてびき ※【資料 F-13】と同じ
- 【3-3-3】 キャリア支援に関する授業科目一覧
- 【3-3-4】 進路就職委員会規程 ※【資料 F-10】と同じ
- 【3-3-5】 就職ガイダンス・キャリア対策講座実施計画
- 【3-3-6】 行事計画
- 【3-3-a】 本学ホームページ「進路・就職」 ※【3-1-n】と同じ
- 【3-3-b】 和歌山県及び和歌山市等との協定書
- 【3-3-c】 本学ホームページ「有田市と連携協定を締結」
- 【3-3-d】 本学ホームページ「日高川町と連携協定を締結」
- 【3-3-e】 本学ホームページ「きょう育の和センター報告書」
- 【3-3-f】 就職の手引き
- 【3-3-g】 就職支援システム資料
- 【3-3-h】 本学ホームページ「卒業生就職データ」
- 【3-3-i】 和歌山信愛女学院 事業報告書 ※【資料 F-8】と同じ

- 【3-4-1】 学生の支援に関する方針 ※【3-2-1】と同じ
- 【3-4-2】 学生委員会規程 ※【資料 F-10】と同じ
- 【3-4-3】 学友会会則 ※【資料 F-10】と同じ
- 【3-4-4】 和歌山信愛大学 奨学金規程 ※【資料 F-10】と同じ
- 【3-4-a】 学生委員会議事録
- 【3-4-b】 和歌山信愛大学役職・委員会 ※【3-2-a】と同じ
- 【3-4-c】 学生便覧 ※【資料 F-5】と同じ
- 【3-4-d】 医務室利用状況 ※【表 3-9】と同じ
- 【3-4-e】 学生健康診断実施計画
- 【3-4-f】 健康調査票
- 【3-4-g】 医務室からのお知らせ
- 【3-4-h】 心理カウンセリング集計 ※【表 3-9】と同じ
- 【3-4-i】 担当教員一覧 ※【3-2-i】と同じ
- 【3-4-j】 オフィスアワー ※【3-2-3】と同じ
- 【3-4-k】 学友会収支管理表
- 【3-4-l】 新入生ガイダンス（課外活動紹介資料） ※【3-2-g】と同じ

- 【3-4-m】 運動サークル・文化サークル一覧
- 【3-4-n】 ボランティア活動
- 【3-4-o】 本学ホームページ「奨学金・修学支援」
- 【3-4-p】 和歌山信愛大学 学生募集要項 ※【資料 F-4】と同じ
- 【3-4-q】 本学ホームページ「情報公開」
- 【3-4-r】 ボランティアに係る教学センター(キャリアセンター) の学生支援
- 【3-4-s】 和歌山信愛大学課外活動団体規程

- 【3-5-1】 和歌山信愛女学院固定資産及び物品管理規程
- 【3-5-2】 学生便覧 ※【資料 F-5】と同じ
- 【3-5-3】 図書委員会規程
- 【3-5-4】 図書館規程
- 【3-5-5】 本学ホームページ「図書館」
- 【3-5-6】 本学ホームページ「耐震化状況」
- 【3-5-a】 和歌山信愛大学 大学案内 ※【資料 F-2】と同じ
- 【3-5-b】 本学ホームページ「交通アクセス」
- 【3-5-c】 本学ホームページ「情報公開」 ※【3-4-q】と同じ
- 【3-5-d】 和歌山市との協定書（土地建物）
- 【3-5-e】 本学ホームページ「情報公開・設置に係る設置履行状況報告書」 ※【資料 F-15】と同じ
- 【3-5-f】 本学ホームページ「キャンパスマップ、バーチャル和歌山信愛大学ツアー」
- 【3-5-g】 クラス・コースの学生数
- 【3-5-h】 履修規程 ※【資料 F-10】と同じ
- 【3-5-i】 時間割
- 【3-5-j】 和歌山地域図書館協議会ホームページ
- 【3-5-k】 図書館利用者数の推移
- 【3-5-l】 ブックハンティング資料
- 【3-5-m】 和歌山市ホームページ（避難所・避難場所）
- 【3-5-n】 和歌山市と本学の災害時における協定

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学では、建学の精神として「キリスト教的価値観に基づく人格形成」、「地域と社会に貢献する人材の育成」、教育理念として「教育基本法及び学校教育法の精神に則り、建学の精神に基づく豊かな人間性の涵養を目指すとともに、深く専門の学術を教授研究し、職業人としての高度な専門性で地域と社会の発展に寄与する、自立した人材を育成することを目的とする」を掲げている。これらに基づきながら、「和歌山信愛大学学則」第1条の2の教育目的を満たすべく、学生の学修成果の目標として、平成31(2019)年度より、ディプロマ・ポリシーを定めている。これは、受験生に対して本学の教育課程によって身につく学修成果を明らかにするとともに、在学生にとっては学修目標としての位置付けを有するものである。さらに社会に対して本学の使命を宣言し、学生を社会に求められる人材として育成することを約束するという意義がある。【資料4-1-1】【資料4-1-3】

このディプロマ・ポリシーは、建学の精神及び教育理念をベースとしながら、卒業後に地域で活躍できる人材として、知識・技能・態度を有するための学修成果を示したものであり、本学では運営会議にて策定・見直しがなされている。ディプロマ・ポリシーは、具体的には、以下の5項目からなっている。【資料4-1-4】

DP1 一人ひとりを大切にする人間愛と広い視野、それらを支える心身の健康を身に付けている。

DP2 人と人との繋がりを重視した高いコミュニケーション力で、世代を越えて友好的な関係を構築し、奉仕の精神で周囲の信頼を得て主体的に協力してもらえる状況を作り出すことができる。

DP3 郷土を支える意欲と課題解決力を有し、子どもと地域の将来に貢献する教育者としての自覚をもって行動できる。

DP4 乳幼児期から学童期までの継続性に理解のある教育・保育を担う専門的実践力と子ども一人ひとりに寄り添う支援力を身に付けている。

DP5 主体的に学び、探求し、独自の発想で子どもや地域に関わる問題の解決にあたることができる。

このように定めたディプロマ・ポリシーは、本学ホームページや履修のてびき、学生便覧で広く公表しており、学生のみならず、学外の受験生等も確認することができるようになっている。また、このディプロマ・ポリシーをもとに体系的な教育課程を明確化するため、学修成果の達成にどの授業科目が寄与するかについて、各科目の関連や連続性、体系性とディプロマ・ポリシーで定める各能力の関係を「教育課程概念図(カリキュラムマップ)」に示している。【資料4-1-2】【資料4-1-5】【資料4-1-a】【資料4-1-b】

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

本学では、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、各授業科目の関連や連続性、体系性、免許・資格との関係を「教育課程概念図(カリキュラムマップ)」により明確化している。【資料4-1-a】

進級基準や卒業認定基準は履修規程・学位規程において定められており、履修規程は学生に入学時に配布される「履修のてびき」に掲載されているほか、入学時のオリエンテー

ション及び新年度開始時に行われる在学生向けガイダンス等で周知されている。また、シラバスにおいて、授業計画及び成績評価基準を示している。履修のてびき（履修規程を含む）及びシラバスは本学ホームページで公表されている。【資料 4-1-5】【資料 4-1-6】【資料 4-1-7】【資料 4-1-c】【資料 4-1-d】

授業科目の単位認定については、シラバスに準拠した厳格な成績評価が担当教員により行われ、必要となる学修到達目標を満たした学生には単位が認定される。成績の評価は、100点法をもって行う。学業成績評価の学籍簿等への記載は、秀（90点以上）・優（80点～89点）・良（70点～79点）・可（60点～69点）・不可（59点以下）の評語を用い、点数法から換算する。秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。また成績点（100点満点）に対応する5段階評価（秀～不可）をグレードポイント（GP、秀：4、優：3、良：2、可：1、不可：0）として示している。成績評価をGP値に置きかえて履修登録した全科目の平均を数値によりGPA(Grade Point Average)として示している。【資料 4-1-3】【資料 4-1-7】【資料 4-1-c】

履修過多により予習・復習を含む学習時間が不足しないよう、実技、実習及びその事前事後指導に関する科目を除き、当該年度中に履修登録できる単位数の上限を原則49単位としている。また、学習意欲を促進するため、GPAが3.0以上の学生には、第2学年次以降登録単位上限数を超えた履修登録を許可している。さらに、第3学年次末のGPAが3.0を超える学生は、4年次にコース及び配当年次を越えた科目を履修できる。このことにより、三つ目の免許・資格、すなわち小幼コースでは保育士資格、幼保コースでは小学校教諭一種免許状の取得に係る科目を受講することができる。4年間通じてのGPA(通算GPA)が一定以上の学生には表彰を行う。一方、学修成果が著しく劣る学生に対して、すなわちGPAが2.0未満の学生、もしくは本学部において下位4分の1に属する学生には、担当教員が学習の指導に当たる。また、1年間に修得した単位数が、年間の標準的な修得単位数の6割以下の場合や1年間の出席率が8割以下である等、学習意欲が低いと大学等が判断した場合にも指導に当たる。入学する前に他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む）で修得した単位や文部科学省が定める学修に係る単位等、教育上有益と認められる場合は、審査の上、60単位を超えない範囲で本学に定める修得すべき単位数に算入することができる。【資料 4-1-7】【資料 4-1-e】

進級の条件として、第1学年次終了時に10単位以上修得しなければ第2学年次に進級できないとし、第2学年次終了時に50単位以上修得しなければ第3学年次に進級できないとしている。また第4学年次に履修規程第5条の規程を満たさなければ、卒業延期となる。【資料 4-1-3】【資料 4-1-7】

最終学年終了時には卒業認定がなされる。ディプロマ・ポリシーを踏まえて卒業要件が定められており、授業科目の区分ごとに定められた要件を満たしながら、124単位を履修すれば卒業が可能となる。卒業の可否については、教授会において、修得単位を確認のうえ単位認定が厳正に審議される。【資料 4-1-3】【資料 4-1-7】

授業科目の単位認定、進級、卒業認定については、年度末に行う単位認定教授会において厳正に審議し、決定している。【資料 4-1-8】【資料 4-1-f】

4-2. 教育課程及び教授方法

- ①カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- ②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- ③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- ④教養教育の実施
- ⑤教授方法の工夫と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学が開学した平成 31 (2019) 年度入学生よりカリキュラム・ポリシーを定め運用している。カリキュラム・ポリシーは運営会議にて策定・見直しがなされており、その内容は以下のとおりである。

CP1 1 年次を教員としての「基盤形成」、2 年次を「専門基礎」、3 年次を「専門展開」、4 年次を「統合と探求」の時期とし、「共通基礎科目」と「専門教育科目」に分け、体系的に教育課程を編成する。

CP2 建学の精神を背景とした豊かな人間性を有するリーダーを養成するために「信愛教育の基礎」「教育者の教養」「保健体育」を、そして、世代を越えて友好的な関係を造る高い「コミュニケーション力」を育むために「リテラシー」を、「共通基礎科目」の教養科目群に開設する。

CP3 「働く」ことを通して地域社会に貢献する人材を養成するために「教師塾」を「共通基礎科目」の教養科目群に開設する。

CP4 地域課題を解決する意欲と能力を育むために「紀の国わかやまと世界」「地域探求科目」を、「共通基礎科目」の地域連携科目群に開設する。

CP5 乳幼児・児童の教育・保育現場に起こる問題に臨機応変に対応できる高い「実践力」を育むために「理念・理論」「教科・保育内容の専門領域」「子ども理解」「教育・保育の指導法」「実習」を、子ども一人ひとりに寄り添い、その可能性を信じて伸ばすことのできる「支援力」を育むために「子どものニーズ支援」を、そして、主体的に学び、探求し、他者と協働関係を築いて課題解決に取り組む「創造的思考力」を有した教育者・保育者を養成するために「課題探求科目」を、「専門教育科目」に開設する。

カリキュラム全体を貫く編成方針のもと、カリキュラムの展開の方針を明記している。CP1 では、カリキュラムのフレームワークを、CP2 では、建学の精神を背景とした豊かな人間性をもった人材育成のための方針を、CP3 では、子どもの未来に貢献する教育者・保育者育成のための方針を、CP4 では、地域の未来に貢献する教育者・保育者育成のための方針を、CP5 では、一人ひとりの個性を認め、その可能性を信じて最大限に伸ばせる人材育成のための方針を、それぞれ明らかにしている。カリキュラム・ポリシーは本学ホームページに掲載し、広く社会に公表しているほか、入学時に配布している履修のてびき、学生便覧にも掲載し、入学時のガイダンス等において周知を図っている。【資料 4-2-1】【資料 4-2-2】【資料 4-2-3】【資料 4-2-5】【資料 4-2-a】【資料 4-2-b】

②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

カリキュラム・ポリシーにおいては、ディプロマ・ポリシーすべてを受けたカリキュラム全体のフレームワークを示した CP1、および、各ディプロマ・ポリシーに対応した CP2 から CP5 を設け、ディプロマ・ポリシーに従った各能力を学生に身につけさせるために、必要となる科目を具体的に明記し、カリキュラムの全体像が把握できるように示している。具体的には CP2 では、建学の精神を背景とした豊かな人間性を有するリーダーを養成するための学びとしての「信愛教育の基礎」「教育者の教養」「保健・体育」を位置付け、「DP1 一人ひとりを大切にする人間愛と広い視野、それらを支える心身の健康を身に付けている」姿を目指すことを示している。また CP2 では、世代を越えて友好的関係を造る高い「コミュニケーション力」を育むための学びとしての「リテラシー」を通して、「DP2 人と人の繋がりを重視した高いコミュニケーション力で、世代を越えて友好的関係を構築し、奉仕の精神で周囲の信頼を得て主体的に協力してもらえらる状況を作り出すことができる」姿の実現を目指すことを示している。CP3 で示している、「働く」ことを通して地域社会に貢献する人材を養成するための「教師塾」の開設、および、CP4 で示している、地域課題を解決する意欲と能力を育むための「紀の国わかやまと世界」「地域探求科目」は、「DP3 郷土を支える意欲と課題解決力を有し、子どもと地域の将来に貢献する教育者としての自覚をもって行動できる」姿の実現を目指すことを示している。CP5 で示している乳幼児・児童の教育・保育現場に起こる問題に臨機応変に対応できる高い「実践力」を育むための科目群や、子ども一人ひとりに寄り添い、その可能性を信じて伸ばすことのできる「支援力」を育むための「子どものニーズ支援の学び」は、「DP4 乳幼児期から学童期までの継続性に理解のある教育・保育を担う専門的実践力と、子ども一人ひとりに寄り添う支援力を身に付けている」姿の実現を目指すことを示している。また、CP5 の、主体的に学び、探求し、他者と協働関係を築いて課題解決に取り組む「創造的思考力」を有した教育者・保育者を養成するために「課題探求科目」を設定することは、「DP5 主体的に学び、探求し、独自の発想で子どもや地域に関わる問題の解決にあたることのできる」姿の実現を目指すことを示している。このように、カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーとの連携を強く意識して構成されており、両者の一貫性が確保されている。そして、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を踏まえ、各授業科目の関連や連続性、体系性、免許・資格との関係を「教育課程概念図（カリキュラムマップ）」により明確化している。【資料 4-2-1】【資料 4-2-5】【資料 4-2-6】【資料 4-2-8】【資料 4-2-9】【資料 4-2-a】【資料 4-2-c】

③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

CP1 に示すように、1 年次を教員としての「基盤形成」、2 年次を「専門基礎」、3 年次を「専門展開」、4 年次を「統合と探求」の時期とし、「共通基礎科目」と「専門教育科目」に分け、体系的に教育課程を編成している。カリキュラム・ポリシーの方針に従い、広い視野、地域力、実践力、支援力、創造的思考力を身につけさせるべく、基礎から応用へと体系的に学べるよう、必修科目・選択必修科目・選択科目に分けて多くの科目を設置している。その体系性については教育課程概念図（カリキュラムマップ）で示し、シラバスには

科目ごとに「関連する DP・CP」の項目を設け、当該科目とカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーとの関連性を明記している。【資料 4-2-5】【資料 4-2-6】【資料 4-2-d】教育課程について「履修のてびき」には、カリキュラムの構造やどのような目的のためにどのような科目が設置されているのかを記載し、ガイダンス及びオリエンテーション等での履修指導の際に説明している。本学の科目の体系性として、保育者及び教員に必要な資質の獲得を目指し、基盤形成、専門基礎の時期である 1、2 年次には、「豊かな人間性を涵養する」「高いコミュニケーション力とリーダーシップを身につける」「『地域力』（郷土を支える意欲と課題解決力）を身につける」ことを目標とし、「共通基礎科目」を設定している。また、「教育者・保育者としての使命感を身に付ける」「子どもと教科・保育内容への基礎的理解を深める」ことを目標とした「専門教育科目」を設定している。専門展開、統合と探究の時期である 3、4 年次には、小幼コースでは「実践力：教科への深い理解と指導力を身につける」「支援力：子どもに寄りそい、その主体性と協同性を高める学級経営力を身につける」ことを目標にした専門教育科目、共通基礎科目を設定している。幼保コースでは「実践力：子どもの生活を豊かにする保育の表現力と環境構成力を身につける」「支援力：子どもと保護者の気持ちに寄り添い支援する子育て・子育て支援力を身につける」ことを目標にした専門教育科目、共通基礎科目を設定している。また、本学では、乳幼児・児童の教育・保育現場に起こる問題に臨機応変に対応できる高い「実践力」を育むために 2、3、4 年次に幼稚園・保育実習、教育実習が実施されることから、その実習要件となる科目や実習指導関連科目が設定されている。4 年次後期には「教職実践演習」を開設している。この科目は全学年を通じた「学びの軌跡の集大成」として位置づけられる。学生はこの科目の履修を通じて、将来、教員になるうえで、自己にとって何が課題であるのかを自覚し、必要に応じて不足している知識や技能等を補い、その定着を図ることにより、教職生活をより円滑にスタートできるように指導している。【資料 4-2-5】【資料 4-2-b】

教学センターによる全学的な支援体制のもと、教職協働によるシラバスの整備を行っている。すべての授業において、設置基準上定められている学修時間と各授業科目に設定されている単位数をもとに、授業計画及び成績評価基準、事前・事後の学修に必要な総時間、具体的な学修方法や内容について学生に明示し運用するよう授業担当教員には周知・徹底を図っており、シラバスへの記載を義務付けている。次年度のシラバス作成依頼時には、教学センターより今年度のシラバスを全教員に配布し、学生による授業評価アンケートの結果等を踏まえてシラバスを作成するよう依頼している。教員によるシラバス入力後、教学センターの教務担当者が全シラバスについて、学習到達目標や成績評価基準の表現や内容の妥当性、成績評価方法の適切性等の点検を行い、不備が認められたシラバスについては教学センターの教務担当者からシラバスを作成した教員に修正依頼し、すべてのシラバスについて問題がなくなるまで点検を行うことで、シラバスの適切さを担保している。【資料 4-2-d】【資料 4-2-e】

単位の実質を保つ方策として、本学では、履修登録単位数の上限の設定（CAP 制）の導入及び学修時間の確保に向けた取り組みを行っている。CAP 制は、平成 31（2019）年度の大学開学時より導入しており、実習・実技及びその事前事後指導に関する科目など、一部の授業科目を除き履修登録可能な上限単位数を当該年度中 49 単位までに定めている。

【資料 4-2-5】【資料 4-2-7】

単位取得状況が良好で上位の成績に位置する学生については、より多くの学修が可能で、卒業要件以上の単位分を履修してより幅広く知識や技能を深めるほか、さらなる資格取得の可能性を広げることが可能であるとの観点から、前年次末の GPA が 3.0 以上の学生については、学習意欲を促進するため履修登録単位上限数を超えた履修登録が可能としている。また、第 3 学年次末の GPA が 3.0 を超える学生は、4 年次にコース及び配当年次を越えた科目を履修することができる。このことにより、三つ目の免許・資格、すなわち小幼コースでは保育士資格、幼保コースでは小学校教諭一種免許状の取得に係る科目を受講することができる。さらに、4 年間通じての GPA (通算 GPA) が高い学生には表彰することがある。【資料 4-2-5】【資料 4-2-7】【資料 4-2-f】

一方、GPA が 2.0 未満の学生、もしくは本学部において下位 4 分の 1 に属する学生には、担当教員による面談指導を実施している。また、1 年間に修得した単位数が、年間の標準的な修得単位数の 6 割以下の場合や 1 年間の出席率が 8 割以下である等、学習意欲が低いと大学等が判断した場合にも同様の指導を行っている。【資料 4-2-5】

基本的に授業は半期で 14 回、通期で 28 回の授業を実施しており、止むを得ず休講となった場合は、必ず補講を行っている。また、学生自身も、主体的に「卒業単位確認表」を記入するなど、卒業までの単位取得計画について見通しを持つ取り組みを行っている。【資料 4-2-5】【資料 4-2-d】【資料 4-2-g】【資料 4-2-h】

④教養教育の実施

教養教育に関する必修科目としては、まず、建学の精神に基づく人格教育の場として「信愛教育Ⅰ」「信愛教育Ⅱ」各 1 単位を配置し、「ボランティア実習」1 単位、「いのちと倫理」2 単位と併せ、人間愛やリーダーシップを身に付ける信愛教育の基礎を位置付けている。また、健康の維持増進を生涯にわたって必要な教養とすべく「スポーツと健康Ⅰ(講義)」「スポーツと健康Ⅱ(実技)」各 1 単位を配置している。教育者にとって必要な教養を学び、広い視野を身に付けるために「日本国憲法」2 単位を配置している。リテラシーを学びコミュニケーション力を身に付けるための科目として「日本語表現」「情報処理演習Ⅰ」「情報処理演習Ⅱ」「英語コミュニケーションⅠ」「英語コミュニケーションⅡ」各 1 単位を配置している。キャリアプランニング力を身に付けるため、教師塾として「教職キャリアデザイン」「教職基礎実習」「キャリアガイダンスⅠ」各 1 単位、「教職基礎ゼミナール」2 単位を配置している。【資料 4-2-5】【資料 4-2-7】【資料 4-2-10】

選択科目としては、様々な分野の入門的な科目を多く配置し、学生に幅広い教養を身につけさせることを目的としている。幅広い視野を身に付けることができるために「健康教育」「情報処理論」「国際教育論」「人類生態学概論」「子どもと遊び」「子どもと文学」「こころの科学」「生命と進化」「現代メディア論」各 2 単位を配置している。リテラシーを学びコミュニケーション力を身に付けるための科目として「フランス語コミュニケーション」「中国語コミュニケーション」各 1 単位を配置している。教師塾としては「キャリアガイダンスⅡ」1 単位、「インターンシップ(事前・事後指導を含む)」「実践キャリア教育」「教師への道Ⅰ」「教師への道Ⅱ」「教師への道Ⅲ」各 2 単位を配置している。【資料 4-2-5】【資料 4-2-7】なお、選択科目のうち「情報処理論」「郷土の自然」については配当年次を 1・4 年、「こころの科学」「生命と進化」「現代メディア論」「文学と郷土」については 2・4 年

とし、学生の計画的な学びへの配慮を行っている。

⑤教授方法の工夫と効果的な実施

本学は、乳幼児期から学童期まで、保育所・認定こども園・幼稚園・小学校の連続性が理解できる保育者・教育者の養成を目指している。そのため、2年次まではすべての学生が、免許・資格に関連する基礎的な科目を共通して学ぶ。令和6(2024)年度には履修者の内で資格希望者には、公益社団法人日本キャンプ協会公認指導者キャンプインストラクターの資格取得が可能な「野外活動演習」を開設し、多様な教育的ニーズへの対応を図っている。また、令和5(2023)年度までは後期に集中講義の形で行っていた「特別活動指導論」を、後期14回の開講とし、学修内容の一層の定着を図っている。3年次からは、自身の将来像を見据え、「小幼コース」「幼保コース」に分かれ、専門的な学びを展開していく。全学年において少人数制によるゼミナール形式の授業が実施されている。ここでは、発表やプレゼンテーション、討論、グループワーク等によるアクティブ・ラーニングが行われている。ゼミナール以外においても、プレゼンテーションやグループワーク等を積極的に取り入れた授業や、フィールドワークや実習を中心とした授業等が学部・学科ごとに設置されている。ゼミナールは次のように位置付けている。1年次は教職基礎ゼミナール、2年次は地域連携フィールドゼミナール、3年次は専門ゼミナールⅠ、4年次は専門ゼミナールⅡにおいて、各ゼミナール担当教員が、それぞれの学年次に必要な学修や研究等個別指導を行っている。「教職基礎ゼミナール」では保育者・教育者になるために必要な大学での学び方を修得するとともに、和歌山県の教育的問題を探求し、4年間の課題を見いだすことをねらいとして指導している。10人程度の少人数に分かれ、大学での学びについてのオリエンテーション(図書館ガイダンス、情報機器の活用法などを含む)をはじめ、大学生として求められる講義や演習への参加姿勢、有効なノートの取り方や活用方法を指導している。また、和歌山県の幼児・初等教育における課題を探求し、レポートにまとめ発表することで、レポートの書き方やプレゼン方法など、情報共有を図る手法を身につけさせている。さらに、ゼミ生間や担当教員との交流を通して、所属意識を育てている。2年次の「地域連携フィールドゼミナール」は、フィールド学習により地域特性への理解を深めながら、内在する地域課題を解決する意欲と課題解決力の向上をねらいとして位置付けている。担当教員のもと、13~18人程度の少人数グループに分かれて、ゼミナール形式で学習を深めている。各自治体、および、地域の団体等と連携して、地域の特性や町の仕組み、抱える課題を調査・探求し、町の整備、活性化や歴史的風致維持向上にむけた取り組みを行っている。「専門ゼミナールⅠ」「専門ゼミナールⅡ」は自身の興味・関心に基づき、教育・保育に関する課題を深く探求することをねらいとしている。関心に基づくテーマについて、少人数のグループに分かれ、指導する教員や学生とともに、議論しながら学んでいる。テキストや論文の輪読、自主学習の成果発表、研究発表会等において意見交換や討議をすることで知識を深めている。必要に応じて、グループでの共同研究やフィールドワーク(現地調査や事情視察など)を実施している。令和6(2024)年度からは専門ゼミナールにおける担当教員を1名増やし、保育分野の探求の一層の充実が図られている。その一端として、令和6(2024)年度には和歌山県及び和歌山県社会福祉協議会と本学学生が連携し、「保育士・保育の現場の魅力発信事業~魅力発信動画作成事業~」が実施された。ま

た、フィールドワークに関しては、地域連携フィールド学習を、地域と連携したフィールド学習で地域の文化や特性を見いだす科目として位置付けている。事例として、和歌山県日高川町と連携し、宿泊を伴う 5 日間の実習を現地で行っている。現地調査や文化体験、地域住民との交流を通して豊かな自然と、歴史・生活文化が織りなす郷土の魅力を再発見するとともに、少子高齢化に伴う過疎の現状を認識し、地域への愛情と地域課題解決に向けた熱意を育てている。さらに、地域住民との交流を通して、多様な世代と良好な関係を築く、コミュニケーション力の育成も目指している。【資料 4-2-4】【資料 4-2-7】【資料 4-2-d】【資料 4-2-i】【資料 4-2-j】

3 年次から位置付けられる「小幼コース」では、教科理解と指導力、学級経営力の育成を主に履修する。3 年次の「教科実践研究」では、小学校学習指導要領にある、教科の内容と、指導法を実践的に指導している。複数の担当教員の下、自身の課題とする教科分野に基づき、8~10 人程度の少人数に分かれて学ぶ方式を採っている。グループ討議や事例研究、教育現場の観察、視聴覚教材による学習、教材研究、指導計画案の作成、模擬授業、評価と改善等を通じて、子どもの主体的・対話的で深い学びを実現する教育について体感的に学習し、より良い教育を目指して、探求する態度を身につけることをねらいとしている。【資料 4-2-9】【資料 4-2-10】【資料 4-2-e】

さらに、3 年次からは「教師への道Ⅰ」（3 年前期）、「教師への道Ⅱ」（3 年後期）、「教師への道Ⅲ」（4 年前期）、を開設し、公立小学校・幼稚園、保育所等の教員・保育士あるいは地方公共団体の公務員として勤めるために必要な、一般及び専門教養について指導している。特に、和歌山県や近隣の都道府県における教員採用試験や公務員試験の一般教養「人文科学」「社会科学」「自然科学」「環境・情報科学」、教職教養、専門教養の分野における頻出問題を例に、その学問的背景と関連する領域について専門のゲストスピーカーを招いて学修し、地域社会の課題に職業人として対応できる、教育者としての真の教養の修得を目指している。【資料 4-2-9】【資料 4-2-10】【資料 4-2-e】

本学の教育の質的向上に向けた全学的な教育支援施策の企画・開発およびFD活動の支援を行うこと、および、和歌山信愛大学職員としての資質の向上を図るためにFD・SD委員会を設置している。構成メンバーは、学長、副学長・学部長、学科長、教務委員長、FD・SD委員長、自己点検評価委員長、学生委員長、入試委員長、宗教委員長、キャリアセンター長、教職課程委員長、国際教育交流センター長、衛生委員長、図書館長、わかやま子ども学総合研究センター長、きょう育の和センター長である。【資料 4-2-k】【資料 4-2-l】【資料 4-2-m】【資料 4-2-n】【資料 4-2-o】

令和 6（2024）年度にはFD・SDの活動として、年間 5 回の研修会を実施した。本学の建学の精神、教育研究、人権に関して講義から学んだ。また、教員がお互いに授業を見合い、学んだことを伝え合う活動を通し、互いの授業力を高め合う研修も行った。年度末のFDSD研修会では、自己点検報告書に基づく各委員会等からの報告を行った後に、外部評価員質疑・講評を行い、成果と課題を整理し、次年度に向けた見通しをもった。【資料 4-2-p】【資料 4-2-q】

教員の教授方法の改善を進めるための全学的な取り組みとして学生に「学生による授業評価アンケート」を行い、その結果をもとにした取り組みを行っている。授業評価アンケートは各学期の第 13 回又は第 14 回の授業の際に行っている。受講者は、「授業への取り

組み」「授業の内容・方法」「授業の成果」の3観点に基づく設問に対し、「全くそう思わない」から「強くそう思う」までの5段階で評価を行う。また、授業改善への要望が具体的にある場合には、記述を行う。教員は、授業評価アンケートの結果を熟読し、授業の成果と課題についての分析を行う。そのうえで、毎学期、「授業科目における自己点検・評価」を行う。「前回の授業評価アンケートからの授業改善の有無」「学生が意欲的に参加するための働きかけ」「学生が予習・復習を進めるための工夫」「授業内容の理解深めるための工夫」の3観点に基づき、「そう思わない」から「そう思う」までの4段階で自己評価を行う。また、取り組みの具体については記述を行う。以上により、前学期等の授業から今期の授業までの取り組みを振り返ったうえで、今期に学生に実施した授業評価アンケートを受けた改善点を「そう思わない」から「そう思う」までの4段階で評価を行う。また、改善すべき点については、具体的に記述を行い、今後の授業改善についての具体的な見通しをもつようにしている。【資料 4-2-e】【資料 4-2-r】【資料 4-2-s】

4-3. 学修成果の把握・評価

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

本学では、三つのポリシーを踏まえた学修成果について、教育課程概念図により明示している。教育課程概念図は、入学時に配布している履修のてびきにも掲載し、入学時のガイダンス等において周知を図っているほか、大学ホームページにも掲載して広く公開している。学生の学修状況や免許・資格取得状況、就職状況、各種調査等に基づいて把握し、点検・評価を行っている。この三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーでは、5能力（①人間愛と広い視野、心身の健康、②コミュニケーション力、③郷土を支える意欲と課題解決力、④専門的実践力と支援力、⑤子どもや地域に関わる問題解決能力）を設定している。これらを踏まえて、カリキュラム・ポリシーに基づいて定められた教育課程で展開される各授業科目の成績評価、GPA、単位取得状況のほか卒業研究・卒業論文の成果等に加え、卒業率、学位授与数、免許・資格取得状況、進路状況、各種採用試験対策模試（外部試験）、採用試験合格率、卒業時における教育課程や教育施設の満足度等を把握している。これらを用いて、「和歌山信愛大学アセスメントプラン」に基づいて評価・分析・検証を行い、学生の学修意欲の維持・向上、及び教育課程の改善に向けてフィードバックを行う。【資料 4-3-1】【資料 4-3-2】【資料 4-3-3】【資料 4-3-a】【資料 4-3-b】【資料 4-3-c】【資料 4-3-d】

履修授業科目の学生への調査として、全ての授業科目で、「学生による授業評価アンケート」を前期・後期の授業期間末に実施している。調査項目は、①受講者の授業への取り組み、②授業の内容・方法、③授業の成果等である。学生は、各授業への取り組みや成果を

振り返り、各担当教員は、授業の評価・改善に活かしている。【資料 4-3-5】

また、学生は学生ポータル「教職履修カルテ」によって教職に関わる科目や教職達成度について、学期ごとに学生自身が振り返って自己評価をしている。各科目については、学修の成果を科目ごとに具体的にコメントする。教職達成度については、履修した科目と関係する「学校教育」「子ども」「他者との協働」「コミュニケーション」「教科・教職課程」「教育実践」「課題探究」という評価項目について具体的に設定した到達指標をその理解に応じて 5 段階のリッカート尺度を用いて選択し回答する。

さらに、教職履修カルテの教職・資格課程の記録も参照し、3 年次での教育実習に参加できる要件の確認や 4 年次の教職実践演習に向け、自らの学びの振り返りにも活用されている。そして、教職実践演習の担当教員による最終学年における履修状況の評価と併せて、教員として必要な資質能力がどの程度形成されたかの確認がなされている。それらを踏まえ、教科担当者及びゼミ担当者は、担当の学生と個人面談を行った後、評価コメントを記入し、学生にフィードバックする。【資料 4-3-e】

一方、教職課程委員会では、教職課程の学習内容や理解度、教職関連に関する諸活動の点検・評価をして教職履修カルテで学生に明示している。【資料 4-3-e】【資料 4-3-f】【資料 4-3-g】

学生の生活の実態については、全学年の学生を対象に「学生生活調査」を毎年実施・調査している。学生ポータルによるオンラインでの実施で、調査項目は、「授業や時間割、履修に対する満足度」「大学入学以降の学習について、成長の実感や手応え」「授業に関することや学習方法などを教員に相談できるか」「学習行動や学習の進め方などについての確認」「授業外の学習時間」「授業を選択するときに重視している基準」「大学での学修等を進めていくために必要だと思う支援」等に関する 125 の設問から成る。学生は自己の生活を振り返り、教員は学生の生活状況を把握し学生指導に活用させている。【資料 4-3-b】【資料 4-3-h】

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

教育内容・方法及び学修指導の内容や改善に向けての学修成果の把握・評価結果の成果や課題の検討は自己点検評価委員会で実施している。【資料 4-3-4】【資料 4-3-6】

本学では、すべての授業科目において「授業評価アンケート」の結果を担当教員にフィードバックしている。各教員は、学生からの理解度・満足度や授業の進め方などに関する評価のほか、自由記述による意見に基づいて授業科目ごとに検証を行い、次年度以降の授業内容や教育方法に関する自己点検・評価を行っている。【資料 4-3-5】【資料 4-3-i】【資料 4-3-j】【資料 4-3-k】

学業成績に関する学修成果についても、前期・後期の授業期間にフィードバックを行うためのサポート体制として、担当教員制と全教員のオフィスアワーを設定している。各学期の成績発表後、GPA が 2.0 未満の学生もしくは学部において下位 4 分の 1 に属する学生には、担当教員やゼミ指導教員が学習の指導に当たっている。また、1 年間に修得した単位数が年間の標準的な修得単位数の 6 割以下の場合や 1 年間の出席率が 8 割以下である等、学習意欲が低いと大学等が判断した場合にも指導に当たっている。【資料 4-3-l】【資料

4-3-m】【資料 4-3-n】

FD・SD 研修において、開学年度の平成 31 (2019) 年度から、授業公開・参観と授業方法に関する意見の集約や授業改善のための研究協議を専任教員全員で実施しており、各教員の授業改善に活用している。令和 6 (2024) 年度には、全専任教員が担当する授業を公開し、相互に参観し合い、コメントを得ることにより今後の授業に活かすための研修を実施した。【資料 4-3-o】【資料 4-3-p】

相互授業参観後はコメントを、「相互授業参観コミュニケーションカード」として規定の書式で記入し学内の教職員のみがアクセスできるサーバーに電子媒体として保存して共有し、授業者の授業改善に資するようにした。【資料 4-3-q】

毎年度末、「学生生活調査」を実施している。調査項目は、教育内容、担当教員制度、学習に関する支援やアドバイスや相談体制、少人数制授業、学生の意見の反映、授業や授業時間内の課題の量や難易度、興味もてる授業、時間割、授業参加、試験やレポートの評価方法、質問のしやすさなど幅広く修学に関連するものが設定されている。匿名でオンラインでの実施をすることができ、「満足、やや満足、普通、やや不満、不満」の 5 段階のリッカート尺度で選択して回答する。調査結果は、教職員が共有して修学に関わる改善を図っている。なお、大学を卒業する学生への調査結果は、大学のホームページ上で公開されている。【資料 4-3-h】

本学においては、教職課程委員会・教学センターの他に、教育実習及び保育実習に関わる事項を検討する組織として、実習担当者会議を設置している。実習担当者会議は、議長 2 名、小学校実習担当に 7 名の教員 (内議長 1 名)、幼稚園・保育実習 (保育所・施設) 担当に 6 名の教員 (内議長 1 名) の計 13 名で構成されている。実習担当者会議では、教育・保育実習の円滑化を図るために和歌山市教育委員会、和歌山市保育こども園課、実習協力校・園・施設と連携しながら、調整や学生指導の役割を果たしている。また実習担当者が、実習協力校・園・施設へ事前に訪問し、書面による連絡確認事項を用い、伝達承認を得て確実に遂行している。さらに、実習協力校・園・施設に教育・保育実習指導を完全依存することのないように、実習期間中に実習担当者が必要に応じて複数回の巡回指導を実施し、大学の責務を果たすようにしている。【資料 4-3-r】【資料 4-3-s】

キャリアセンター (進路就職委員会) では、教員採用試験合格者の入学選考試験の種別の分析や課外講座の面接試験対策の指導記録を用いて学修指導の改善に利用している。【資料 4-3-t】【資料 4-3-u】

[基準 4 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、これを踏まえた単位認定、進級、卒業認定の基準を設けて周知し、単位認定教授会の審議等により厳正に適用している。また、CAP 制等により、履修登録単位の制限を適切に行うことで、教育の質を確保している。教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを定め、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保し、体系的な教育課程を編成している。これらを教育課程概念図 (カリキュラムマップ) 及び「履修のてびき」に明記して周知している。

教養教育は、「信愛教育の基礎」「教育者の教養」「リテラシー」「保健体育」「教師塾」か

ら成る教養科目と、「紀の国わかやまと世界」「地域探求科目」から成る地域連携科目で構成され、これらの科目をバランスよく配置することにより適切に実施している。また、実践的な資質・能力の育成に向けた科目を新たに設け、充実に取り組んでいる。

教授方法の工夫・開発と効果的な実施については、全学的な組織体制を整備して取り組んでおり、FD・SD研修会等を教職協働により年間5回実施している。

学修成果の点検・評価については、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、GPA、単位取得状況、採用模試（外部試験）のほか、卒業研究・卒業論文の成果等に基づいた5能力の到達度に加え、卒業率、学位授与数、免許・資格取得状況、進路状況、採用試験合格率、卒業時における教育課程や教育施設の満足度等を指標にして点検・評価を行っている。学生自身が主体的に作成する「教職履修カルテ」に、教員が担当授業科目に対するコメントや個別面談の結果等を記入することにより、1年次から4年次まで継続的な学修指導及び情報共有を行っている。加えて、「授業評価アンケート」「学生生活調査」等の調査結果を活用し、教育内容・方法及び学習指導の改善に取り組んでいる。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーに基づき、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準等を適切に定め、厳正に適用していることが確認された。

カリキュラム・ポリシーに沿ったカリキュラムは整備されており、学業成果やIR情報を活用し、教育課程の適切性を図りつつ改善に取り組んでいる。今後も、教育目的の見直しを含むカリキュラム・ポリシー及びカリキュラム改定等にあたっては、教務委員会、運営会議、教授会にて組織的に行い、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保するとともに適宜点検が行われている。

教育課程については、カリキュラム・ポリシーに基づき、1年次から4年時までを基盤形成、専門基礎、専門展開、統合と探求として共通基礎科目と専門教育科目に分け、体系的に編成している。教学センターを中心とする教学協働体制のもと、シラバスの充実、CAP制や教育課程概念図(カリキュラムマップ)、履修モデルの適切な運用等に取り組んでおり、成果が見られた。

学生の学修状況、免許・資格取得状況、学生生活調査等を実施し、情報を蓄積して学修成果の点検・評価を行い、教育内容・方法の改善並びに学習指導の改善に継続して取り組んでいることが確認された。シラバスにおいて、学修成果の評価方法は具体的に示している。これに加え、各授業科目とディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーとの関連性を明示して教育課程概念図(カリキュラムマップ)と結びつけるなど、より分かりやすく厳正な成績評価を行なっている。さらに学生自らが主体的に作成する教職履修カルテを活用し、学生の学修状況を把握し、適宜、各授業担当教員から修学上のアドバイスを行うことで指導の効果が見出された。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーに基づき、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準等を適切に定め、厳正に適用しており、今後もこれを継続実施する。

今後、IR情報や成績評価等を用いた取り組みの充実と、教育課程概念図(カリキュラム

マップ) の更なる周知と活用に取り組み、個々の授業科目においても、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーとの関連を学生に意識付ける。

教養教育(共通基礎科目)については、「信愛教育の基礎」「教育者の教養」「リテラシー」「保健体育」「教師塾」から成る教養科目と、「紀の国わかやまと世界」「地域探求科目」から成る地域連携科目で構成されている。これらの科目をバランスよく配置することにより適切な教養教育が実施できている。実践的な資質・能力を育成するために、令和4(2022)年度入学生より「教師塾」の中に「実践キャリア教育」を設置した。今後も教養教育内容の一層の充実を継続する。

教授方法の工夫・開発については、アクティブ・ラーニングや PBL 等の充実が挙げられる。新型コロナウイルス感染症への対応に際し、授業実施方法が対面授業だけでなく遠隔授業を併用したハイブリッド型での実施が進められた。新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後も、対面及びハイブリッド双方の利点を活かし、引き続き授業内容・方法に関するFD研修を行う等、一層の充実を図り、より教育効果が期待できる授業の在り方を追求する。

成果が得られた教職履修カルテを継続するとともに、教育内容・方法及び学習指導等の改善に向けた教職履修カルテの活用をさらに検討する。「授業評価アンケート」及び「学生調査」を継続実施するなかで、質問項目や実施時期などについて分析を行い、教育内容・教育方法・学習指導等の改善に役立つものとなるよう検討する。

【エビデンス集(資料編)】

【4-1-1】本学ホームページ「建学の精神・教育理念」 ※【1-1-1】と同じ

(https://www.wsu.ac.jp/about/spilit_and_philosophy/)

【4-1-2】和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科の三つのポリシー ※【資料 F-14】と同じ

【4-1-3】和歌山信愛大学 学則 ※【資料 F-3】と同じ

【4-1-4】運営会議規程 ※【資料 F-10】と同じ

(<https://www.wsu.ac.jp/about/policy/>)

【4-1-5】履修のてびき ※【資料 F-13】と同じ

【4-1-6】学位規程 ※【資料 F-10】と同じ

【4-1-7】履修規程 ※【資料 F-10】と同じ

【4-1-8】教授会規程

【4-1-a】学生便覧 ※【資料 F-5】と同じ

【4-1-b】本学ホームページ「教育課程概念図(カリキュラムマップ)」

【4-1-c】シラバス ※【資料 F-13】と同じ

【4-1-d】本学ホームページ「学生生活のてびき・シラバス」

【4-1-e】学生表彰規程 ※【資料 F-10】と同じ

【4-1-f】教授会議事録(単位認定) ※【資料 F-10】と同じ

【4-2-1】大学ホームページ「三つのポリシー(教育三方針)」 ※【資料 F-14】と同じ

(<https://www.wsu.ac.jp/about/policy/>)

- 【4-2-2】運営会議規程 ※【資料 F-10】と同じ
- 【4-2-3】教授会規程 ※【資料 F-10】と同じ
- 【4-2-4】和歌山信愛大学 学則 ※【資料 F-3】と同じ
- 【4-2-5】履修のてびき ※【資料 F-13】と同じ
- 【4-2-6】本学ホームページ「教育課程概念図（カリキュラムマップ）」 ※【4-1-b】と同じ
- 【4-2-7】履修規程 ※【資料 F-10】と同じ
- 【4-2-8】シラバス作成のご依頼
- 【4-2-9】シラバス作成要領
- 【4-2-10】教務委員会規程 ※【資料 F-10】と同じ
- 【4-2-a】学生便覧 ※【資料 F-5】と同じ
- 【4-2-b】新入生ガイダンス ※【3-2-g】と同じ
- 【4-2-c】教務委員会議事録
- 【4-2-d】シラバス ※【資料 F-13】と同じ
- 【4-2-e】本学ホームページ「情報公開・学生による授業評価アンケート」 ※【2-1-f】と同じ
- 【4-2-f】学生表彰規程 ※【資料 F-10】と同じ
- 【4-2-g】授業関係 休講・補講・教室変更等様式
- 【4-2-h】卒業単位確認表
- 【4-2-i】履修規程別表
- 【4-2-j】保育の現場の魅力発信事業の動画
- 【4-2-k】本学ホームページ「機構図」
- 【4-2-l】和歌山信愛大学役職・委員会 ※【3-2-a】と同じ
- 【4-2-m】自己点検評価委員会規程 ※【資料 F-10】と同じ
- 【4-2-n】FD 委員会規程 ※【資料 F-10】と同じ
- 【4-2-o】SD 委員会規程 ※【資料 F-10】と同じ
- 【4-2-p】FD・SD 研修会 年度計画 ※【2-1-c】と同じ
- 【4-2-q】自己点検報告書会議議事録
- 【4-2-r】本学ホームページ「情報公開・和歌山信愛大学自己点検・評価報告書内 授業科目における自己点検・評価」 ※【2-1-d】と同じ
- 【4-2-s】教員改善アンケート

- 【4-3-1】和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科の三つのポリシー ※【資料 F-14】と同じ
- 【4-3-2】本学ホームページ「教育課程概念図（カリキュラムマップ）」 ※【4-1-b】と同じ
- 【4-3-3】シラバス ※【資料 F-13】と同じ
- 【4-3-4】自己点検評価委員会規程 ※【資料 F-10】と同じ
- 【4-3-5】本学ホームページ「情報公開・学生による授業評価アンケート」 ※【2-1-f】と同じ
- 【4-3-6】自己点検評価委員会議事録（学修成果の把握評価の結果を、教育内容、方法およ

び学修指導の改善にフィードバックすることを検討する会議体の議事録)

- 【4-3-a】 和歌山信愛大学アセスメントプラン ※【2-1-b】と同じ
- 【4-3-b】 本学ホームページ「情報公開・卒業生学生生活調査」 ※【2-1-h】と同じ
- 【4-3-c】 学生取得予定免許・資格管理表
- 【4-3-d】 進路希望調査
- 【4-3-e】 教職履修カルテ（学生ポータル）
- 【4-3-f】 成績分析リスト
- 【4-3-g】 教職課程委員会規程 ※【資料 F-10】と同じ
- 【4-3-h】 学生生活調査 ※【2-1-g】と同じ
- 【4-3-i】 授業評価アンケートを受けた 2024 年度前期開講授業科目における自己点検・評価
- 【4-3-j】 授業評価アンケートを受けた 2024 年度後期開講授業科目における自己点検・評価
- 【4-3-k】 本学ホームページ「情報公開・和歌山信愛大学自己点検・評価報告書」 ※【2-1-d】と同じ
- 【4-3-l】 履修のてびき ※【資料 F-13】と同じ
- 【4-3-m】 担当教員一覧（シラバス目次）
- 【4-3-n】 オフィスアワー ※【3-2-3】と同じ
- 【4-3-o】 FD・SD 研修会 年度計画 ※【2-1-c】と同じ
- 【4-3-p】 相互授業参観可能授業一覧
- 【4-3-q】 相互授業参観コミュニケーションカード
- 【4-3-r】 実習担当者会議規程 ※【資料 F-10】と同じ
- 【4-3-s】 小学校教育実習巡回指導教員事前確認事項
- 【4-3-t】 進路就職委員会規程 ※【資料 F-10】と同じ
- 【4-3-u】 面接練習報告（面接講座用）様式（キャリアセンター）

基準 5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

②権限の適切な分散と責任の明確化

③職員の配置と役割の明確化

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

「和歌山信愛大学 組織規程」において、学長は、学校教育法第 92 条に規定する職務を行うとともに本学を代表し本学の業務を総理することが規定されており、その責任の下でリーダーシップを発揮している。また、学長を補佐するため組織規程に基づいて副学長を

置き、本学の教育・研究・地域貢献及び管理運営に関する重要な業務を掌理している。学部長については、組織規程において、学長を補佐して学部を統括しその教育・研究及び教授会、その他学部の運営に関する校務をつかさどることが規定されている。現在、副学長が学部長を兼務しており、小規模単科大学ならではの強みである円滑なコミュニケーションを図りながら学長を補佐し、学長がリーダーシップを強力に発揮できる体制を取っている。さらに、学長、事務長、副学長・学部長が中心となって構成される運営会議において、大学運営や将来計画に関する事項を含む重要事項について審議し、効果的に業務を遂行している。そして、これらの体制を具現化するため、それぞれ規程を定めている。【資料 5-1-1】【資料 5-1-2】【資料 5-1-4】

②権限の適切な分散と責任の明確化

学校教育法の規定に基づき、学長が大学を統括することを組織規程で定めている。また、本学における教育の実践方針に係る事項を始めとする教育研究に関する重要事項を審議するための機関として運営会議を設置している。運営会議は、現在、学長、事務長、副学長・学部長、教学センター長（兼 教務委員長）、学生委員長（兼 学務委員長）、宗教委員長等で構成されており、全学的な視点の下で教職員一人ひとりの意見が反映された審議を行う体制となっている。令和 5（2023）年 4 月、本学における教学マネジメント体制の強化を図るために「和歌山信愛大学内部質保証の方針」を定めた。そして、学長の責任の下、全学における内部質保証の確立に責任を負う組織である自己点検評価委員会が中心となって教学マネジメントの構築に努め、内部質保証を推進している。同じく令和 5（2023）年度、三つのポリシーに基づいて、学生の学修成果と大学の教育成果を機関レベル（大学全体）、教育課程レベル（学部・学科）、授業科目レベルで評価し、本学の教育の適切性を検証して教育改善を目指すため、「和歌山信愛大学アセスメントプラン」を策定し、点検・評価を行うこととしている。【資料 5-1-2】【資料 5-1-4】【資料 5-1-a】【資料 5-1-b】【資料 5-1-c】

教育課程に関する企画・立案・研究を行うため、教務委員会が設置されている。教務委員会では、三つのポリシーのうち卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）の二つを含む、教務全般に関する事項について審議する。特に、重要なディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの策定に当たっては、教務委員会での審議を経て教授会に諮り、運営会議で策定する。教務委員会では主に、シラバス、教育課程概念図（カリキュラムマップ）、履修モデル、ナンバリング、キャップ制、アクティブ・ラーニング等の教育課程レベルに関する事項や、履修カルテ（本学における学修ポートフォリオ）、GPA、成績評価等の授業科目レベルに関する事項等について、現状分析と改善・充実に向けて検討を行っている。【資料 5-1-5】【資料 5-1-6】【資料 5-1-7】【資料 5-1-d】【資料 5-1-e】【資料 5-1-f】【資料 5-1-g】

学修成果及び教育成果の最大化と、教職員の能力向上に向けた FD・SD 活動を適切かつ組織的に推進するため、FD 委員会及び SD 委員会が設置されており、本学では、教職協働を重視して FD・SD 活動を可能な場合には一体的に実施している。【資料 5-1-h】【資料 5-1-i】【資料 5-1-j】

教学 IR については自己点検評価委員会を中心に実施しており、教学マネジメントの基

礎となる情報収集を行っている【資料 5-1-b】

教授会では、学長が教育研究に関する事項等について決定を行うに当たって意見を述べ、運営会議の方針に基づいて全学的な教育研究活動の改革・改善・向上策等の審議を行う。

【資料 5-1-3】

③職員の配置と役割の明確化

大学の目的を達成するための職員配置を含む人事に関する事項については運営会議で審議し、学務分掌の見直しを毎年行いながら適切な配置を行っている。大学の事務組織は、教務・進路就職・入試・会計・医務・総務・図書を担当に 16 人の専任職員と 1 人の用務職員を配置して業務を行っている。加えて、看護師や公認心理士等の高度な専門性を必要とする業務に従事する者を含む非常勤職員 9 人が勤務している。職員は、各担当に加え、教務委員会やキャリアセンター等の教学マネジメントに深く関わりを持つ教務委員会や入試委員会等の委員会・センターにも配置され、教員と連携して業務に従事している。教職協働の実施状況として、定期試験サポート、レポート・卒業論文受付、科学研究費補助金等の外部競争的補助金への申請サポート、欠席・遅刻学生情報の提供、担当教員と学生との懸け橋等の役割がある。【資料 5-1-2】【資料 5-1-8】【資料 5-1-9】【資料 5-1-10】【資料 5-1-k】

5-2. 教員の配置

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

本学は、教育学部子ども教育学科の単科大学である。入学定員 80 人に対し、令和 7(2025)年 5 月 1 日現在の専任教員は 18 人（設置基準上必要な教員は 16 人）で構成され、きめ細かい教育・学修支援を実施することができる。小学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状、保育士資格に関わる科目を担当する教員を主として配置している。特に、実践力ある教育者養成を目指し、専任教員は教職経験のあるものを中心に編成している。【資料 5-2-a】

専任教員の構成は、教授 11 名、准教授 2 名、講師 2 名、助教 3 名、教員 1 人当たりの在籍学生数は 15.8 人（在籍学生数 267 人／専任教員 18 人）である。また、年齢別の教員構成は、【図表 5-2-1】に示す 60 代以上が 11 人（教授 9 人）、50 代が 5 人（教授 2 人）、40 代が 2 人、30 代 1 人、20 代 0 人となっている。【図表 5-2-1】

【図表 5-2-1】令和 7 (2025)年度 専任教員年齢構成

	20代	30代	40代	50代	60代以上	合計
教授	0	0	0	2	9	11
准教授	0	0	1	1	0	2
講師	0	0	0	1	1	2
助教	0	1	1	1	0	3
合計	0	1	2	5	10	18

教員の採用・昇任及び教員人事については、教員選考規程及び教員資格基準等に基づき、適切に実施している。教員の募集は、公募に加え、本学の研究機関である「わかやま子ども学総合研究センター」の特別研究会員からの積極的な応募等により行っている。教員の採用を計画的に行うため、学長の下、運営会議が中心となって公募等を行い、提出された応募書類に基づいて運営会議で審議する。教員の採用または昇任に関する資格審査を行う場合、教員資格審査委員会を大学運営会議の下に設置し、履歴書、業績書（著書、学術論文、学会および社会における活動に関する書類、実技についてはそれを裏づける書類）、その他必要な書類（資格を認定したもの等）に基づいた本学の教員資格基準審査を行う。これを受けて運営会議で審議を行い、理事長は教員の採用を決定する。昇任人事も同様の手続きで行っており、研究業績基準及び本学における教員としての教育業績基準を満たした者について運営会議で審議する。そして、対象者の研究業績（学術研究上の著書・論文、芸術系・体育系統の実技系においては演奏活動や発表作品等の内容、学会等における研究発表及び研究活動等）及び教育業績（教育暦、授業及び学生の教育研究指導、教材及び教育課程の開発等）等を総合的に評価して審査を行い、理事長は昇任を決定する。【資料 5-2-1】【資料 5-2-2】【資料 5-2-3】【資料 5-2-b】

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

本学では、毎年度、運営会議において FD および SD の方針・計画を策定し、自己点検評価委員会及び FD 委員会、SD 委員会が中心となって、教育内容や方法を改善するための研修・研究や、職員の資質・能力向上のための研修を教職協同で実施している。本学における主な FD 活動は以下の通りである。

- ・ 本学の教員として望ましい資質・能力を身につけるための研修

経験の少ない新任教員や実務家教員を含む全教職員を対象に、建学の精神、大学の理念、学部教育の目的等について研修を行い、共通認識を持って教育に当たれるよう実施している。

- ・ 教育情報の共有及び教育研究の改善・高度化に向けた研修

年 3 回行っており、教育研究に関するテーマを議論し授業の改善・高度化を図る研修会や、外部講師を招いて行う学習会、授業内容・方法の改善に向けた相互授業見学や研究授業を実施している。

- ・ 学生による授業評価アンケートに基づいた授業実践・改善報告

全学生を対象とした授業評価アンケートの実施を通して、授業内容の改善と向上を図る。この結果に基づいて、教員は毎年度に行った授業の改善内容とその成果を報告書として提出する。またこの報告を取りまとめ、授業評価アンケートの結果と共に本学ホームページ等で学内外に公表し、授業改善に向けた取組の共有を図っている。

- ・ 学生生活調査

入学前及び各年次の年度末に、学生の学修成果の達成状況や学生支援へのニーズを調査するため、学生生活調査を実施している。ここで得られたデータは教学センターで収集、整理、分析し、全教職員にフィードバックすることで教育改善に結びつけている。

令和 6 (2024) 年度に行った研修活動を以下に挙げる。令和 5 (2023) 年度末に行った振り返りにおける記述内容の「常に建学の精神については頭にとどめておく必要がある。」等を受け、第 1 回の研修は全教職員が参加し、学長の講話から「建学の精神と信愛教育」を学んだ。第 2 回の研修は、全教員が参加し、教育研究に関する研修を行った。第 3 回の研修は振り返りにおける記述内容の「LGBTQ や発達障害のある学生への支援等理解を深める必要がある」等を受け、全教職員が参加し、国立大学法人和歌山大学キャンパスライフ・健康支援センター副センター長森麻友子氏による「大学における学生支援の実際-障害者差別解消法の改正の機会をとらえて-」と題した講演を聞き学んだ。第 4 回の研修の授業参観については、振り返りにおける記述内容の「興味関心のある授業を参観したい」といった希望を受け相互授業参観を行った。令和 5 (2023) 年度は代表者による授業を教員が参観したが、各教員の自己課題に基づき授業を参観し考察することによる主体性を生かした学び、また、多くの教員が授業参観の対象となることによる授業改善の意識の向上をねらい、令和 6 (2024) 年度は、授業参観期間を設け、相互授業参観を 11 月に行うこととした。担当者は全教員に相互参観対応が可能な授業の調査を行った。調査結果を基に、教員は希望する授業を参観した。参観後はコミュニケーションカードに「参観した授業の感想」「参観した授業内容等から自身の授業に取り入れたいこと」等に関し記述し、教員が自由に閲覧可能な共有サーバーに保管した。コミュニケーションカードを共有フォルダに保管することにより、教員は自身が参観したもの以外の授業に関しても、学びを得た。第 5 回の研修は、令和 6 (2024) 年度の自己点検報告書に基づく各委員会等からの報告、および、外部評価員 3 名による質疑・講評を行った。外部評価員による評価を得ることで、本学の教職諸活動への客観的な成果、および、課題を認識することができた。以上の研修等を踏まえ、年度末に全教職員を対象にアンケートを実施した。研修の回数、内容共に適切であるという回答が多くみられたため、翌年度も同様の回数、及び、内容を行っていく。なお、研修内容の一層の充実を図るため、各研修について複数担当者制を取ることとしている。

【資料 5-3-1】【資料 5-3-2】【資料 5-3-a】【資料 5-3-b】【資料 5-3-c】【資料 5-3-d】

②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

職員の資質及び能力を向上させる取組みとして、運営会議において方針・計画を策定し、研修等を実施している。学内で開催した、今年度のSDの実施状況を【図表 5-3-1】に示す。特に、本法人独自の試みとして、毎年4月には、本法人の運営する幼稚園から大学までの全教職員を対象に、各校・園の現状と課題、教育目標を共有する機会を設けている。また、毎年度4月1日に全教職員を対象に実施する全体会議において事業計画を配布・共有し、大学の現状と課題、年度目標等を共有し、理解を深めている。【資料 5-3-2】【資料 5-3-d】

【図表 5-3-1】令和6（2024）年度 SD の実施状況

開催時期	テーマ及び研修内容	担当・講師
令和6年4月	「学校法人全体の今年度の教育目標」 幼稚園から大学まで、本学校法人に勤務する全ての専任教職員を対象に実施。本学の教育目標達成に向け、理事長より学校法人全体の教育目標に関する講話、及び各校・園の現状と課題、教育目標を共有し、理解を深める。	森田登志子（理事長・学長） 大山輝光（副学長） 伊藤宏（短期大学副学長） 紙岡智（中学・高校副校長） 井原麻友（幼稚園副園長）
令和6年4月	「全体会議」 全教職員を対象に実施する全体会議において、大学の現状と課題、年度目標等を共有し、理解を深める。	大山輝光（副学長） 塩崎増仁（事務長）
令和6年5月	「建学の精神と信愛教育」 FDと合同開催。本学職員に求められる資質・能力を身につけるための研修。	森田登志子（理事長・学長）
令和6年7月	「教育研究についての研修」 FDと合同開催。科学研究費補助金等の外部競争的資金の申請や、研究倫理に関する規則と運用等に関する研修。	大橋功（教授）、森下順子（教授）、宮本まき（図書館司書、本学学術研究会企画編集担当）
令和6年8月	「人権に関する研修会」 外部講師を招いて学習会を実施し、教職協働で学修者本位の教育の実現を目指す。	森麻友子氏（和歌山大学 キャンパスライフ・健康支援センター）※和歌山県人権施策推進課を通して講師依頼
令和7年3月	「令和6（2024）年度のまとめ」 全教職員で令和6（2024）年度自己点検評価報告書記述内容の概要説明を行ない、振り返りを実施。また外部評価員の先生方から講評を頂き、次年度にフィードバックする。	塩崎増仁（事務長）

5-4. 研究支援

①研究環境の整備と適切な管理運営

②研究倫理の確立と厳正な運用

③研究活動への資源の配分

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①研究環境の整備と適切な管理運営

全ての教員に研究室を整備し、非常勤講師に共用の講師控室を整備している。学内は高速 LAN 及び無線 LAN 環境、インターネット接続環境を整備するとともに、教育及び学生指導に活用できるクラウドサービスを契約し、利用の促進に努めている。また、新任の教職員には、入職時に PC 及びプリンター等を貸与している。【資料 5-4-a】【資料 5-4-b】

科学研究費補助金等の外部競争的資金については、科学研究費補助金等の外部競争的資金の申請や、研究倫理に関する規則と運用等に関する研修を実施し、積極的な科研費申請を推奨している。その結果、独立行政法人日本学術振興会による令和 4（2022）年度、令和 6（2024）年度、令和 7（2025）年度の科学研究費助成事業基盤研究（C）に各年度 1 件代表研究者として採択がなされた。また、令和 7（2025）年度には一般財団法人住総研より 1 件代表研究者として採択がなされている。【資料 5-4-7】【資料 5-4-8】【資料 5-4-c】

図書館の総面積は 152.55 m²で、閲覧席数 40 席（AV・PC ブース 4 席、ブラウジング 14 席を含む）、収納可能冊数約 10,000 冊となっている。初等教育関連の専門図書約 1,300 冊、幼児教育専門図書約 600 冊、保育関連の専門図書約 750 冊、地域関連の専門図書約 260 冊、一般図書約 800 冊を整備している。また、電子書籍約 700 冊を導入している。これに加え、同一法人内の短期大学には、保育科及び生活文化学科の教育内容に相応しい図書を整備しており、総数は約 62,000 冊を有している。この短大図書館には、幼児教育関連の専門図書 1,640 冊、保育関連の専門図書 500 冊、地域関連の専門図書 130 冊、一般図書 5,500 冊を備えている。この短大図書館と大学間を、毎日、図書配達便で結び、大学・短大間での図書供用が円滑に行える環境を整えている。また、図書館システム LibMax を導入し、OPAC（Online Public Access Catalog）・WebOPAC により、利用者が図書館内外から蔵書検索が行える環境を整備する。図書館内に配備している PC は全て、学内 LAN に接続し、無線 LAN 環境も整備する。開館時間は、平日 9 時～19 時、土曜日は 9 時～14 時までとしている。

②研究倫理の確立と厳正な運用

研究倫理については、「研究倫理規程」を定め、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定）」に沿って、平成 31（2019）年に「和歌山信愛大学 研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を制定し、本学における研究活動上の不正行為の防止、研究者等の責務、告発の受付、不正行為が生じた場合における適正な対応等を定め、周知している。また、研究活動における不正行為へ

の対応等に関するガイドラインへの理解を深めて研究倫理の確立を図るため、毎年、研修会を実施している。さらに、「和歌山信愛大学公的研究費等補助金取扱いに関する規程」及び「和歌山信愛大学における研究費等に係る業者等への対応に関する方針」を定め、教員の競争的資金を中心とした公募型の研究資金に関する手続等の取扱いの適正な運営・管理を行っている。文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づいて「和歌山信愛大学公的研究費内部監査規程」を設け、毎年監査を実施して、公的研究費を公正かつ適正に取り扱っている。【資料 5-4-3】【資料 5-4-4】【資料 5-4-5】【資料 5-4-8】【資料 5-4-e】【資料 5-4-f】

③研究活動への資源の配分

本学は、教育研究等環境の整備に関する方針を定め、本方針に従い研究資金の分配、研究環境の整備、運用を行っている。助教以上の専任教員全員は、次年度予算作成段階において上限額のある個人研究費予算調査に対して回答している。さらに、一定額を予算化（学長裁量経費）した「共同研究費等」を用意し、教員からの研究申請に基づいて運営会議で募集・審査を行い、支給額を決定している。実績としては令和 5（2023）年度は、9 件の研究に対し支給を行った。令和 6（2024）年度は、専任教員多数からの要望があり、学長裁量経費にて小学校各科目の「学習指導書」「教師用指導書」の購入を行った。令和 7（2025）年度は、6 件の研究に対し支給を行う事を決定している。学内公募形式の研究経費の成果は、本学の紀要やジャーナルでの発表を促進させている。人的資源の分配については、本学には大学院の設置はなく、RA 等の制度はない。外部の専門的な、もしくは簡易的な知識技能等が別に必要な場合は、業務委託等を行う必要がある。【資料 5-4-1】【資料 5-4-2】【資料 5-4-6】【資料 5-4-g】

【基準 5 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

F D 研修のうち、教育研究に関する研修の充実を図ることにより、本学研究者は外部の研究費助成事業の公募に代表研究者として応募し、独立行政法人日本学術振興会による令和 4（2022）年度、令和 6（2024）年度、令和 7（2025）年度の科学研究費助成事業基盤研究（C）に各年度 1 件の採択がなされた。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

ボランティア、実習等において学外ステークホルダーとさらに連携を深め、授業の充実を図る必要がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

本学では、科学研究費補助金への申請、及び共同研究費等へ申請は積極に行われているため、引き続き研究環境の充実に取り組むことで外部競争的資金の採択件数向上に結びつける。

また、外部競争的資金の申請支援や研究倫理等に関する研修会を行うことで、研究倫理

の確立と厳格な運用はできている。今後も研究活動上のニーズや変化に対応できるよう、さらなる充実と不断の見直しを継続する。

「5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性」について、本学では諸規定に基づいて、教職員の役割と責任を明確にしたうえで、学長のリーダーシップの下、運営会議、教授会、各種委員会・センター等が連携して大学運営が行われている。今後も、教職協働を大切にしながら、本学が目指す教育目的の達成に向けた教学マネジメントを推進する。

「5-2. 教員の配置」について、本学では設置基準上必要な教員を超える 18 人の教員が配置され、きめ細かい教育・学修支援を実施している。今後も継続して、教育水準を維持・向上できる質の高い教員の確保を重視しながら、中堅及び若手教員の育成状況及び大学設置基準、本学教員資格基準を踏まえた学内昇任や新規採用を進める。

「5-3. 教員・職員の研修・職能開発」について、毎年 5 回の SD 研修会・勉強会による職員の資質・能力向上に取り組んでいる。

「5-4. 研究支援」について、研究室や研究費・共同研究費等の研究環境は整っており、外部競争的資金の申請支援や研究倫理等に関する研修会にも積極的に取り組んでいる。その成果として、科学研究費補助金への申請は積極に行われ、採択されている。

以上より、基準 5「教員・職員」についての基準を満たしていると判断する。

【エビデンス集（資料編）】

【5-1-1】 機構図

【5-1-2】 運営会議規程 ※【資料 F-10】と同じ

【5-1-3】 教授会規程 ※【資料 F-10】と同じ

【5-1-4】 組織規程 ※【資料 F-10】と同じ

【5-1-5】 教授会議題一覧

【5-1-6】 履修のてびき ※【資料 F-13】と同じ

【5-1-7】 和歌山信愛大学 学則 ※【資料 F-3】と同じ

【5-1-8】 学校法人の組織機構図（事務組織）

【5-1-9】 事務組織及び事務分掌に関する規程 ※【資料 F-10】と同じ

【5-1-10】 就業規則

【5-1-a】 和歌山信愛大学内部質保証の方針 ※【2-1-1】と同じ

【5-1-b】 自己点検評価委員会規程 ※【資料 F-10】と同じ

【5-1-c】 和歌山信愛大学アセスメントプラン ※【2-1-b】と同じ

【5-1-d】 和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科の三つのポリシー ※【資料 F-14】と同じ

【5-1-e】 教務委員会規程 ※【資料 F-10】と同じ

【5-1-f】 シラバス ※【資料 F-13】と同じ

【5-1-g】 本学ホームページ「教育課程概念図（カリキュラムマップ）」 ※【4-1-b】と同じ

【5-1-h】 FD 委員会規程 ※【資料 F-10】と同じ

【5-1-i】 SD 委員会規程 ※【資料 F-10】と同じ

【5-1-j】FD・SD 研修会 年度計画 ※【2-1-c】と同じ

【5-1-k】学生便覧 ※【資料 F-5】と同じ

【5-2-1】教員選考規程 ※【資料 F-10】と同じ

【5-2-2】教員資格基準 ※【資料 F-10】と同じ

【5-2-3】運営会議規程 ※【資料 F-10】と同じ

【5-2-a】本学ホームページ「研究者情報」

【5-2-b】本学ホームページ「わかやま子ども学総合研究センター特別研究会員」

【5-3-1】FD・SD 方針・計画

【5-3-2】FD・SD 研修会 実施報告書

【5-3-a】運営会議規程 ※【資料 F-10】と同じ

【5-3-b】SD 委員会規程 ※【資料 F-10】と同じ

【5-3-c】年度の教育目標

【5-3-d】和歌山信愛女学院 事業計画 ※【資料 F-7】と同じ

【5-4-1】研究に関する調査結果

【5-4-2】教育環境等整備に関する方針

【5-4-3】和歌山信愛大学研究倫理規程 ※【資料 F-10】と同じ

【5-4-4】公的研究費等補助金取扱いに関する規程 ※【資料 F-10】と同じ

【5-4-5】研究費等に係る業者等への対応に関する方針 ※【資料 F-10】と同じ

【5-4-6】共同研究費規程

【5-4-7】科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書

【5-4-8】外部資金及び採択事業一覧

【5-4-a】学生便覧 ※【資料 F-5】と同じ

【5-4-b】新入生ガイダンス ※【3-2-g】と同じ

【5-4-c】FD・SD 研修 年度計画 ※【2-1-c】と同じ

【5-4-d】研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程 ※【資料 F-10】と同じ

【5-4-e】公的研究費内部監査規程 ※【資料 F-10】と同じ

【5-4-f】内部監査報告書

【5-4-g】令和 5（2023）年度「共同研究費等」申請一覧

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

① 経営の規律と誠実性の維持

② 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①経営の規律と誠実性の維持

学校法人和歌山信愛女学院は、昭和 21（1946）年に創立し、平成 31（2019）年 4 月に和歌山信愛大学を開学した。本法人の経営に関しては、「学校法人和歌山信愛女学院 寄附行為」（以下、「寄附行為」という）に基づき、管理運営が行われている。また、理事、監事及び評議員は、寄附行為に基づいて適正な手続きにより選任され、本法人の目的を十分理解し、職務を行っている。さらに、諮問機関である評議員会について、設置及び諮問事項を寄附行為に定めている。【資料 6-1-a】

本学においては、「日本私立大学協会憲章 私立大学版ガバナンス・コード（日本私立大学協会）」に準拠して、「和歌山信愛大学 ガバナンス・コード」を策定し、令和 5（2023）年 9 月開催の理事会において承認し、本学ホームページ上に公表している。また、役員の報酬に関する規程「学校法人和歌山信愛女学院 役員報酬規程」についても、本学ホームページ上に公表している。【資料 6-1-2】【資料 6-1-4】【資料 6-1-b】

すべての教職員は、「和歌山信愛大学就業規則（以下、「就業規則」という）に基づき、法令を遵守し、高い倫理観を持って互いに協調しながら誠実に職務を遂行している。なお、就業規則には、組織倫理に関する規定としてのサービスの基本原則及びサービス義務、個人情報保護、ハラスメント防止、表彰及び懲戒等についても規定されている。組織規程を定め、教職員の職務内容の他に、職位、職制に応じた責務について規定している。また、教職員が仕事と子育ての両立を図るとともに、女性の個性と能力が十分に発揮できるよう環境整備や労働条件の取り組みに対する計画として「学校法人和歌山信愛女学院 行動計画」を策定し、本学ホームページ上で公表している。【資料 6-1-1】【資料 6-1-6】【資料 6-1-7】【資料 6-1-c】【資料 6-1-d】【資料 6-1-e】

高い公共性を有する学校の運営主体としての社会的責任を十分に果たすとともに、教育研究地域貢献の質の更なる向上に向けて、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定されるものを含む教育研究地域貢献活動等の情報、及び教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に規定される情報について、学校法人和歌山信愛女学院情報公開規程に基づき本学ホームページ上で公表している。また、財務情報についても本学ホームページ上で公表するとともに、書類を法人事務局に備え置き、閲覧に供している。【資料 6-1-2】【資料 6-1-3】【資料 6-1-f】【資料 6-1-g】【資料 6-1-h】【資料 6-1-i】

和歌山信愛女学院内部統制については、ガバナンス・コード内の理事会の役割にて明記しており、寄附行為等に従って和歌山信愛女学院内部統制説明図にて説明している。【資料 6-1-4】【資料 6-1-5】【資料 6-1-a】

②環境保全、人権、安全への配慮

危機管理の体制として、「和歌山信愛大学 危機管理規程」「和歌山信愛大学 危機管理基本マニュアル」「和歌山信愛大学 危機管理委員会規程」を定め、教育研究活動の遂行に重大な支障のある事象、学生及び教職員等の安全に係る重大な事象、施設管理上の重大な事象、社会的信頼を損なう事象等に対し、迅速かつ的確に対処するための危機管理体制及び対処方法を定め、学生及び教職員等の安全確保を図っている。また、防災訓練として年 1 回、学生及び教職員対象の防災訓練を行っている。【資料 6-1-8】【資料 6-1-9】【資料

6-1-10】

人権については、「人権委員会」を設け、人権教育の充実と円滑な実施を図っている。また、「和歌山信愛大学ハラスメント防止規程」を設け、教授会や学生オリエンテーションでの周知や、学生便覧やハラスメント防止ポスターに相談窓口を明記する等の取り組みによって教職員及び学生への周知に努め、セクシュアル・ハラスメントや妊娠・出産、育児・介護休業等に関するハラスメント、パワー・ハラスメント等のない環境づくりを推進している。また、公益財団法人和歌山県人権啓発センターと連携した人権啓発イベントにも積極的な取り組みを実施している。【資料 6-1-6】【資料 6-1-c】【資料 6-1-j】【資料 6-1-k】

環境への配慮として、学内の蛍光灯をほぼ全て LED にするとともに、環境負荷低減に向けたポスターの掲示及び学内グループウェアでの呼びかけなどを行うなど、全学を挙げて環境への配慮について考える機会を設けている。【資料 6-1-1】

6-2. 理事会の機能

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

②使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本法人は、「学校法人和歌山信愛女学院 寄附行為」（以下、「寄附行為」という。）第 15 条第 2 項において、「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」としており、最高意思決定機関と位置付けている。令和 6（2024）年度の理事会は、4 月、5 月、8 月、11 月、12 月、3 月の 6 回、すべて対面で開催された。4 月は短期大学の学校名及び学生募集定員変更等について、5 月は前年度の事業報告及び決算等について、8 月は寄附行為及び中期計画と短期大学の諸課題等について、11 月と 12 月は短期大学の今後等について、3 月は次年度の事業計画及び予算並びに中期計画と短期大学の諸課題等について審議した。なお、理事会の付議事項は予め送付され、理事が欠席する際は書面により意見を述べるができる。【資料 6-2-1】【資料 6-2-2】【資料 6-2-4】【資料 6-2-a】【資料 6-2-b】【資料 6-2-c】

理事の選任については、寄附行為第 7 条第 1 項第 1 号に「和歌山信愛大学学長、和歌山信愛短期大学学長及び和歌山信愛高等学校校長のうちから 評議員会において選任した者 2 名以上 3 名以内」、第 2 号に「設立者の意思を尊重する者であって評議員会において選任された者 1 名以上 2 名以内」、第 3 号に「前各号のほか、この法人に関係のある学識経験者のうちから評議員会において選任された者で外部理事 2 名以上を含む 4 名以内」と規定されている。この規定に基づき、現在、理事は 7 人となっている。【資料 6-2-3】【資料 6-2-6】【資料 6-2-d】

②使命・目的の達成への継続的努力

本法人では、「学校法人和歌山信愛女学院 寄附行為」の第 3 条（目的）に、「この法人

は、教育基本法及び学校教育法に従い、カトリック精神に基づき、誠実敬虔にして社会の福祉に貢献する、有能な人物を養成するために、私立学校を設置することを目的とする。」と定めている。この目的を実現するために、令和 7 (2025) 年度から令和 11 (2029) 年度を対象とした中期計画「学校法人和歌山信愛女学院 中期計画」を策定している。また、毎年度の事業計画の策定及び予算編成等は、この中期計画に基づいて行われており、理事長より示される毎年度の教育目標、計画及び卒業生の状況、免許資格取得状況、入学生の状況等とあわせて、毎年度初めの大学全体会議において全教職員で共有するなど、教職員の使命及び目的意識の向上に向けた継続的な努力を行っている。【資料 6-2-5】

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

①法人の意思決定の円滑化

②評議員会と監事のチェック機能

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①法人の意思決定の円滑化

理事長は、設立母体シヨファイエユの幼きイエズス修道会の修道者であり、本学の建学の精神及び教育理念、使命等を深く理解し、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。また、理事長は大学学長を兼務し、最高意思決定機関である理事会、諮問機関である評議員会、大学運営会議に出席している。さらに、副学長は本学教育学部長を兼務し、理事・評議員として理事会・評議員会・大学運営会議に出席し、意思決定の際には大学の状況を報告して意見を述べる等を行っており、法人と大学の連携は円滑である。理事会での決定事項は、学長・副学長から大学運営会議に伝達され、学内の委員会及び事務職員に伝達される。また、大学からの要望事項については、学長・副学長から理事会に具申されるとともに、3月と5月に行われる理事会では、大学における教育・研究・地域貢献の現状と成果等が報告される。以上のトップダウン及びボトムアップの連携を通じて、法人と大学教職員の意思疎通及び連携は円滑に行われている。【資料 6-3-a】【資料 6-3-b】
【資料 6-3-c】

②評議員会と監事のチェック機能

寄附行為第 5 条第 1 項第 2 号において、監事 2 人を置くことを規定している。寄附行為第 22 条第 1 項において「監事は、評議員会の決議によって選任する。」と規定し、同 2 項において「前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。」と規定している。さらに、寄附行為第 23 条において、「監事の選任に当たっては、私立学校法第 31 条第 3 項及び第 6 項並びに第 46 条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。」と規定している。

また、監事は、「学校法人和歌山信愛女学院 監事監査規程」に基づいて、本法人の業務及び財産の状況、理事の業務執行の状況を監査し、毎会計年度、業務監査・会計監査の結果を踏まえ、検討・協議を経て監査報告書を作成し、会計年度終了後 2 ヶ月以内に理事会

及び評議員会に報告している。【資料 6-3-4】【資料 6-3-5】【資料 6-3-d】【資料 6-3-e】

寄附行為第 36 条規定する重要事項について、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員
の業務執行の状況について役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役
員から報告を徴することができる機関として評議員会を置いている。また、評議員会は、
寄附行為第 37 条及び第 38 条において、「理事の行為の差し止め」及び「責任追及の訴え」
を求めることができると規定している。さらに、寄附行為第 6 条において、「この法人の理
事選任機関は、評議員会とする。」と規定している。

寄附行為第 5 条第 2 項において、「この法人に評議員 6 名以上 10 名以内を置く。」と規
定され、同第 4 項において、「評議員の実数は、理事の実数を超える数でなければならない。」
と規定されている。寄附行為第 31 条に評議員の選任について規定されている。この
規定に基づき、現在、評議員は 9 人となっている。令和 6 (2024) 年度の評議員会は、4
月、5 月、8 月、11 月、12 月、3 月の 6 回、すべて対面で開催され、理事会と意思疎通と
連携を行っている。なお、評議員会の付議事項は予め送付され、評議員が欠席する際は書
面により意見を述べる事ができる。また、評議員会には、学長及び副学長が出席し、予
算、事業計画、中期計画、情報及び課題等が共有されており、法人及び大学の各管理運営
機関の相互チェックが機能している。【資料 6-3-1】【資料 6-3-2】【資料 6-3-3】【資料 6-3-
c】【資料 6-3-f】【資料 6-3-g】

6-4. 財務基盤と収支

①財務基盤の確立

②収支バランスの確保

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4 の自己判定

「基準項目 6-4 を満たしている。」

(2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①財務基盤の確立

本学は、平成 30 (2018) 年 8 月に文部科学省の設置認可を受け、平成 31 (2019) 年 4
月に開学した。また同年度に、本法人の経営を強化し、より強固な経営基盤に支えられた、
時代の変化に対応した学院づくりを進めていくための中期計画を策定した。そして、理事
会、評議員会において、収支均衡を目指した財務計画シミュレーションにより適切な財務
運営の確立に努めている。【資料 6-4-a】

大学開学当初、和歌山市から通学圏内に位置する 15 大学の教育系学部の入試状況は、
総募集人員 1,521 名に対して志願者数は 10,844 人で約 7.1 倍と高く、18 歳人口減少
期においても教育学系統の学科の大部分は安定した志願者数の確保と定員充足の状況を維
持していた。本学においても、開学初年度の平成 31 (2019) 年には 83 人（入学定員 80
人）、翌令和 2 (2020) 年度には 82 名の入学生を迎えた。しかし、令和 2 (2020) 年度以
降は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて十分な募集活動ができなかったことなどか
ら、令和 3 (2021) 年度の入学生は 68 名と入学定員を下回り、現在まで入学定員未充足が
続いている。本法人においては、全体の財務状況は流動比率及び負債比率等を考慮すれば

教育運営に支障はないと判断しているが、事業活動収支における基本金組入前当年度収支が令和元（2019）年度以降マイナスの状態が継続している。そこで、早期の財務健全化を図るため、各部門の財務状況と合わせて近郊の学校の定員数の変更など社会情勢の変化等を理事会で情報共有し、現在の定員数、教職員数、人件費、学納金等が適正であるかなどを検討している。特に、18歳人口の動向を踏まえた入試改革による入学定員の充足率アップ、学納金及び経常費補助金等の計画的な見直しによる収入増、収入・支出の適正化、定年規程の適切な運用による人件費等の削減を柱に健全化を進めている。

併設の短期大学では、収容定員充足率が著しく低い状況が続いたため、新たな資格を取り入れるなど教育内容の充実を図るとともに、男女共学化や長期履修生制度の導入、入学定員の見直しなど、学生確保と定員充足率の向上に向けた取り組みを実施してきた。しかし、実効性のある改善策を講じることが困難であったことに加え、中長期的な学生確保の見通しを数値データによる客観的根拠に基づいて分析した結果、今後も入学定員の確保が極めて難しいことが予測された。これらの経緯と将来予測等を踏まえ、理事会及び評議員会で慎重に審議した結果、令和6（2024）年12月に、令和8（2026）年度以降の短期大学における学生募集停止を決定した。

大学においては、完成年度（令和4（2022）年度）までは経常費補助金の交付は無かったが、令和5（2023）年度より経常費等補助金の交付により収入が増加しており、学納金及び経常費補助金等の計画的な見直しによる収入増、収入・支出の適正化、定年規程の適切な運用による人件費等の削減を柱に健全化を進めている。収支の安定化のためには、入学者確保が最重要であることを踏まえ、完成年度以降の良好な就職状況をアピールするなど、広報活動を本格的に展開している。また、数少ない地元への大卒人材の供給源として着実に教育分野や企業等へ優秀な人材を送り出せるようキャリア教育の充実を図るとともに、入試・学生募集改革を行い、入学定員の確保に努めている。【資料6-4-2】【資料6-4-b】【資料6-4-c】

②収支バランスの確保

本法人の令和4（2022）年度から令和5（2023）年度の2ヶ年の状況は、教育活動資金収支差額は黒字であり、運用資産は十分で外部負債は10年以内に返済可能な額である。しかし、併設の短期大学における定員充足率の減少に伴う学納金の減少等が大きく影響し、令和6（2024）年度の教育活動資金収支差額はマイナスとなった。また、経常収支差額は赤字が続いていることから、日本私立学校振興・共済事業団の指標「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）」では、「B0」判定の「イエローゾーンの予備的段階」となっている。令和6（2024）年度の決算において、活動区分資金収支計算書における翌年度繰越支払資金は、法人全体で前年度4億9,500万円に対し、令和6（2024）年度は5億6,000万円となっており、収支均衡状況はやや回復した。事業活動収支がプラスとなっているのは幼稚園のみであり、大学、短期大学、高等学校、中学校は支出超過となっている。平成31（2019）年度の大学新設により、教育研究経費が大きく増加し、中でも減価償却費の増加が顕著である。減価償却額は過去3年間、2億5,000万円程度の支出が続く、収支に大きく影響を与えている。収入面では、大学、短期大学、高等学校、中学校の入学者定員割れが続いていることが支出超過の主要因と把握している。これが、経常費等

補助金収入にも影響している。一方、過去3年間の流動資産額は流動負債額を上回っており、純資産の部もプラスであり、貸借対照表の状況は健全に推移している。和歌山県内の18歳人口の急激な減少に加え、大学・短期大学では、全国的な教育系大学・短期大学への進学希望者減少の影響が大きく、募集戦略の見直しと新たな補助金獲得策の策定が急務となっている。このような現状を把握した上で、早期に財務の健全化を図るため、各部門の財務状況と合わせて近郊の学校の定員数の変更など社会情勢の変化等を理事会で情報共有し、現在の定員数、教職員数、人件費、学納金等の適正化を図っている。特に、学納金については、運営上における人件費及び教育研究や管理運営に係る経常経費等の財務予測による実質的な採算分岐点にもとづき、定期的に見直している。

部門別では、大学は、収入面で完成年度（令和4（2022）年度）までは経常費補助金の交付は無かったが、令和5（2023）年度から経常費等補助金の交付により収入が増加し、収支が大きく改善している。広報活動においても、完成年度卒業生の就職状況をアピールし、本格的な広報活動が可能となった。数少ない地元への大卒人材の供給源として、着実に教育分野や企業等へ優秀な人材を送り出せるよう努めるとともに、地元企業からの要望に応え、早期に企業就職等を考える学生に対応できるようなキャリア支援体制の充実を進めている。

短期大学では、新たな奨学金の創設と、入学定員数削減によって入学定員充足率は令和3（2021）年度の78%から令和4（2022）年度には85%に改善した。また、令和6（2024）年度入学生より生活文化学科の専攻を廃止してコース制に移行し、募集力向上と合わせて教員の構成を見直し人件費の抑制に努めてきた。さらに、令和7（2025）年度入学生より男女共学化や長期履修生制度の導入、入学定員の見直しなど、学生確保と定員充足率の向上に向けた取り組みを進めてきた。しかし、大幅な定員割れを食い止める実効性のある改善策を講じることが困難であったことに加え、数値データによる中長期的な学生確保の見直しにおいても、入学定員の確保が極めて難しいことが予測された。これらを踏まえ、理事会及び評議員会で慎重に審議し、令和8（2026）年度以降の短期大学における学生募集を停止して、収支バランスの確保を急ぐことを決定した。

中学校・高等学校では、令和4（2022）年度開設の高校通信制課程に着実に入学者が集まり、高校全体の環境も良好に変化している。通信制課程併設による退学や転校生徒の減少、リニューアルした制服などの相乗効果も期待できる。i（アイ）コースや看護クラスなど新しいコース設置やカリキュラムの充実により、地元の国公立大学に多数の合格者を出すことに結びつき、次年度の募集に大きく寄与している。地元大学や自治体との連携を深め、教育の充実を図り、学納金等の計画的な見直しによる収入増、定年規程の適切な運用による人件費等の健全化など、中期計画に沿った取り組みを着実に推し進めている。

幼稚園は、定員充足率は低いものの、経営面で事業活動収支は黒字であり、教育面においても問題はない。定員については、今後、適正な定員数に変更していくことを検討する。また、本法人の外部資金の導入実績としては、私学事業団・和歌山県からの経常費等の補助金がある。また、本法人の設立時に寄附を受けた「宗教法人ショファイユの幼きイエズス修道会」からの借入れがあげられる。他には、大学等における研究関係の外部資金程度であり、特筆すべき収益事業も行っていない。【資料 6-4-1】【資料 6-4-2】【資料 6-4-3】
【資料 6-4-4】【資料 6-4-a】【資料 6-4-d】

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

本学は、平成 30（2018）年 8 月に文部科学省の設置認可を受け、平成 31（2019）年 4 月に開学した。また同年度に、本法人の経営を強化し、より強固な経営基盤に支えられた、時代の変化に対応した学院づくりを進めていくための中期計画を策定した。そして、理事会、評議員会において、収支均衡を目指した財務計画シミュレーションにより適切な財務運営の確立に努めている。【資料 6-4-a】

大学開学当初、和歌山市から通学圏内に位置する 15 大学の教育系学部の入試状況は、総募集人員 1,521 名に対して志願者数は 10,844 人で約 7.1 倍と高く、18 歳人口減少期においても教育学系統の学科の大部分は安定した志願者数の確保と定員充足の状況を維持していた。本学においても、開学初年度の平成 31（2019）年には 83 人（入学定員 80 人）、翌令和 2（2020）年度には 82 人の入学生を迎えた。しかし、令和 3（2021）年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けて十分な募集活動ができなかったことなどから、令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度までの入学定員充足率は 81%から 90%に留まっている。

本法人においては、全体の財務状況は流動比率及び負債比率等を考慮すれば教育運営に支障はないと判断しているが、事業活動収支における基本金組入前当年度収支が令和元（2019）年度以降マイナスの状態が継続している。そこで、早期の財務健全化を図るため、各部門の財務状況と合わせて近郊の学校の定員数の変更など社会情勢の変化等を理事会で情報共有し、現在の定員数、教職員数、人件費、学納金等が適正であるかなどを検討している。特に、18 歳人口の動向を踏まえた入試改革による入学定員の充足率アップ、学納金及び経常費補助金等の計画的な見直しによる収入増、収入・支出の適正化、定年規程の適切な運用による人件費等の削減を柱に健全化を進めている。

大学においては、完成年度（令和 4（2022）年度）までは経常費補助金の交付は無かったが、令和 5（2023）年度より経常費等補助金の交付により収入が増加しており、学納金及び経常費補助金等の計画的な見直しによる収入増、収入・支出の適正化、定年規程の適切な運用による人件費等の削減を柱に健全化を進めている。収支の安定化のためには、入学者確保が最重要であることを踏まえ、完成年度以降の良好な就職状況をアピールするなど、広報活動を本格的に展開している。また、数少ない地元への大卒人材の供給源として着実に教育分野や企業等へ優秀な人材を送り出せるようキャリア教育の充実を図るとともに、入試・学生募集改革を行い、入学定員の確保に努めている。

深刻な入学定員未充足が続いていた短期大学では、様々な学生募集策を講じるとともに、教員構成を見直して人件費抑制に努めるなど、収支均衡を目指してきた。しかし、大幅な定員割れを食い止めることは困難であり、数値データによる中長期的な学生確保の見直しにおいても、将来の入学定員確保が極めて難しいことが予測された。これらを踏まえ、理事会及び評議員会で慎重に審議し、令和 8（2026）年度以降の短期大学における学生募集を停止して、収支均衡を目指した中期計画に基づく適切な財務運営の確立を急ぐこととした。【資料 6-4-2】【資料 6-4-b】【資料 6-4-c】

6-5. 会計

①会計処理の適正な実施

②会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 6-5 の自己判定

「基準項目 6-5 を満たしている。」

(2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①会計処理の適正な実施

学校法人会計基準に準拠するとともに、「学校法人和歌山信愛女学院経理規程」及び「学校法人和歌山信愛女学院経理規程施行細則」、「学校法人和歌山信愛女学院資産運用規程」、「学校法人和歌山信愛女学院固定資産及び物品管理規程」に基づき、適正に会計処理されている。会計処理上の諸問題については、公認会計士（監査法人）や日本私立学校振興・共済事業団に適宜指導を受けて適切に業務を行っている。【資料 6-5-1】【資料 6-5-2】【資料 6-5-a】【資料 6-5-b】

予算案は、本年度の執行状況、次年度の教育・研究計画を鑑みて各部署・委員会・個人（研究費・授業経費）等より予算申請を行い、事務部会計係で集約、学長・校長・園長にて内容精査し、各事業所単位の次年度予算案を作成する。各予算案を評議員会に諮問した後、理事会にて決定する。決算は、会計年度終了後 2 ヶ月以内に決算書を作成し、公認会計士（監査法人）による監査を受ける。監事は公認会計士との面談により、監査結果の相当性を判断し、会計監査を行っている。決算は、5 月の理事会にて承認された後、評議員会に報告している。その際、監事は監査報告書を作成し、理事長に提出している。【資料 6-5-3】【資料 6-5-4】【資料 6-5-c】

②会計監査の体制整備と厳正な実施

私立学校振興助成法に基づく公認会計士（監査法人）の資格をもった会計監査人による監査が期中、決算時に行われ、現金預金の実査、元帳・帳票書類の照合、概況説明の聴取など収支計算書、貸借対照表等計算書類全般に対して実施されている。会計監査人は、本法人における経営の状況及び財産の状況について、適法性、合理性の観点等から、通常監査とは別に、理事長と意見交換を行っている。また、決算時に会計監査人は、監事と面談することで情報共有を図り、連携を図っている。監事は、大学運営全般に係る業務執行状況及び財産の状況を理解するために、理事会、評議員会及び大学での会議・行事等に出席している。また、5 月の理事会にて、各部門の業務及び教学等について報告を受けている。さらに、和歌山信愛大学公的研究費内部監査規程、公的研究費等補助金取扱いに関する規程、研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程に基づいて、特に競争的研究費についての内部監査を実施している。【資料 6-5-3】【資料 6-5-4】【資料 6-5-d】【資料 6-5-e】【資料 6-5-f】【資料 6-5-g】

[基準 6 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

理事長・学長のリーダーシップの下、中期計画、毎年度の教育目標、計画及び卒業生の状況、免許資格取得状況、入学生の状況等を全教職員で共有するなど、使命及び目的意識

の向上に対する継続的な努力を行っている。これにより、大学の使命・目的の達成に向けた教職協働体制が整っており、法人の意思決定及び教職員の提案のくみ上げは円滑に行われている。この強みを生かして、併設短大の令和 8（2026）年度以降の学生募集停止への対応と、和歌山県内の保育士・幼稚園教諭不足の解消に向けた、本学幼保コースの充実への取り組みを進めている。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

法人全体の基本金組入前当年度収支差額がマイナスの状態が続いていることから、学生確保の取り組みを着実に実施するとともに、収支均衡を前提とした中長期的な財務計画の策定・実行など、経営基盤の安定確保に取り組むことが課題である。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

本法人は平成 31（2019）年 4 月から、和歌山信愛大学を有している。法人経営にあたっては、関係法令を遵守し、諸規程を整備して適正に運営しており、経営状況に関しては大学のホームページで公開している。また、中期計画を全教職員に配布するなど、法人の経営理念及び組織倫理・規律の醸成を図る継続的な取り組みが行なわれている。

理事会は、多様な背景を有する理事から構成され、本学の使命・目的達成に向けて有益な意思決定を行なう体制として実質的に機能している。

法人の管理運営体制については、理事長のリーダーシップのもと、理事会と大学運営会議の間で意思疎通が図られており、法人と教学組織各部門との連携は十分に機能している。また、そうした意思決定の内容については、監事・評議員会で公正にチェックされている。

本法人の財務基盤と収支については、学生・生徒数の減少等に伴う収入超過幅の減少と支出超過に対し、改善に向けた中期計画を策定して実行に移している。平成 31(2019)年度の和歌山信愛大学開学以降、人件費支出等の見直しを徹底し、小規模大学に見合った財政基盤確立の方法への転換を図っている。これにより、募集人員未充足という厳しい状況は続いているものの、本法人の令和 4（2022）年度から令和 5（2023）年度の 2 ヶ年の状況は、教育活動資金 収支差額は黒字であり、運用資産は十分で外部負債は 10 年以内に返済可能な額である。しかし、併設短期大学における定員充足率の減少に伴う学納金の減少等が大きく影響し、令和 6（2024）年度の教育活動資金収支差額はマイナスとなった。実効性のある改善策を講じることが困難であったことに加え、中長期的な学生確保の見通しを数値データによる客観的根拠に基づいて分析した結果、併設短期大学においては入学定員確保が極めて難しいことが予測された。これらのことから、理事会及び評議員会で慎重に審議し、令和 8（2026）年度以降の短期大学における学生募集停止を決定した。今後、中長期的に収支を安定させていくために、大学における学生確保の見通しを客観的根拠に基づいて分析するとともに、自治体及び地域のステークホルダーとの連携の下、特に人材不足が深刻化している幼保分野における入学者の確保に向けた取り組みを実施する。令和 7（2025）4 月には、和歌山県及び和歌山市、地域のステークホルダーと共に「和歌山保育人材確保対策検討会」を設置した。そして、保育士資格の新規取得者の確保等に向けた効果的な協働事業の実施等に関する検討と、入学定員確保に向けた改革に取り組んでいる。

【エビデンス集（資料編）】

- 【6-1-1】和歌山信愛大学就業規則 ※【資料 F-10】と同じ
- 【6-1-2】和歌山信愛大学情報公開規程
- 【6-1-3】本学ホームページ「情報公開」 ※【3-4-q】と同じ
- 【6-1-4】和歌山信愛大学ガバナンス・コード ※【資料 F-10】と同じ
- 【6-1-5】内部統制説明図
- 【6-1-6】ハラスメント防止規程 ※【資料 F-10】と同じ
- 【6-1-7】個人情報保護に関する規程 ※【資料 F-10】と同じ
- 【6-1-8】危機管理規程 ※【資料 F-10】と同じ
- 【6-1-9】危機管理委員会規程 ※【資料 F-10】と同じ
- 【6-1-10】危機管理基本マニュアル
- 【6-1-a】学校法人和歌山信愛女学院 寄附行為 ※【資料 F-1】と同じ
- 【6-1-b】学校法人和歌山信愛女学院 役員報酬規程 ※【資料 F-10】と同じ
- 【6-1-c】ハラスメント防止ポスター
- 【6-1-d】組織規程 ※【資料 F-10】と同じ
- 【6-1-e】学校法人和歌山信愛女学院 行動計画
- 【6-1-f】本学ホームページ「研究者情報」 ※【5-2-a】と同じ
- 【6-1-g】本学ホームページ「年間スケジュール・イベント」
- 【6-1-h】本学ホームページ「進路・就職」 ※【3-1-n】と同じ
- 【6-1-i】学校法人和歌山信愛女学院 中期計画 ※【資料 F-9】と同じ
- 【6-1-j】人権委員会規程 ※【資料 F-10】と同じ
- 【6-1-k】和歌山県人権啓発センターと連携した人権啓発イベントの取り組み（教授会議事録）
- 【6-1-l】環境負荷低減に向けた学内掲示

- 【6-2-1】法人の意思決定に関する組織図
- 【6-2-2】予算・決算を承認した際の理事会の議事録
- 【6-2-3】理事を選任した際の会議体の議事録（評議員会議事録）
- 【6-2-4】和歌山信愛女学院 寄附行為 ※【資料 F-1】と同じ
- 【6-2-5】中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録
- 【6-2-6】理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書（5月20日理事会議事録）
- 【6-2-a】理事会・評議員会開催状況 ※【資料 F-11】と同じ
- 【6-2-b】理事会・評議員会開催案内例 ※【資料 F-11】と同じ
- 【6-2-c】理事会・評議員会出欠状況 ※【資料 F-11】と同じ
- 【6-2-d】学校法人和歌山信愛女学院役員名簿 ※【資料 F-11】と同じ

- 【6-3-1】評議員を選任した際の会議体の議事録
- 【6-3-2】監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録
- 【6-3-3】予算・決算を審議した際の評議員会の議事録

- 【6-3-4】 監事監査規程 ※【資料 F-10】と同じ
- 【6-3-5】 監事監査計画書
- 【6-3-a】 和歌山信愛大学役職・委員会 ※【3-2-a】と同じ
- 【6-3-b】 学校法人和歌山信愛女学院 中期計画 ※【資料 F-9】と同じ
- 【6-3-c】 理事会・評議員会開催状況 ※【資料 F-11】と同じ
- 【6-3-d】 学校法人和歌山信愛女学院 寄附行為 ※【資料 F-1】と同じ
- 【6-3-e】 監事監査報告書 ※【資料 F-12】と同じ
- 【6-3-f】 学校法人和歌山信愛女学院役員名簿 ※【資料 F-11】と同じ
- 【6-3-g】 理事会・評議員会開催案内例 ※【資料 F-11】と同じ

- 【6-4-1】 大学予算策定方針
- 【6-4-2】 本学ホームページ「情報公開」 ※【3-4-q】と同じ
- 【6-4-3】 外部資金導入の実績（5月20日の理事会議事録）
- 【6-4-4】 学校法人和歌山信愛女学院 資産運用規程 ※【資料 F-10】と同じ
- 【6-4-a】 学校法人和歌山信愛女学院 中期計画 ※【資料 F-9】と同じ
- 【6-4-b】 本学ホームページ「進路・就職」 ※【3-1-n】と同じ
- 【6-4-c】 本学ホームページ「入試情報」
- 【6-4-d】 計算書類 ※【資料 F-12】と同じ

- 【6-5-1】 学校法人和歌山信愛女学院経理規程 ※【資料 F-10】と同じ
- 【6-5-2】 学校法人和歌山信愛女学院経理規程施行細則 ※【資料 F-10】と同じ
- 【6-5-3】 和歌山信愛女学院 寄附行為 ※【資料 F-1】と同じ
- 【6-5-4】 会計監査人が監事に報告した内容を示す文書
- 【6-5-a】 学校法人和歌山信愛女学院資産運用規程 ※【資料 F-10】と同じ
- 【6-5-b】 学校法人和歌山信愛女学院固定資産及び物品管理規程 ※【資料 F-10】と同じ
- 【6-5-c】 理事会・評議員会開催状況 ※【資料 F-11】と同じ
- 【6-5-d】 公的研究費内部監査規程 ※【資料 F-10】と同じ
- 【6-5-e】 公的研究費等補助金取扱いに関する規程 ※【資料 F-10】と同じ
- 【6-5-f】 研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程 ※【資料 F-10】と同じ
- 【6-5-g】 内部監査報告書 ※【5-4-2】と同じ

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域連携・地域貢献

A-1. 地域連携・地域貢献方針

① 大学設置の背景及び大学の教育理念に基づく方針の明確化と周知

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 大学設置の背景及び大学の教育理念に基づく方針の明確化と周知

本法人は、和歌山県の中核市である和歌山市に位置し、短期大学と中学・高等学校、幼稚園を擁し、長年にわたり、幼稚園教諭・保育士・栄養士などの専門職業人材の養成と、金融・商業・医療などの分野で地域コミュニティの基盤となる人材の養成に努めてきた。特に、短期大学入学者においては、入学生の多くが和歌山県内出身者であり、ほとんどが地元就職していることも大きな特徴である。その結果、和歌山県を中心とする近畿地方南部地域における専門職業人材養成に対する実績に対して、教育・保育・福祉・医療・ビジネス現場の評価と信頼を得ている。幼児教育の充実を担う組織としては、平成 25(2013)年度に短期大学の全学的な取り組みである「子育て支援を主軸とした地（知）の拠点事業「きょう育の和」が地（知）の拠点整備事業に採択されたことを契機に、教育・研究・社会貢献事業において成果をあげている。【資料 A-1-1】【資料 A-1-2】【資料 A-1-3】【資料 A-1-4】

一方、大学開学構想時において、和歌山県内には 6 つの高等教育機関（4 大学、1 短期大学、1 高専）のうち、和歌山市内には和歌山大学と和歌山県立医科大学、和歌山信愛女子短期大学の 3 校のみと、大学収容力は全国最低水準であった。そのため、毎年多くの若者が大学進学等を理由に県外へ流出し、4 年制大学進学者の場合、県内大学への進学率は 11.4%（平成 29 年度学校基本調査、当時全国最低）に留まるなど、若年層の県外流出が極めて深刻な課題となっていた。このような課題に対し、和歌山県では、「ひとを育むこと」を第一の取り組みとし「子どもたち一人ひとりが志高く未来を創り出す力を育む教育の推進」を掲げ、平成 29（2017）年度から令和 8（2026）年度までの長期総合計画が策定された。その中で、県内進学を選択肢を広げるため新たな高等教育機関の設置・誘致を行うことや、幼児期の教育が小学校以降の生活や学習を支える基盤となることを踏まえ、全ての子どもに質の高い幼児教育を推進することとなった。中でも和歌山市は、平成 28（2016）年度に「伏虎義務教育学校の新設により廃校となる小中学校跡地への大学誘致について一まちなか 3 大学構想」を打ち出し、「保育、医療、介護など、人材が不足している専門性が高い分野の大学の誘致を進める」こととなった。この県と市の政策に伴い、本法人は和歌山市より市立本町小学校跡地への大学設置に向け、強い誘致を受けることとなった。【資料 A-1-5】【資料 A-1-6】

和歌山信愛大学の設置は、本法人の持つ教育・研究・地域貢献上の蓄積を基盤としてさらに発展させ、地域社会を将来にわたって支える人材育成を通して社会的・地域的要請に応え、卒業生が、より良い人生とより良い社会を築くことを目指すものである。「豊かな人

間性の涵養を目指すとともに、深く専門の学術を教授研究し、職業人としての高度な専門性で地域と社会の発展に寄与する、自立した人材を育成する」ことを教育理念に掲げ、その達成に向けた教育・研究・地域貢献を展開し、「地域と共に歩む大学」の実現に向け邁進している。

そして、全教職員を対象にした全体会議や研修会等において、本学設置の背景や建学の精神、教育理念に基づく方向性を明確に示すとともに、本学ホームページ等で情報発信している。【資料 A-1-7】【資料 A-1-8】【資料 A-1-9】

A-2. 地域連携・地域貢献の具体化

A-2-① 地域連携・地域貢献を進めるための組織

A-2-② 地域との連携状況

(1) A-2 の自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている。」

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 地域連携・地域貢献を進めるための組織

本学では、学内に「きょう育の和センター」と「わかやま子ども学総合研究センター」を置き、和歌山県内を中心に地域連携・地域貢献活動を推進している。

「きょう育の和センター」は、大学と地域社会の様々な連携の窓口として開学と同時に開設された。「きょう育の和センター」では、「教育」（学生及び地域の諸機関・団体に高度な学びの機会を提供すること）、「共育」（地域で暮らす人が共に子育てに関わる社会を構築すること）、「郷育」（世代間の交流により故郷を大切に想う心を育むこと）の三つをまとめた「きょう育」をキーワードとして、「和（なごみ）の街 和歌山」の実現を目指す活動を展開している。開学した平成 31（2019）年度末には、新型コロナウイルス感染症の影響により、センターの活動は大きく制限されたが、その間も、感染対策を徹底して「子どもフェスタ」を実施するなど、取り組みを継続した。そして令和 5（2023）年度より、徐々に和歌山県内各地に出向いた活動を再開し、3 市町村で地域交流を実施した。学生は、和歌山県内各所に出向き、地域の方々の温かさに触れ、様々な交流を通して地域への理解を深めることで和歌山の魅力を再発見している。そして、大学で学ぶ意義を改めて見つめなおし、将来に向けて学修を深化させている。令和 6（2024）年度に実施した活動のうち、子どもフェスタ関係の地域活動が 3 件、研究・ひろば・イベント等の地域協力活動が 4 件となっている。どの活動にも学生・教職員が協働して活動を行っている。【資料 A-2-1】

「わかやま子ども学総合研究センター」では、和歌山県内の教育機関や行政機関等と連携して、子どもの心身の成長・発達・生活・文化・教育・福祉・子育て支援等を総合的に研究し、その成果を教育に反映するとともに、社会貢献を実践する。また、毎年発行する電子ジャーナルにより、その研究成果を広く公表している。令和 7（2025）年 2 月には、和歌山市こども家庭センター共催、和歌山市教育委員会子ども支援センター共催による公開シンポジウムを開催した。「こどもを真ん中においた包括的支援の課題と展望」をテーマに、県内及び近畿各地から多数の参加者と、学校教育や地域社会における子ども支援に関

する課題を共有し、その解決策が模索された。地域のこどもたちが置かれている厳しい状況にも眼を向け、すべてのこどもたちへの切れ目のない包括的支援を推進するために討議された。【資料 A-2-2】【資料 A-2-3】

A-2-② 地域との連携状況

大学開学に際し、和歌山県・県教育委員会、及び和歌山市・市教育委員会と包括的連携協定を結び、県や市等、地域のステークホルダーと連携して教育・研究・地域貢献に取り組んでいる。特に学外活動（ボランティア、インターンシップ、地域連携学習等）の受け入れに際し、本学の教育理念に基づいた適切な連携先の紹介や協力を仰いでいる。また、地域科目内のゲストスピーカーや現職教師の派遣についても連携協力し、取り組んでいる。必修科目「ボランティア実習」では、協定に基づき、教育・福祉のイベント、施設等でボランティア活動を行っている。また、「インターンシップ」では、和歌山県からの事業委託を受けた和歌山県経営者協会が行う「わかやまインターンシップ」制度を活用し、研修先を確保している。

フィールド学習により地域特性への理解を深めながら、内在する地域課題を解決する意欲と課題解決力の向上を図る科目「地域連携フィールドゼミナール」では、和歌山信愛大学が隣接する、空洞化を抱える商店街「ぶらくり丁」や、過疎に悩む湯浅町などと連携し、地域課題を体験的に学んでいる。令和 6（2024）年度の取り組みのテーマ（フィールド）は、和歌山県有田郡湯浅町の歴史と教育を活かした活動（湯浅町）、和歌山市民の健康体力づくり（和歌山市）、大学生による地域連携活動の効果と課題（大阪府南部、和歌山市）、本町・ぶらくり商店街の活性化に向けて（和歌山市）であった。中でも「和歌山市民の健康体力づくり（和歌山市）」のテーマに取り組んだ学生グループは、スポーツ庁主催「スポーツ・健康まちづくりデザイン 学生コンペティション 2024」に応募を行い、優秀賞の評価を頂き、和歌山市に学生提案できる機会を頂いた。また、前年度も同様の学生コンペティションに学生は応募し、審査員賞を得ている。

開学直後より、本学の教職員・学生が地域に出向いて実施している子育て支援・地域貢献事業「子どもフェスタ」をきっかけに、令和 3（2021）年 7 月、有田市における幼児教育の充実を図るとともに、大学における教育・研究の充実に寄与することを目的として、同市と連携協定を締結した。そして、人材、知財を相互に活用することで幼児教育・保育の質の向上を図り、地域の発展に繋げていく取り組みを進めている。

日高川町と本学は、開学前の平成 29（2017）年に「地域連携フィールド学習に関する承諾書」を交わした。そして、同町の課題でもある人口減少・過疎化・少子高齢化等、多くの地域課題の解決や地域の魅力を学ぶ「地域連携フィールド学習」をカリキュラムに盛り込み、5 日間の研修を通じて、地域の教育、保育、文化等の学習に相互協力・連携してきた。その成果を踏まえ、令和 4（2022）年 8 月、本法人は、日高川町における教育分野等の人材育成と将来的な地元への就職支援、若者定住に繋がるよう、より一層連携を深めていくため同町と包括連携協定を締結し、取り組みの充実を図っている。【資料 A-2-4】【資料 A-2-5】【資料 A-2-6】【資料 A-2-7】

【基準 A の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学の特色ある取組みとして、2年生全員が受講する科目「地域連携フィールドゼミナール」をあげることができる。令和6(2024)年度は4人の教員による4つのテーマに分かれて学生はゼミ活動を行った。各テーマは前年度のテーマを引き継いでのテーマとなることもあり、学年を超えてテーマに深耕することができる。また、特に成果が出ている取組みを次にあげる。1つの学生グループが本授業内でスポーツ庁主催「スポーツ・健康まちづくりデザイン 学生コンペティション 2024」に応募を行い、一次書類選考後の本選出場を果たし、優秀賞の評価を得た。尚、この取組みは2023年度より学生がチャレンジしており、2024年度の学生メンバーは前年より替わっているが、テーマ等には継続して取り組んでいる。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

学生が主体となって地域的な社会テーマに向き合い、他大学生とコンペティション等を通じて調査の仕方、調査結果の考え方、説明の仕方等を研鑽する機会はまだまだ多くない。また、外部の審査員等より学生が直接評価をもらう機会も少ない。今後もテーマ性等を検討し学生に機会供給できる環境をどのように整えられるかが課題である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

本学と地域を結ぶセンターは効果的に機能しており、地域連携・地域貢献活動は積極的に行われている。また、その成果は報告書・電子ジャーナル等で公表されており、今後さらなる充実が期待できる。よって基準A「地域連携・地域貢献」について、基準を満たしていると判断する。

本学は、開学に際して、和歌山県及び和歌山県教育委員会、和歌山市及び和歌市教育委員会等と連携協定を結び、教育・研究・地域貢献に取り組んでいる。また、本学における地域連携・地域貢献の取組みを具現化するため、「きょう育の和センター」と「わかやま子ども学総合研究センター」を置き、学内外への周知を図りながら活動を展開してきた。開学後も、連携協定を締結する自治体を増やししながら、着実に活動の場を広げている。今後、他大学や自治体、企業等との連携を推進し、更なる充実・向上につなげていく。

【エビデンス集 (資料編)】

【A-1-1】 和歌山信愛短期大学ホームページ

(<https://www.shinai-u.ac.jp/>)

【A-1-2】 和歌山信愛中学校・高等学校ホームページ

(<https://www.shin-ai.ac.jp/>)

【A-1-3】 和歌山信愛幼稚園ホームページ

(<https://www.shin-ai.ac.jp/kids/>)

【A-1-4】 地(知)の拠点整備事業採択

【A-1-5】 和歌山県長期総合計画

【A-1-6】 和歌山県及び和歌山市等との協定書 ※【3-3-b】と同じ

- 【A-1-7】 FD・SD 研修会 年度計画 ※【2-1-c】と同じ
- 【A-1-8】 学校法人和歌山信愛女学院 中期計画 ※【資料 F-9】と同じ
- 【A-1-9】 和歌山信愛女学院 事業計画 ※【資料 F-7】と同じ

- 【A-2-1】 きょう育の和センター報告書 ※【3-3-e】と同じ
- 【A-2-2】 本学ホームページ「わかやま子ども学総合研究センターシンポジウム」
- 【A-2-3】 わかやま子ども学総合研究センタージャーナル
- 【A-2-4】 地域のステークホルダーとの協定書
- 【A-2-5】 ボランティア資料 ※【表 3-4-n】と同じ
- 【A-2-6】 インターンシップ資料
- 【A-2-7】 スポーツ庁表彰状

V. 特記事項

1. 学生サークル OCPT と連携した学生募集活動

本学では、アドミッションオフィスを中心に入試・募集戦略を策定し、学生確保に向けた活動を推進している。その中で、学生サークル Open Campus Planning Team (OCPT) と連携し、大学パンフレットやリーフレットの充実を図ると共に、ホームページの更新、SNS、幼保コース及び一般企業・公務員を目指す生徒向けリーフレットなどを作成し、学内外に情報を発信しながら募集活動を展開している。高校生向けの大学見学会・説明会・オープンキャンパスに加え、高校教員と塾関係者を対象にした説明会・見学会等の取り組みにより、令和 6 (2024) 年度の入試結果は、志願者数 107 名 (令和 5 (2023) 年度 99 名)、合格者数 99 名 (令和 5 (2023) 年度 86 名)、入学者数 72 名と一部改善したが、令和 7 (2025) 年度の入試結果は、志願者数 89 名、合格者数 85 名、入学者数 65 名であった。本学の特色でもある幼保の魅力を高校生に伝える工夫をもっと取り入れていく必要がある。

2. 良好な資格取得・就職状況

本学は自治体等との連携協定に基づいて、地域連携カリキュラムの充実を図り、教育・研究・地域貢献において着実に成果を積み上げてきた。また、小学校教諭と幼稚園教諭免許状、保育士資格が同時に取れる県内唯一の大学として、多くの学生が、各自の希望により 2 つ以上の免許・資格を取得している。令和 5 (2023) 年度の教育学部子ども教育学科卒業生 76 人の免許資格取得者数は、小学校教諭一種免許状 45 人(59%)、幼稚園教諭一種免許状 76 人(100%)、保育士資格 35 人(46%)である。また、令和 6 (2024) 年度の教育学部子ども教育学科卒業生 66 人の免許資格取得者数は、小学校教諭一種免許状 49 人(74%)、幼稚園教諭一種免許状 62 人(94%)、保育士資格 30 人(45%)である。

また、「教師への道」の科目群を中心に、キャリアセンターが行う教員採用試験対策、公務員試験対策等の課外講習を通して就職希望者の多くが大学で取得した免許・資格をつかって就職した。令和 6 (2024) 年度の就職希望者 66 人中 66 名全員が就職し、和歌山県等の自治体が行う小学校教員採用試験では 13 名が正規採用、18 名が講師登録等にて採用された。和歌山市等の自治体が行う公立保育士採用試験では 6 名が正規採用された。民間の福祉施設 (保育所含む) では、10 名が採用された。また、和歌山周辺自治体が行う公立幼稚園教諭採用試験では 1 名が正規採用された。民間幼稚園では 4 名が採用された。他には自治体行政職 (和歌山県等) 2 名、民間企業への採用は 12 名であった。自治体採用は大阪府下等の周辺自治体も含まれるが、多くが和歌山県下への就職であり、本学の学生は地元和歌山県及び周辺での就職希望が入学時より強く、自治体職員等になることで実現している。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	本学の目的については、学則第 1 条に定めている。	1-1
第 83 条の 2	—	本学には該当しない。	1-1
第 85 条	○	本学の学部については、学則第 7 条に定めている。	1-1
第 87 条	○	修業年限については、学則第 10 条第 1 項に定めている。	4-1
第 88 条	○	編入学生の修業年限については、学則第 10 条第 2 項及び学則第 28 条並びに和歌山信愛大学編入学規程第 4 条に定めている。	4-1
第 88 条の 2	—	本学には該当しない。	4-1
第 89 条	—	修業年限の特例については、設定していない。	4-1
第 90 条	○	入学資格については、学則第 24 条に定めている。	3-1
第 92 条	○	学長、教授その他の職員については、学則第 14 条及び学則第 15 条並びに和歌山信愛大学組織規程に定めている。	4-2 5-1 5-2
第 93 条	○	教授会については、学則第 17 条に定めている。	5-1
第 104 条	○	学位については、学則第 49 条に定めている。	4-1
第 105 条	—	本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成していない。	4-1
第 108 条	—	本学には該当しない。	3-1
第 109 条	○	自己点検及び評価等については、学則第 2 条に定めており、その結果を本学ホームページに公表している。	2-2
第 113 条	○	本学の教育研究活動の状況については、本学ホームページに公表している。	4-2
第 114 条	○	事務職員及び技術職員については、学則第 14 条及び学則第 15 条並びに和歌山信愛大学組織規程に定めている。	5-1 5-3
第 122 条	○	編入学については、学則第 10 条第 2 項及び学則第 28 条並びに和歌山信愛大学編入学規程に定めている。	3-1
第 132 条	○	編入学については、学則第 10 条第 2 項及び学則第 28 条並びに和歌山信愛大学編入学規程に定めている。	3-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則の記載事項については、第 10 条（修業年限）、第 5 章第 20 条～第 22 条（学年、学期、休業日及び授業期間）、第 7 条（学部）、第 8 条（学科）、第 30 条（教育課程及び授業科目）、第 37 条（授業日数及び授業期間）、第 35 条（単位の認定、科目の修得及び評	4-1 4-2

和歌山信愛大学

		価)、第36条(成績の評価)、第49条(卒業認定・学位授与の方針)、第9条(収容定員)、第14条及び第15条(職員組織)、第6章(入学)、第8章(休学、転学、留学、退学及び除籍)、第14章(入学検定料及び学生納付金)、第10章(賞罰)において、それぞれ定めている。	
第24条	—	本学には該当しない。	4-2
第26条 第5項	○	懲戒の手続きについては、学則53条に定めている。	5-1
第28条	○	表簿については、各担当部署に備えている。	4-2
第143条	—	本学には該当しない。	5-1
第146条	○	学則第10条第2項及び学則第28条並びに和歌山信愛大学編入学規程第4条に定めている。	4-1
第147条	—	本学には該当しない。	4-1
第148条	—	本学には該当しない。	4-1
第149条	—	本学には該当しない。	4-1
第150条	○	入学の資格については、学則第24条に定めている。	3-1
第151条	—	本学には該当しない。	3-1
第152条	—	本学には該当しない。	3-1
第153条	—	本学には該当しない。	3-1
第154条	—	本学には該当しない。	3-1
第161条	○	学則第10条第2項及び学則第28条並びに和歌山信愛大学編入学規程第4条に定めている。	3-1
第162条	○	学則第10条第2項及び学則第28条並びに和歌山信愛大学編入学規程第4条に定めている。	3-1
第163条	○	本学学則第20条に定めている。	4-2
第163条の2	○	単位修得証明書については、和歌山信愛大学科目等履修生規程第13条に定めている。	4-1
第164条	—	本学の学生以外の者を対象にした特別の課程を編成していない。	4-1
第165条の2	○	ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーは、学部・学科で定めている。	1-1 2-3 3-1 4-1 4-2
第166条	○	自己点検及び評価等については、学則第2条及び和歌山信愛大学自己点検評価委員会規程、並びに和歌山信愛大学内部質保証の方針に定めている。	2-2
第172条の2	○	教育研究活動等の状況については、本学ホームページに公表している。	1-1 3-1 4-1

和歌山信愛大学

			4-2 6-1
第 173 条	○	本学学則第 49 条に定めている。	4-1
第 178 条	○	編入学については、学則第 10 条第 2 項及び学則第 28 条並びに和歌山信愛大学編入学規程に定めている。	3-1
第 186 条	○	編入学については、学則第 10 条第 2 項及び学則第 28 条並びに和歌山信愛大学編入学規程に定めている。	3-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学設置基準に従い、適正に運営している。	2-2 2-3
第 2 条	○	本学学則第 1 条第 2 項に定めている。	1-1
第 2 条の 2	○	入学者選抜については、和歌山信愛大学入試委員会を設置し、適切な体制で行っている。	3-1
第 3 条	○	学部は、本学学則第 7 条に定めている。	1-1
第 4 条	○	学科は、本学学則第 8 条に定めている。	1-1
第 5 条	—	本学には該当しない。	1-1
第 6 条	—	本学には該当しない。	1-1 4-2 5-2
第 7 条	○	教育研究実施組織については、大学設置基準を満たす内容で運営している。	3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第 8 条	○	授業科目については、その内容により担当教員を適切に配置するとともに、主要授業科目については専任教員が担当している。	4-2 5-2
第 9 条	—	授業を担当しない教員はいない。	4-2 5-2
第 10 条 (旧第 13 条)	○	大学設置基準を満たしている。	4-2 5-2
第 11 条	○	FD・SD 研修会を実施している。	4-2 4-3 5-3
第 12 条	○	学長については、和歌山信愛大学学長任用規程に定めている。	5-1

和歌山信愛大学

第 13 条	○	教授の資格については、和歌山信愛大学教員資格基準第 1 条に定めている。	4-2 5-2
第 14 条	○	准教授の資格については、和歌山信愛大学教員資格基準第 2 条に定めている。	4-2 5-2
第 15 条	○	講師の資格については、和歌山信愛大学教員資格基準第 3 条に定めている。	4-2 5-2
第 16 条	○	助教の資格については、和歌山信愛大学教員資格基準第 3 条に定めている。	4-2 5-2
第 17 条	○	助手の資格については、和歌山信愛大学教員資格基準第 3 条に定めている。	4-2 5-2
第 18 条	○	収容定員については、本学学則第 9 条に定めている。	3-1
第 19 条	○	教育課程については、本学学則第 7 章及び本学履修規程に定めている。	4-2
第 19 条の 2	—	本学には該当しない。	4-2
第 20 条	○	教育課程の編成方法については、本学学則第 30 条及び本学履修規程に定めている。	4-2
第 21 条	○	単位計算方法については、学則第 34 条に定めている。	4-1
第 22 条	○	1 年間の授業期間については、学則第 37 条に定めている。	4-2
第 23 条	○	各授業科目の授業期間については、学則第 34 条に定めている。	4-2
第 24 条	○	授業を行う学生数は、授業内容によって適切に構成している。	4-2
第 25 条	○	本学学則第 33 条及び第 39 条に定めている。	3-2 4-2
第 25 条の 2	○	成績評価基準等の明示等については、「履修のてびき」及び「シラバス」明記し、全学生に配布するとともに本学ホームページに公表している。	4-1
第 26 条	—	昼夜開講制は設置していない。	4-2
第 27 条	○	本学学則第 35 条及び本学履修規程第 16 条に定めている。	4-1
第 27 条の 2	○	本学学則第 38 条及び本学履修規程第 14 条に定めている。	4-2
第 27 条の 3	—	連携開設科目は設置していない。	4-1
第 28 条	○	本学学則第 40 条に定めている。	4-1
第 29 条	○	本学学則第 41 条に定めている。	4-1
第 30 条	○	本学学則第 42 条に定めている。	4-1
第 30 条の 2	—	長期にわたる教育課程の履修制度は設置していない。	4-2
第 31 条	○	本学学則第 59 条及び本学科目履修生等規程に定めている。	4-1 4-2
第 32 条	○	卒業の要件については、本学学則第 32 条及び第 49 条並びに履修規程第 5 条に定めている。	4-1
第 33 条	—	本学には該当しない。	4-1
第 34 条	○	本学の校地は、大学設置基準を満たしている。	3-5

和歌山信愛大学

第 35 条	○	本学の運動場等は、大学設置基準を満たしている。	3-5
第 36 条	○	本学の校舎等は、大学設置基準を満たしている。	3-5
第 37 条	○	本学の校地の面積は、大学設置基準を満たしている。	3-5
第 37 条の 2	○	本学の校舎の面積は、大学設置基準を満たしている。	3-5
第 38 条	○	本学における教育研究上必要な資料及び図書館は、大学設置基準を満たしている。	3-5
第 39 条	—	本学には該当しない。	3-5
第 39 条の 2	—	本学には該当しない。	3-5
第 40 条	○	本学における機械、器具等は、大学設置基準を満たしている。	3-5
第 40 条の 2	—	本学には該当しない。	3-5
第 40 条の 3	○	本学における教育研究環境の整備については、大学設置基準を満たしている。	3-5 5-4
第 40 条の 4	○	大学等の名称については、大学設置基準を満たしている。	1-1
第 41 条	—	本学には該当しない。	4-2
第 42 条	—	本学には該当しない。	1-1
第 42 条の 2	—	本学には該当しない。	3-1
第 42 条の 3	—	本学には該当しない。	5-2
第 42 条の 4	—	本学には該当しない。	4-2
第 42 条の 5	—	本学には該当しない。	4-2 5-1
第 42 条の 6	—	本学には該当しない。	4-2
第 42 条の 7	—	本学には該当しない。	4-2
第 42 条の 8	—	本学には該当しない。	4-1
第 42 条の 9	—	本学には該当しない。	4-1
第 42 条の 10	—	本学には該当しない。	3-5
第 43 条	—	本学には該当しない。	4-2
第 44 条	—	本学には該当しない。	4-1
第 45 条	—	本学には該当しない。	4-1
第 46 条	—	本学には該当しない。	4-2 5-2
第 47 条	—	本学には該当しない。	3-5
第 48 条	—	本学には該当しない。	3-5
第 49 条	—	本学には該当しない。	3-5
第 49 条の 2	—	本学には該当しない。	4-2
第 49 条の 3	—	本学には該当しない。	5-2
第 49 条の 4	—	本学には該当しない。	5-2
第 58 条	—	本学には該当しない。	1-1
第 59 条	—	本学には該当しない。	3-5
第 61 条	—	本学には該当しない。	3-5

和歌山信愛大学

			4-2 5-2
--	--	--	------------

専門職大学設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条			2-2 2-3
第2条			1-1
第3条			3-1
第4条			1-1
第5条			1-1
第6条			1-1
第7条			1-1 4-2 5-2
第8条			3-1
第9条			4-2
第10条			4-2 5-1
第11条			4-2
第12条			4-2
第13条			4-2
第14条			4-1
第15条			4-2
第16条			4-2
第17条			4-2
第18条			3-2 4-2
第19条			4-1
第20条			4-2
第21条			4-1
第22条			4-2
第23条			4-1
第24条			4-1
第25条			4-1
第26条			4-1
第27条			4-2
第28条			4-1

和歌山信愛大学

			4-2
第 29 条			4-1
第 30 条			4-1
第 31 条			3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第 32 条			4-2 5-2
第 33 条			4-2 5-2
第 34 条			4-2 5-2
第 35 条			5-2
第 36 条			4-2 4-3 5-3
第 37 条			5-1
第 38 条			4-2 5-2
第 39 条			4-2 5-2
第 40 条			4-2 5-2
第 41 条			4-2 5-2
第 42 条			4-2 5-2
第 43 条			3-5
第 44 条			3-5
第 45 条			3-5
第 46 条			3-5
第 47 条			3-5
第 48 条			3-5
第 49 条			3-5
第 50 条			3-5

和歌山信愛大学

第 51 条			3-5
第 52 条			3-5
第 53 条			3-5 5-4
第 54 条			1-1
第 55 条			4-2
第 56 条			4-1
第 57 条			4-1
第 58 条			4-2 5-2
第 59 条			3-5
第 60 条			3-5
第 61 条			3-5
第 77 条			1-1
第 78 条			3-5 4-2 5-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学士の学位授与の要件については、本学学則第 49 条に定めている。	4-1
第 2 条の 3	—	本学には該当しない。	4-1
第 10 条	○	学位に付記する専攻分野の名称は、本学学則第 49 条に定めている。	4-1
第 10 条の 2	—	本学には該当しない。	4-1
第 13 条	○	本学学則に定め、文部科学大臣に報告している。	4-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 20 条	○	特別の利益供与の禁止については、寄附行為第 19 条第 1 項及び第 45 条第 1 項に定めている。	6-1
第 27 条	○	寄附行為の備置き及び閲覧等については、寄附行為第 68 条に定めている。	6-1
第 29 条	○	理事選任機関については、寄附行為第 6 条に定めている。	6-2
第 30 条	○	理事の選任等については、寄附行為第 7 条に定めている。	6-2
第 31 条	○	理事の資格及び構成については、寄附行為第 8 条に定めている。	6-2
第 36 条	○	理事会の職務等については、寄附行為第 12 条及び第 13 条並びに第 17 条～第 19 条に定めている。	2-1 2-3

和歌山信愛大学

			6-1 6-2
第 37 条	○	理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事については、寄附行為第 14 条に定めている。	6-1 6-2
第 39 条	○	理事の報告義務等については、寄附行為第 16 条に定めている。	6-1 6-2 6-3
第 43 条	○	理事会の議事録については、寄附行為第 21 条に定めている。	6-2
第 45 条	○	監事の選任等については、寄附行為第 22 条に定めている。	6-3
第 46 条	○	監事の資格については、寄附行為第 23 条に定めている。	6-3
第 52 条	○	監事の職務については、寄附行為第 28 条に定めている。	6-3
第 54 条	○	監事の、評議員会に提出する議案等の調査義務については、寄附行為第 29 条第 3 項に定めている。	6-3
第 55 条	○	監事の、理事会及び評議員会への出席義務等については、寄附行為第 28 条第 3 項に定めている。	6-3
第 56 条	○	監事の、理事会等への報告については、寄附行為第 28 条第 2 項及び同条第 4 項に定めている。	6-3
第 61 条	○	評議員の選任等については、寄附行為第 31 条に定めている。	6-3
第 62 条	○	評議員の資格及び構成については、寄附行為第 5 条第 2 項及び第 4 項、並びに第 31 条及び第 32 条に定めている。	6-3
第 66 条	○	評議員会の職務等については、寄附行為第 36 条に定めている。	6-3
第 78 条	○	評議員会の議事録については、寄附行為第 46 条に定めている。	6-3
第 80 条	○	会計監査人の選任等については、寄附行為第 49 条に定めている。	6-3 6-5
第 86 条	○	会計監査人の職務等については、寄附行為第 54 条に定めている。	6-5
第 99 条	○	予算及び事業計画については、寄附行為第 56 条に定めている。	1-1 2-3 6-4
第 100 条	○	役員及び評議員に対する報酬等については、寄附行為第 57 条に定めている。	6-2 6-3
第 103 条	○	計算書類等の作成及び保存については、寄附行為第 67 条に定めている。	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5
第 104 条	○	計算書類等の監査等については、寄附行為第 54 条及び第 67 条に定めている。	6-2 6-5
第 105 条	○	計算書類及び事業報告書並びに監査報告の評議員への提供等については、寄附行為第 67 条に定めている。	6-3

和歌山信愛大学

第 106 条	○	計算書類等及び監査報告の備置き及び閲覧等については、寄附行為第 68 条に定めている。	6-1
第 107 条	○	財産目録等の作成、備置き及び閲覧等については、寄附行為第 68 条に定めている。	6-1
第 108 条	○	寄附行為の変更については、寄附行為第 70 条に定めている。	6-1
第 144 条	○	会計監査人の設置については、寄附行為第 5 条第 3 項に定めている。	6-5
第 145 条	○	本学は極めて小規模な大学であることから、常勤監事の設置は難しいのが現状であるため、非常勤の監事であっても十分な監査ができるよう、高い専門知識と豊かな経験を持つ監事を置いている。	6-3
第 146 条	○	理事の構成及び報告義務については、寄附行為第 7 条第 1 項及び第 16 条に定めている。	6-2
第 148 条	○	体制の整備及び中期事業計画の作成等については、寄附行為第 10 条及び第 13 条並びに第 56 条に定めている。	1-1 2-1 2-3 6-1 6-4
第 151 条	○	情報の公表の特例については、寄附行為第 74 条に定めている。	6-1

学校教育法（大学院関係）該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条			1-1
第 100 条			1-1
第 102 条			3-1

学校教育法施行規則（大学院関係）該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条			3-1
第 156 条			3-1
第 157 条			3-1
第 158 条			3-1
第 159 条			3-1
第 160 条			3-1

大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
--	----------	---------	------------

和歌山信愛大学

第 1 条			2-2 2-3
第 1 条の 2			1-1
第 1 条の 3			3-1
第 2 条			1-1
第 2 条の 2			1-1
第 3 条			1-1
第 4 条			1-1
第 5 条			1-1
第 6 条			1-1
第 7 条			1-1
第 7 条の 2			1-1 4-2 5-2
第 7 条の 3			1-1 4-2 5-2
第 8 条			3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第 9 条			4-2 5-2
第 9 条の 3			4-2 4-3 5-3
第 10 条			3-1
第 11 条			4-2
第 12 条			3-2 4-2
第 13 条			3-2 4-2
第 14 条			4-2
第 14 条の 2			4-1
第 15 条			3-2 3-5

和歌山信愛大学

			4-1 4-2
第 16 条			4-1
第 17 条			4-1
第 19 条			3-5
第 20 条			3-5
第 21 条			3-5
第 22 条			3-5
第 22 条の 2			3-5
第 22 条の 3			3-5 5-4
第 22 条の 4			1-1
第 23 条			1-1
第 24 条			3-5
第 25 条			4-2
第 26 条			4-2
第 27 条			4-2 5-2
第 28 条			3-2 4-1 4-2
第 29 条			3-5
第 30 条			3-2 4-2
第 30 条の 2			4-2
第 31 条			4-2
第 32 条			4-1
第 33 条			4-1
第 34 条			3-5
第 34 条の 2			4-2
第 34 条の 3			5-2
第 42 条			3-3
第 43 条			3-4
第 45 条			1-1
第 46 条			3-5 5-2

専門職大学院設置基準 該当なし

	遵守	遵守状況の説明	該当
--	----	---------	----

和歌山信愛大学

	状況		基準項目
第 1 条			2-2 2-3
第 2 条			1-1
第 3 条			4-1
第 4 条			4-2 5-1 5-2
第 5 条			4-2 5-2
第 5 条の 2			4-2 4-3 5-3
第 6 条			4-2
第 6 条の 2			4-2 5-1
第 6 条の 3			4-2
第 7 条			4-2
第 8 条			3-2 4-2
第 9 条			3-2 4-2
第 10 条			4-1
第 11 条			4-2
第 12 条			4-1
第 13 条			4-1
第 14 条			4-1
第 15 条			4-1
第 16 条			4-1
第 17 条			1-1 3-2 3-5 4-2 5-2
第 18 条			1-1 4-1 4-2
第 19 条			3-1
第 20 条			3-1

和歌山信愛大学

第 21 条			4-1
第 22 条			4-1
第 23 条			4-1
第 24 条			4-1
第 25 条			4-1
第 26 条			1-1 4-1 4-2
第 27 条			4-1
第 28 条			4-1
第 29 条			4-1
第 30 条			4-1
第 31 条			4-2
第 32 条			4-2
第 33 条			4-1
第 34 条			4-1
第 42 条			2-2 2-3

学位規則（大学院関係）該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条			4-1
第 4 条			4-1
第 5 条			4-1
第 5 条の 3			4-1
第 12 条			4-1

大学通信教育設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			2-2 2-3
第 2 条			4-2
第 3 条			3-2 4-2
第 4 条			4-2
第 5 条			4-1
第 6 条			4-1

和歌山信愛大学

第7条			4-1
第8条			4-2 5-2
第9条			3-5
第10条			3-5
第11条			3-2 4-2
第13条			2-2 2-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	該当なし
【表 3-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 3-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	該当なし
【表 3-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 3-4】	就職相談室等の状況	
【表 3-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 3-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 3-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 3-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 3-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 3-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 3-11】	図書館の開館状況	
【表 3-12】	情報センター等の状況	
【表 4-1】	授業科目の概要	
【表 4-2】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 4-3】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 5-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 6-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 6-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 6-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人和歌山信愛女学院 寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	和歌山信愛大学 大学案内	冊子
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	和歌山信愛大学 学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	和歌山信愛大学 学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	学生便覧	
【資料 F-6】	大学組織図	
	和歌山信愛大学 機構図	
【資料 F-7】	事業計画書	

和歌山信愛大学

	和歌山信愛女学院 事業計画	
【資料 F-8】	事業報告書	
	和歌山信愛女学院 事業報告書	
【資料 F-9】	中期的な計画	
	和歌山信愛女学院 中期計画	
【資料 F-10】	法人及び大学の規定一覧及び規定集	
	学校法人和歌山信愛女学院規程（法人）（大学）（ガバナンス・コード）	
【資料 F-11】	理事、監事、評議員、会計監査人の名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、議題一覧、出席状況など）がわかる資料	
	学校法人和歌山信愛女学院役員名簿 理事会・評議員会開催状況	
【資料 F-12】	決算等の計算書類（過去5年間）、監事監査報告書（過去5年間）、会計監査報告（過去5年間）及び財産目録（最新のもの）	
	計算書類（令和2年度～令和6年度）	
	監事監査報告書（令和2年度～令和6年度）	
	会計監査報告書（令和2年度～令和6年度） 財産目録	
【資料 F-13】	履修要項、シラバス	
	履修のてびき、シラバス	
【資料 F-14】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科の三つのポリシー	
【資料 F-15】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	和歌山信愛大学【認可】設置に係る設置履行状況報告書（令和4年度）	
【資料 F-16】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	

基準 1. 使命・目的

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映		
大学のウェブサイトでは使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL		
【1-1-1】	本学ホームページ「建学の精神・教育理念」 (https://www.wsu.ac.jp/about/spilit_and_philosophy/)	
使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則		
【1-1-2】	運営会議規程	【資料 F-10】と同じ
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【1-1-a】	学校法人和歌山信愛女学院 寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【1-1-b】	和歌山信愛大学 学則	【資料 F-3】と同じ
【1-1-c】	履修のてびき	【資料 F-13】と同じ
【1-1-d】	学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【1-1-e】	和歌山信愛大学 学生募集要項	【資料 F-4】と同じ
【1-1-f】	和歌山信愛女学院 中期計画	【資料 F-9】と同じ
【1-1-g】	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科の三つのポリシー	【資料 F-14】と同じ
【1-1-h】	ホームカミングデーアンケート	

基準 2. 内部質保証

基準項目

和歌山信愛大学

コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 内部質保証の組織体制		
内部質保証に関する全学的な方針		
【2-1-1】	和歌山信愛大学内部質保証の方針	
内部質保証のための組織図		
【2-1-2】	和歌山信愛大学内部質保証のための組織図	
内部質保証に責任を持つ会議体の規則		
【2-1-3】	自己点検評価委員会規程	【資料 F-10】と同じ
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-1-a】	和歌山信愛大学 学則	【資料 F-3】と同じ
【2-1-b】	和歌山信愛大学アセスメントプラン	
【2-1-c】	FD・SD 研修会 年度計画	
【2-1-d】	本学ホームページ「情報公開・和歌山信愛大学自己点検・評価報告書」	
【2-1-e】	新入生アンケート	
【2-1-f】	本学ホームページ「情報公開・学生による授業評価アンケート」	
【2-1-g】	学生生活調査	
【2-1-h】	本学ホームページ「情報公開・卒業生学生生活調査」	
【2-1-i】	学生状況管理表	
【2-1-j】	教学関連データ及び大学の基礎データ	
2-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
自己点検・評価に関する規則		
【2-2-1】	自己点検評価委員会規程	【資料 F-10】と同じ
【2-2-2】	和歌山信愛大学内部質保証の方針	【2-1-1】と同じ
【2-2-3】	和歌山信愛大学アセスメントプラン	【2-1-b】と同じ
直近の自己点検・評価の報告書		
【2-2-4】	本学ホームページ「情報公開・和歌山信愛大学自己点検・評価報告書」	【2-1-d】と同じ
自己点検・評価を担当する会議体の議事録		
【2-2-5】	自己点検評価委員会議事録	
自己点検・評価の結果を学内に周知したことを示す文書		
【2-2-1】	自己点検評価委員会規程	【資料 F-10】と同じ
IRなどを検討する会議体の規則		
【2-2-1】	自己点検評価委員会規程	【資料 F-10】と同じ
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-2-a】	新入生アンケート	【2-1-e】と同じ
【2-2-b】	本学ホームページ「情報公開・学生による授業評価アンケート」	【2-1-f】と同じ
【2-2-c】	学生生活調査	【2-1-g】と同じ
【2-2-d】	本学ホームページ「情報公開・卒業生学生生活調査」	【2-1-h】と同じ
【2-2-e】	学生状況管理表	【2-1-i】と同じ
【2-2-f】	教学関連データ及び大学の基礎データ	【2-1-j】と同じ
2-3. 内部質保証の機能性		
学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など		
【2-3-1】	和歌山信愛大学内部質保証のための組織図	【2-1-2】と同じ
学生の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則		
【2-3-2】	学生総会資料	
学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など		
【2-3-1】	和歌山信愛大学内部質保証のための組織図	【2-1-2】と同じ
学外関係者の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則		

和歌山信愛大学

【2-3-3】	外部評価委員会規程	【資料 F-10】と同じ
三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録		
【2-3-4】	運営会議議事録	
自己点検・評価などの結果を大学運営の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録		
【2-3-4】	運営会議議事録	
自己点検・評価などの結果を学生や学外関係者に公表・説明したことを示す文書など		
【2-3-5】	本学ホームページ「情報公開・和歌山信愛大学自己点検・評価報告書」	【2-1-d】と同じ
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-3-a】	新入生アンケート	【2-1-e】と同じ
【2-3-b】	本学ホームページ「情報公開・学生による授業評価アンケート」	【2-1-f】と同じ
【2-3-c】	学生生活調査	【2-1-g】と同じ
【2-3-d】	本学ホームページ「情報公開・卒業生学生生活調査」	【2-1-h】と同じ
【2-3-e】	学生状況管理表	【2-1-i】と同じ
【2-3-f】	自己点検評価委員会規程	【資料 F-10】と同じ
【2-3-g】	和歌山信愛大学内部質保証の方針	【2-1-1】と同じ
【2-3-h】	外部評価報告書	
【2-3-i】	「和歌山県保育人材確保対策検討会」資料	
【2-3-j】	和歌山信愛大学アセスメントプラン	【2-1-b】と同じ
【2-3-k】	学校法人和歌山信愛女学院 中期計画	【資料 F-9】と同じ
【2-3-l】	和歌山信愛女学院 事業計画	【資料 F-7】と同じ
【2-3-m】	和歌山信愛大学【認可】設置に係る設置履行状況報告書（令和4年度）	【資料 F-15】と同じ
【2-3-n】	和歌山信愛女学院 事業報告書	【資料 F-8】と同じ

基準 3. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 学生の受入れ		
アドミッション・ポリシーを示す部分の URL		
【3-1-1】	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科の三つのポリシー (https://www.wsu.ac.jp/about/policy/)	【資料 F-14】と同じ
アドミッション・ポリシーを策定する会議体の規則		
【3-1-2】	運営会議規程	【資料 F-10】と同じ
入試方法の検討と検証を行う会議体の規則		
【3-1-3】	入試委員会規程	【資料 F-10】と同じ
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-1-a】	和歌山信愛大学 学生募集要項	【資料 F-4】と同じ
【3-1-b】	和歌山信愛大学 総合型選抜ガイド	
【3-1-c】	履修のてびき	【資料 F-13】と同じ
【3-1-d】	学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【3-1-e】	入試問題作成部会規程	【資料 F-10】と同じ
【3-1-f】	和歌山信愛大学議事録「令和6年度入学選考判定会議」	
【3-1-g】	和歌山信愛大学議事録「入試委員会、運営会議、教授会」	
【3-1-h】	教学関連データ及び大学の基礎データ	【2-1-j】と同じ
【3-1-i】	和歌山信愛女学院 事業報告書	【資料 F-8】と同じ
【3-1-j】	学部、学科別在籍者数（過去5年間）	【表 3-1】と同じ
【3-1-k】	新入生アンケート	【2-1-d】と同じ

和歌山信愛大学

【3-1-l】	令和6年9月9日教授会議事録	
【3-1-m】	和歌山信愛女学院 事業計画	【資料 F-7】と同じ
【3-1-n】	本学ホームページ「就職状況、就職サポート等」	
3-2. 学修支援		
学修支援に関する方針・計画		
【3-2-1】	学生の支援に関する方針	
学修支援に関する会議体の規則		
【3-2-2】	和歌山信愛大学組織規程	【資料 F-10】と同じ
TA、SA などに関する規則		
	該当なし	
オフィスアワーを学生に周知したこと示す文書		
【3-2-3】	オフィスアワー	
障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画、実施状況		
【3-2-1】	学生の支援に関する方針	
【3-2-4】	障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領	
【3-2-5】	障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領 における留意事項	
【3-2-6】	令和7年4月14日教授会議事録	
退学、休学、留年などの実態及び原因分析、改善方策などを検討する会議体の規則		
【3-2-2】	和歌山信愛大学組織規程	【資料 F-10】と同じ
【3-2-7】	和歌山信愛大学 運営会議規程	【資料 F-10】と同じ
【3-2-8】	和歌山信愛大学 教授会規程	【資料 F-10】と同じ
【3-2-9】	退学・休学調書様式	
【3-2-10】	休学・退学一覧	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-2-a】	和歌山信愛大学役職・委員会	
【3-2-b】	和歌山信愛大学議事録「運営会議、教授会」	
【3-2-c】	行事計画	
【3-2-d】	令和6年12月9日教授会議事録	
【3-2-e】	入学前課題	
【3-2-f】	入学前ガイダンス	
【3-2-g】	新入生ガイダンス	
【3-2-h】	期末ガイダンス・年度末ガイダンス	
【3-2-i】	担当教員一覧	
【3-2-j】	専門ゼミナール・卒業研究担当教員一覧	
【3-2-k】	GPAに基づく助言・指導資料	
【3-2-l】	教職履修カルテガイダンス資料	
【3-2-m】	教職履修カルテマニュアル(教員用)	
【3-2-n】	学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【3-2-o】	FD 委員会規程	【資料 F-10】と同じ
【3-2-p】	SD 委員会規程	【資料 F-10】と同じ
【3-2-q】	FD・SD 研修会 年度計画	【2-1-c】と同じ
【3-2-r】	シラバス	【資料 F-13】と同じ
【3-2-s】	学生委員会規程	【資料 F-10】と同じ
【3-2-t】	学内グループウェア「学生の情報共有について」	
【3-2-u】	学生ポータル「出席簿」	
【3-2-v】	和歌山信愛大学ハラスメント防止規程	【資料 F-10】と同じ
【3-2-w】	アカデミック・ハラスメントの防止について	

和歌山信愛大学

【3-2-x】	和歌山信愛大学アカデミック・ハラスメント相談・申立報告フロー	
【3-2-y】	本学ホームページ「ハラスメント防止の取り組み」	
3-3. キャリア支援		
キャリア支援に関する方針・計画		
【3-3-1】	学生の支援に関する方針	【3-2-1】と同じ
キャリア支援に関する授業科目名一覧		
【3-3-2】	履修のてびき	【資料 F-13】と同じ
【3-3-3】	キャリア支援に関する授業科目一覧	
キャリア支援に関する会議体の規則		
【3-3-4】	進路就職委員会規程	【資料 F-10】と同じ
教育課程外のキャリア支援のための講座やガイダンスなど一覧		
【3-3-5】	就職ガイダンス・キャリア対策講座実施計画	
【3-3-6】	行事計画	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-3-a】	本学ホームページ「進路・就職」	【3-1-n】と同じ
【3-3-b】	和歌山県及び和歌山市等との協定書	
【3-3-c】	本学ホームページ「有田市と連携協定を締結」	
【3-3-d】	本学ホームページ「日高川町と連携協定を締結」	
【3-3-e】	本学ホームページ「きょう育の和センター報告書」	
【3-3-f】	就職の手引き	
【3-3-g】	就職支援システム資料	
【3-3-h】	本学ホームページ「卒業生就職データ」	
【3-3-i】	和歌山信愛女学院 事業報告書	【資料 F-8】と同じ
3-4. 学生サービス		
学生生活支援に関する方針・計画		
【3-4-1】	学生の支援に関する方針	【3-2-1】と同じ
学生生活支援に関する会議体の規則		
【3-4-2】	学生委員会規程	【資料 F-10】と同じ
学生の課外活動の支援に関する規則		
【3-4-3】	学友会会則	【資料 F-10】と同じ
奨学金に関する規則		
【3-4-4】	和歌山信愛大学 奨学金規程	【資料 F-10】と同じ
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-4-a】	学生委員会議事録	
【3-4-b】	和歌山信愛大学役職・委員会	【3-2-a】と同じ
【3-4-c】	学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【3-4-d】	医務室利用状況	【表 3-9】と同じ
【3-4-e】	学生健康診断実施計画	
【3-4-f】	健康調査票	
【3-4-g】	医務室からのお知らせ	
【3-4-h】	心理カウンセリング集計	【表 3-9】と同じ
【3-4-i】	担当教員一覧	【3-2-i】と同じ
【3-4-j】	オフィスアワー	【3-2-3】と同じ
【3-4-k】	学友会収支管理表	
【3-4-l】	新入生ガイダンス（課外活動紹介資料）	【3-2-g】と同じ
【3-4-m】	運動サークル・文化サークル一覧	
【3-4-n】	ボランティア活動	
【3-4-o】	本学ホームページ「奨学金・修学支援」	

和歌山信愛大学

【3-4-p】	和歌山信愛大学 学生募集要項	【資料 F-4】と同じ
【3-4-q】	本学ホームページ「情報公開」	
【3-4-r】	ボランティアに係る教学センター(キャリアセンター)の学生支援	
【3-4-s】	和歌山信愛大学課外活動団体規程	
3-5. 学修環境の整備		
施設・設備の管理に関する規則		
【3-5-1】	和歌山信愛女学院固定資産及び物品管理規程	
ICT 環境について学生に周知したことを示す文書		
【3-5-2】	学生便覧	【資料 F-5】と同じ
図書館に関する規則		
【3-5-3】	図書委員会規程	
【3-5-4】	図書館規程	
図書館利用案内		
【3-5-2】	学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【3-5-5】	本学ホームページ「図書館」	
建物の耐震化率を示す文書		
【3-5-6】	本学ホームページ「耐震化状況」	
臨地実務実習施設一覧(専門職大学のみ)		
	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-5-a】	和歌山信愛大学 大学案内	【資料 F-2】と同じ
【3-5-b】	本学ホームページ「交通アクセス」	
【3-5-c】	本学ホームページ「情報公開」	【3-4-q】と同じ
【3-5-d】	和歌山市との協定書(土地建物)	
【3-5-e】	本学ホームページ「情報公開・設置に係る設置履行状況報告書」	【資料 F-15】と同じ
【3-5-f】	本学ホームページ「キャンパスマップ、バーチャル和歌山信愛大学ツアー」	
【3-5-g】	クラス・コースの学生数	
【3-5-h】	履修規程	【資料 F-10】と同じ
【3-5-i】	時間割	
【3-5-j】	和歌山地域図書館協議会ホームページ	
【3-5-k】	図書館利用者数の推移	
【3-5-l】	ブックハンティング資料	
【3-5-m】	和歌山市ホームページ(避難所・避難場所)	
【3-5-n】	和歌山市と本学の災害時における協定	

基準 4. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
ディプロマ・ポリシーを示す部分の URL		
【4-1-1】	本学ホームページ「建学の精神・教育理念」 (https://www.wsu.ac.jp/about/spilit_and_philosophy/)	【1-1-1】と同じ
【4-1-2】	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科の三つのポリシー (https://www.wsu.ac.jp/about/policy/)	【資料 F-14】と同じ
ディプロマ・ポリシーを策定する会議体の規則		
【4-1-3】	和歌山信愛大学 学則	【資料 F-3】と同じ
【4-1-4】	運営会議規程	【資料 F-10】と同じ

和歌山信愛大学

学生にディプロマ・ポリシーの内容を説明する文書など		
【4-1-5】	履修のてびき	【資料 F-13】と同じ
学位規則、学位審査基準		
【4-1-3】	和歌山信愛大学 学則	【資料 F-3】と同じ
【4-1-6】	学位規程	【資料 F-10】と同じ
進級・卒業・単位認定に関する規則		
【4-1-7】	履修規程	【資料 F-10】と同じ
単位認定、進級、卒業判定を行う会議体の規則		
【4-1-8】	教授会規程	【資料 F-10】と同じ
入学前の実務経験を通じて修得している実践的な能力の単位認定の基準（専門職大学のみ）		
	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-1-a】	学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【4-1-b】	本学ホームページ「教育課程概念図（カリキュラムマップ）」	
【4-1-c】	シラバス	【資料 F-13】と同じ
【4-1-d】	本学ホームページ「学生生活のてびき・シラバス」	
【4-1-e】	学生表彰規程	【資料 F-10】と同じ
【4-1-f】	教授会議事録（単位認定）	
4-2. 教育課程及び教授方法		
カリキュラム・ポリシーを示す部分の URL		
【4-2-1】	大学ホームページ「三つのポリシー（教育三方針）」 (https://www.wsu.ac.jp/about/policy/)	【資料 F-14】と同じ
カリキュラム・ポリシーを策定する会議体の規則		
【4-2-2】	運営会議規程	【資料 F-10】と同じ
【4-2-3】	教授会規程	【資料 F-10】と同じ
【4-2-4】	和歌山信愛大学 学則	【資料 F-3】と同じ
学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書など		
【4-2-5】	履修のてびき	【資料 F-13】と同じ
教育課程の体系的編成を示すカリキュラムマップやカリキュラムツリーなど		
【4-2-6】	本学ホームページ「教育課程概念図（カリキュラムマップ）」	【4-1-b】と同じ
履修に関する規則		
【4-2-7】	履修規程	【資料 F-10】と同じ
教育課程を検討する会議体の規則		
【4-2-3】	教授会規程	【資料 F-10】と同じ
シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書		
【4-2-8】	シラバス作成のご依頼	
【4-2-9】	シラバス作成要領	
教養教育を検討する会議体の規則		
【4-2-10】	教務委員会規程	【資料 F-10】と同じ
教育課程連携協議会の議事録（専門職大学のみ）		
	該当なし	
授業科目別登録者数一覧（専門職大学のみ）		
	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-2-a】	学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【4-2-b】	新入生ガイダンス	【3-2-g】と同じ
【4-2-c】	教務委員会議事録	
【4-2-d】	シラバス	【資料 F-13】と同じ
【4-2-e】	本学ホームページ「情報公開・学生による授業評価アンケート」	【2-1-f】と同じ

和歌山信愛大学

【4-2-f】	学生表彰規程	【資料 F-10】と同じ
【4-2-g】	授業関係 休講・補講・教室変更等様式	
【4-2-h】	卒業単位確認表	
【4-2-i】	履修規程別表	
【4-2-j】	保育の現場の魅力発信事業の動画	
【4-2-k】	本学ホームページ「機構図」	
【4-2-l】	和歌山信愛大学役職・委員会	【3-2-a】と同じ
【4-2-m】	自己点検評価委員会規程	【資料 F-10】と同じ
【4-2-n】	FD 委員会規程	【資料 F-10】と同じ
【4-2-o】	SD 委員会規程	【資料 F-10】と同じ
【4-2-p】	FD・SD 研修会 年度計画	【2-1-c】と同じ
【4-2-q】	自己点検報告書会議議事録	
【4-2-r】	本学ホームページ「情報公開・和歌山信愛大学自己点検・評価報告書内 授業科目における自己点検・評価」	【2-1-d】と同じ
【4-2-s】	教員改善アンケート	
4-3. 学修成果の把握・評価		
大学が求める学修成果を示す文書など		
【4-3-1】	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科の三つのポリシー	【資料 F-14】と同じ
【4-3-2】	本学ホームページ「教育課程概念図（カリキュラムマップ）」	【4-1-b】と同じ
大学が求める学修成果の内容を学生に説明する文書など		
【4-3-2】	本学ホームページ「教育課程概念図（カリキュラムマップ）」	【4-1-b】と同じ
【4-3-3】	シラバス	【資料 F-13】と同じ
学修成果の把握・評価の方針		
【4-3-3】	シラバス	【資料 F-13】と同じ
学修成果の把握・評価の方法などについて検討する会議体の規則		
【4-3-4】	自己点検評価委員会規程	【資料 F-10】と同じ
学修成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果		
【4-3-5】	本学ホームページ「情報公開・学生による授業評価アンケート」	【2-1-f】と同じ
学修成果の把握・評価の結果を、教育内容、方法及び学修指導の改善にフィードバックすることを検討する会議体の議事録		
【4-3-6】	自己点検評価委員会議事録（学修成果の把握評価の結果を、教育内容、方法および学修指導の改善にフィードバックすることを検討する会議体の議事録）	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-3-a】	和歌山信愛大学アセスメントプラン	【2-1-b】と同じ
【4-3-b】	本学ホームページ「情報公開・卒業生学生生活調査」	【2-1-h】と同じ
【4-3-c】	学生取得予定免許・資格管理表	
【4-3-d】	進路希望調査	
【4-3-e】	教職履修カルテ（学生ポータル）	
【4-3-f】	成績分析リスト	
【4-3-g】	教職課程委員会規程	【資料 F-10】と同じ
【4-3-h】	学生生活調査	【2-1-g】と同じ
【4-3-i】	授業評価アンケートを受けた 2024 年度前期開講授業科目における自己点検・評価	
【4-3-j】	授業評価アンケートを受けた 2024 年度後期開講授業科目における自己点検・評価	
【4-3-k】	本学ホームページ「情報公開・和歌山信愛大学自己点検・評価報告書」	【2-1-d】と同じ
【4-3-l】	履修のてびき	【資料 F-13】と同じ
【4-3-m】	担当教員一覧（シラバス目次）	

【4-3-n】	オフィスアワー	【3-2-3】と同じ
【4-3-o】	FD・SD研修会 年度計画	【2-1-c】と同じ
【4-3-p】	相互授業参観可能授業一覧	
【4-3-q】	相互授業参観コミュニケーションカード	
【4-3-r】	実習担当者会議規程	【資料 F-10】と同じ
【4-3-s】	小学校教育実習巡回指導教員事前確認事項	
【4-3-t】	進路就職委員会規程	【資料 F-10】と同じ
【4-3-u】	面接練習報告（面接講座用）様式（キャリアセンター）	

基準 5. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性		
大学の意思決定に関する組織図		
【5-1-1】	機構図	
大学の意思決定に関する会議体の規則		
【5-1-2】	運営会議規程	【資料 F-10】と同じ
【5-1-3】	教授会規程	【資料 F-10】と同じ
学長の職務権限に関する規則		
【5-1-4】	組織規程	【資料 F-10】と同じ
教授会に関する規則		
【5-1-3】	教授会規程	【資料 F-10】と同じ
教授会の開催日時・議題一覧		
【5-1-5】	教授会議題一覧	
学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって定められていることを示す文書		
【5-1-6】	履修のてびき	【資料 F-13】と同じ
【5-1-7】	和歌山信愛大学 学則	【資料 F-3】と同じ
事務局組織図		
【5-1-8】	学校法人の組織機構図（事務組織）	
事務分掌に関する規則		
【5-1-9】	事務組織及び事務分掌に関する規程	【資料 F-10】と同じ
職員採用・昇任の方針・規則		
【5-1-10】	就業規則	
教育課程連携協議会の規則（専門職大学のみ）		
	該当なし	
教育課程連携協議会の構成員名簿（専門職大学のみ）		
	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-1-a】	和歌山信愛大学内部質保証の方針	【2-1-1】と同じ
【5-1-b】	自己点検評価委員会規程	【資料 F-10】と同じ
【5-1-c】	和歌山信愛大学アセスメントプラン	【2-1-b】と同じ
【5-1-d】	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科の三つのポリシー	【資料 F-14】と同じ
【5-1-e】	教務委員会規程	【資料 F-10】と同じ
【5-1-f】	シラバス	【資料 F-13】と同じ
【5-1-g】	本学ホームページ「教育課程概念図（カリキュラムマップ）」	【4-1-b】と同じ
【5-1-h】	FD委員会規程	【資料 F-10】と同じ
【5-1-i】	SD委員会規程	【資料 F-10】と同じ
【5-1-j】	FD・SD研修会 年度計画	【2-1-c】と同じ

【5-1-k】	学生便覧	【資料 F-5】と同じ
5-2. 教員の配置		
教員の採用・昇任の方針・規則		
【5-2-1】	教員選考規程	【資料 F-10】と同じ
【5-2-2】	教員資格基準	【資料 F-10】と同じ
教員人事に関する会議体の規則		
【5-2-3】	運営会議規程	【資料 F-10】と同じ
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-2-a】	本学ホームページ「研究者情報」	
【5-2-b】	本学ホームページ「わかやま子ども学総合研究センター特別研究会員」	
5-3. 教員・職員の研修・職能開発		
FDの方針・計画		
【5-3-1】	FD・SD 方針・計画	
FDの実施報告書		
【5-3-2】	FD・SD 研修会 実施報告書	
SDの方針・計画		
【5-3-1】	FD・SD 方針・計画	
SDの実施報告書		
【5-3-2】	FD・SD 研修会 実施報告書	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-3-a】	運営会議規程	【資料 F-10】と同じ
【5-3-b】	SD 委員会規程	【資料 F-10】と同じ
【5-3-c】	年度の教育目標	
【5-3-d】	和歌山信愛女学院 事業計画	【資料 F-7】と同じ
5-4. 研究支援		
研究環境に関する調査の結果		
【5-4-1】	研究に関する調査結果	
研究環境整備の方針・計画		
【5-4-2】	教育環境等整備に関する方針	
研究倫理に関する規則		
【5-4-3】	和歌山信愛大学研究倫理規程	【資料 F-10】と同じ
研究費の適正利用に関するマニュアル		
【5-4-4】	公的研究費等補助金取扱いに関する規程	【資料 F-10】と同じ
【5-4-5】	研究費等に係る業者等への対応に関する方針	【資料 F-10】と同じ
研究活動への資源配分に関する規則		
【5-4-4】	公的研究費等補助金取扱いに関する規程	【資料 F-10】と同じ
【5-4-6】	共同研究費規程	
研究活動に対する RA など人的支援に関する規則		
	該当なし	
科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書		
【5-4-7】	科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書	
外部資金応募・獲得の実績一覧		
【5-4-8】	外部資金及び採択事業一覧	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-4-a】	学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【5-4-b】	新入生ガイダンス	【3-2-g】と同じ

【5-4-c】	FD・SD 研修 年度計画	【2-1-c】と同じ
【5-4-d】	研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程	【資料 F-10】と同じ
【5-4-e】	公的研究費内部監査規程	【資料 F-10】と同じ
【5-4-f】	内部監査報告書	
【5-4-g】	「共同研究費等」申請一覧	

基準 6. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 経営の規律と誠実性		
組織倫理に関する規則		
【6-1-1】	和歌山信愛大学就業規則	【資料 F-10】と同じ
情報公表に関する規則		
【6-1-2】	和歌山信愛大学情報公開規程	
学校教育法施行規則第 172 条の 2 に対応した部分の URL		
【6-1-3】	本学ホームページ「情報公開」 (https://www.wsu.ac.jp/about/information_disclosure/)	【3-4-q】と同じ
私立学校法第 151 条に対応して公開した部分の URL		
【6-1-3】	本学ホームページ「情報公開」 (https://www.wsu.ac.jp/about/information_disclosure/)	【3-4-q】と同じ
内部統制システムの基本方針		
【6-1-4】	和歌山信愛大学ガバナンス・コード	【資料 F-10】と同じ
内部統制の組織体制を示す図		
【6-1-5】	内部統制説明図	
内部統制に関する規則		
【6-1-4】	和歌山信愛大学ガバナンス・コード	【資料 F-10】と同じ
ハラスメント防止に関する規則		
【6-1-6】	ハラスメント防止規程	【資料 F-10】と同じ
個人情報保護に関する規則		
【6-1-7】	個人情報の保護に関する規程	【資料 F-10】と同じ
危機管理に関する方針・規則		
【6-1-8】	危機管理規程	【資料 F-10】と同じ
【6-1-9】	危機管理委員会規程	【資料 F-10】と同じ
危機管理に関するマニュアル		
【6-1-10】	危機管理基本マニュアル	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-1-a】	和歌山信愛女学院 寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【6-1-b】	学校法人和歌山信愛女学院 役員報酬規程	【資料 F-10】と同じ
【6-1-c】	ハラスメント防止ポスター	
【6-1-d】	組織規程	【資料 F-10】と同じ
【6-1-e】	学校法人和歌山信愛女学院 行動計画	
【6-1-f】	本学ホームページ「研究者情報」	【5-2-a】と同じ
【6-1-g】	本学ホームページ「年間スケジュール・イベント」	
【6-1-h】	本学ホームページ「進路・就職」	【3-1-n】と同じ
【6-1-i】	学校法人和歌山信愛女学院 中期計画	【資料 F-9】と同じ
【6-1-j】	人権委員会規程	【資料 F-10】と同じ
【6-1-k】	和歌山県人権啓発センターと連携した人権啓発イベントの取り組み（教授会議事録）	
【6-1-l】	環境負荷低減に向けた学内掲示	

6-2. 理事会の機能		
法人の意思決定に関する組織図		
【6-2-1】	法人の意思決定に関する組織図	
予算・決算を承認した際の理事会の議事録		
【6-2-2】	予算・決算を承認した際の理事会の議事録	
理事を選任する会議体の規則		
【6-2-3】	理事を選任した際の会議体の議事録（評議員会議事録）	
理事を選任した際の会議体の議事録		
【6-2-4】	和歌山信愛女学院 寄附行為	【資料 F-1】と同じ
中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録		
【6-2-5】	中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録	
理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書		
【6-2-6】	理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書（5月20日理事会議事録）	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-2-a】	理事会・評議員会開催状況	【資料 F-11】と同じ
【6-2-b】	理事会・評議員会開催案内例	【資料 F-11】と同じ
【6-2-c】	理事会・評議員会出欠状況	【資料 F-11】と同じ
【6-2-d】	学校法人和歌山信愛女学院役員名簿	【資料 F-11】と同じ
6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能		
評議員を選任した際の会議体の議事録		
【6-3-1】	評議員を選任した際の会議体の議事録	
監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録		
【6-3-2】	監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録	
予算・決算を審議した際の評議員会の議事録		
【6-3-3】	予算・決算を審議した際の評議員会の議事録	
監事監査に関する規則		
【6-3-4】	監事監査規程	【資料 F-10】と同じ
監事監査計画書		
【6-3-5】	監事監査計画書	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-3-a】	和歌山信愛大学役職・委員会	【3-2-a】と同じ
【6-3-b】	学校法人和歌山信愛女学院 中期計画	【資料 F-9】と同じ
【6-3-c】	理事会・評議員会開催状況	【資料 F-11】と同じ
【6-3-d】	学校法人和歌山信愛女学院 寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【6-3-e】	監事監査報告書	【資料 F-12】と同じ
【6-3-f】	学校法人和歌山信愛女学院役員名簿	【資料 F-11】と同じ
【6-3-g】	理事会・評議員会開催案内例	【資料 F-11】と同じ
6-4. 財務基盤と収支		
予算編成方針		
【6-4-1】	大学予算策定方針	
財務計画書		
【6-4-2】	本学ホームページ「情報公開」	【3-4-q】と同じ
外部資金導入の実績		
【6-4-3】	外部資金導入の実績（5月20日の理事会議事録）	
資産運用に関する規則		
【6-4-4】	学校法人和歌山信愛女学院 資産運用規程	【資料 F-10】と同じ
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-4-a】	学校法人和歌山信愛女学院 中期計画	【資料 F-9】と同じ

和歌山信愛大学

【6-4-b】	本学ホームページ「進路・就職」	【3-1-n】と同じ
【6-4-c】	本学ホームページ「入試情報」	
【6-4-d】	計算書類	【資料 F-12】と同じ
6-5. 会計		
経理に関する規則		
【6-5-1】	学校法人和歌山信愛女学院経理規程	【資料 F-10】と同じ
【6-5-2】	学校法人和歌山信愛女学院経理規程施行細則	【資料 F-10】と同じ
会計監査人の選任に関する規則		
【6-5-3】	和歌山信愛女学院 寄附行為	【資料 F-1】と同じ
会計監査人が監事に報告した内容を示す文書など		
【6-5-4】	会計監査人が監事に報告した内容を示す文書	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-5-a】	学校法人和歌山信愛女学院資産運用規程	【資料 F-10】と同じ
【6-5-b】	学校法人和歌山信愛女学院固定資産及び物品管理規程	【資料 F-10】と同じ
【6-5-c】	理事会・評議員会開催状況	【資料 F-11】と同じ
【6-5-d】	公的研究費内部監査規程	【資料 F-10】と同じ
【6-5-e】	公的研究費等補助金取扱いに関する規程	【資料 F-10】と同じ
【6-5-f】	研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程	【資料 F-10】と同じ
【6-5-g】	内部監査報告書	【5-4-2】と同じ

基準 A. 地域連携・地域貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域連携・地域貢献方針		
【A-1-1】	和歌山信愛短期大学ホームページ	
【A-1-2】	和歌山信愛中学校・高等学校ホームページ	
【A-1-3】	和歌山信愛幼稚園ホームページ	
【A-1-4】	地（知）の拠点整備事業採択	
【A-1-5】	和歌山県長期総合計画	
【A-1-6】	和歌山県及び和歌山市等との協定書	【3-3-b】と同じ
【A-1-7】	FD・SD 研修会 年度計画	【2-1-c】と同じ
【A-1-8】	学校法人和歌山信愛女学院 中期計画	【資料 F-9】と同じ
【A-1-9】	和歌山信愛女学院 事業計画	【資料 F-7】と同じ
A-2. 地域連携・地域貢献の具体化		
【A-2-1】	きょう育の和センター報告書	【3-3-e】と同じ
【A-2-2】	本学ホームページ「わかやま子ども学総合研究センターシンポジウム」	
【A-2-3】	わかやま子ども学総合研究センタージャーナル	
【A-2-4】	地域のステークホルダーとの協定書	
【A-2-5】	ボランティア資料	【表 3-8】と同じ
【A-2-6】	インターンシップ資料	
【A-2-7】	スポーツ庁表彰状	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。

※「専門職大学のみ」の欄について該当がない場合は、「該当なし」と記載すること。

※基準項目ごとの「自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料」に該当資料が無い場合は、記入欄を削除すること。